

岩手県監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 21 年 3 月 6 日

岩手県監査委員 中 平 均

岩手県監査委員 工 藤 勝 子

岩手県監査委員 菊 池 武 利

岩手県監査委員 谷 地 信 子

平成20年度

包括外部監査の結果報告書

教育委員会所管の指定管理者制度導入施設及び
いわて県民情報交流センターの管理・運営状況に
ついて

平成21年2月

岩手県包括外部監査人

公認会計士 久保直生

目次

I	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件(テーマ)	1
3.	監査対象期間	1
4.	監査対象部局等および施設	1
5.	特定の事件(テーマ)を選定した理由	2
6.	監査要点	3
(1)	指定管理者の選定手続きについて	3
(2)	施設の運営・管理について	3
7.	主な監査手続	3
(1)	監査対象施設の概要の把握	3
(2)	指定管理者選定に関する監査手続	3
(3)	県が実施する指定管理者に対する評価、指導および監督に関する監査手続	4
(4)	各施設への往査により実施した監査手続	4
8.	外部監査の実施期間	5
9.	補助者	5
10.	利害関係	5
II	指定管理者制度	6
	【概要】	6
1.	公の施設の管理運営方法	6
2.	指定管理者制度	6
(1)	指定管理者制度の概要	6
(2)	指定管理者制度の特徴	7
3.	県の管理運営方法	8
4.	県における制度導入に係る基本的考え方	9
(1)	対象となる施設のあり方検討と制度導入の考え方	9
(2)	指定管理者制度導入の目的	9
(3)	指定の手続き	10
(4)	施設設置者としての県の対応	11
(5)	その他	12
	【監査の結果と意見】	12
1.	県での指定管理者選定方法(意見)	12

(1) 指定管理者の申請資格.....	14
(2) 選考基準および審査内容.....	16
(3) 指定管理業務の範囲について.....	19
(4) 利用料金制導入の可否について.....	24
(5) 指定管理者として指定する期間について.....	25
(6) 選定委員の選任について.....	26
(7) 選定委員の特点について.....	27
2. 県と指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団との資産管理の明確化について(意見).....	28
(1) 備品の管理について.....	28
(2) 指定管理料または利用料金収入で取得した資産について.....	28
3. 指定管理者制度導入による経費削減効果について(意見).....	29
(1) 教育委員会事務局スポーツ健康課所管施設.....	29
(2) 教育委員会生涯学習文化課所管施設.....	30
4. 指定管理者のモニタリングについて(意見).....	31
(1) 県における指定管理者のモニタリングの概要.....	31
(2) 管理運営状況評価シートフォームの内容について.....	31
(3) 県の評価について.....	32
5. 管理運営状況評価シートによる各施設の評価について(意見).....	33
(1) 県民会館.....	33
(2) 県立美術館.....	34
(3) 県立博物館.....	35
(4) 県立美術館、県民会館、県立博物館共通事項.....	35
6. スポーツ施設に対する評価の未実施(結果).....	36
III 各施設に関する監査の結果と意見.....	37
1. いわて県民情報交流センター.....	37
【施設の概要】.....	37
(1) 整備に至った経緯(平成12年1月「盛岡駅西口地区県有地活用基本計画」より抜粋).....	37
(2) 複合施設整備の必要性(平成12年1月「盛岡駅西口地区県有地活用基本計画」より一部抜粋).....	38
(3) 施設の状況.....	38
(4) 初期投資の状況.....	41
(5) 施設に係る職員の状況.....	41
(6) 施設の利用状況.....	43
(7) 収支の状況.....	43

(8) 指定管理者による管理代行方式について	44
(9) 指定管理者の業務範囲.....	45
(10) 指定管理者	46
【監査の結果と意見】.....	46
(1) いわて県民情報交流センターの存在意義(意見)	46
(2) 施設運営の評価・見直しについて(意見)	47
(3) 指定管理者からの収支報告について(意見)	49
(4) 領収書の管理(意見)	52
(5) 窓口での施設利用料収入管理について(意見)	52
(6) 備品管理について(意見)	52
(7) アイーナ施設の利用状況について(意見)	53
2. 岩手県立図書館.....	58
【施設の概要】.....	58
(1) 施設の状況.....	58
(2) 初期投資の状況	60
(3) 施設に係る職員の状況.....	60
(4) 施設の利用状況	62
(5) 収支の状況.....	62
【監査の結果と意見】.....	64
(1) 図書館の存在意義(意見)	64
(2) 備品購入における手続の遵守(結果).....	67
(3) 物品の管理について(結果)	68
(4) 絵画について(結果)	68
(5) 図書情報システム機器等賃貸借契約(意見)	69
(6) 図書情報システム業務用データベース使用に係る契約(意見)	70
3. 岩手県立美術館.....	71
【施設の概要】.....	71
(1) 施設の状況.....	71
(2) 初期投資の状況	73
(3) 施設に係る職員の状況.....	73
(4) 施設の利用状況	75
(5) 収支の状況.....	76
【監査の結果と意見】.....	78
(1) 美術館の存在意義(意見)	78
(2) 展示室以外の利用状況の向上について(意見)	81
(3) 特別展招待券の配布方法の見直し(意見)	82

(4) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)	83
(5) 陳腐化資産の早期処分(意見)	84
(6) 委託管理業務に関する契約方法の見直し(意見)	84
(7) 清掃業務における入札業者指名基準(意見)	88
(8) 領収書の管理について(意見)	89
(9) 公印の管理について(意見)	90
(10) 大金庫の管理について(意見)	90
(11) 図録の管理および有効活用について(意見)	91
(12) 美術館友の会のモニタリングについて(意見)	94
4. 岩手県立博物館	95
【施設の概要】	95
(1) 施設の状況	95
(2) 初期投資の状況	97
(3) 施設に係る職員の状況	97
(4) 施設の利用状況	99
(5) 収支の状況	99
【監査の結果と意見】	102
(1) 博物館の存在意義(意見)	102
(2) 特別展示(テーマ展および企画展)について(意見)	106
(3) 特別展について(意見)	107
(4) 招待券について(意見)	108
(5) 入館料の減免について(意見)	109
(6) 視聴覚機器保守点検業務(結果)	110
(7) 警備・清掃委託業務(意見)	111
(8) 設備管理業務委託(結果)	112
5. 岩手県民会館	113
【施設の概要】	113
(1) 施設の状況	114
(2) 初期投資の状況	115
(3) 施設に係る職員の状況	115
(4) 施設の利用状況	117
(5) 収支の状況	117
【監査の結果と意見】	120
(1) 岩手県民会館の存在意義(意見)	120
(2) 会議施設の利用料金(意見)	121
(3) 利用料金の徴収方法について(意見)	122

(4) 個人情報の管理(意見).....	122
(5) 遊休施設の利用について(意見).....	122
(6) 財産管理について(結果).....	123
(7) 清掃業務委託(結果).....	129
(8) 防災設備保守業務委託(結果・意見).....	129
(9) 大金庫のダイヤル錠について(意見).....	130
(10) 領収書の管理について(意見).....	131
(11) 切手の管理について(意見).....	131
6. 岩手県営体育館.....	132
【施設の概要】.....	132
(1) 施設の状況.....	133
(2) 初期投資の状況.....	136
(3) 施設に係る職員の状況.....	136
(4) 施設の利用状況.....	138
(5) 収支の状況.....	138
【監査の結果と意見】.....	140
(1) 体育館の存在意義について(意見).....	140
(2) 午前中の利用率について(意見).....	140
(3) 給排水設備保守点検業務(結果).....	141
(4) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果).....	142
(5) 施設利用の特別減免について(意見).....	144
7. 岩手県営スケート場.....	145
【施設の概要】.....	145
(1) 施設の状況.....	146
(2) 初期投資の状況.....	149
(3) 施設に係る職員の状況.....	149
(4) 施設の利用状況.....	151
(5) 収支の状況.....	151
【監査の結果と意見】.....	153
(1) スケート場の存在意義(意見).....	153
(2) キッズオンサタデーの開催日と効果について(意見).....	155
(3) 点検等の措置について(意見).....	156
(4) 小口現金の管理について(意見).....	157
(5) スケート場貸切使用許可申請書の管理について(意見).....	157
(6) 備品の管理について(意見).....	158
(7) 運營業務委託契約(意見).....	158

(8) 清掃業務委託契約における指名競争入札の業者選定について(意見)	160
8. 岩手県営武道館	161
【施設の概要】	161
(1) 施設の状況	162
(2) 初期投資の状況	166
(3) 施設に係る職員の状況	166
(4) 施設の利用状況	168
(5) 収支の状況	168
【監査の結果と意見】	170
(1) 武道館の存在意義(意見)	170
(2) 相撲場の有効利用(意見)	171
(3) 早朝の利用状況(意見)	171
(4) 更衣室の管理について(意見)	171
(5) 施設の点検について(意見)	172
(6) 大道場の稼働率について(意見)	172
(7) 備品管理について(結果)	172
(8) 岩手県営体育施設利用予約システム(意見)	173
(9) 利用券の管理状況について(意見)	174
(10) 施設使用許可申請書について(意見)	174
(11) 駐車場の利用について(意見)	175
9. 岩手県営野球場	175
【施設の概要】	175
(1) 施設の状況	176
(2) 初期投資の状況	178
(3) 施設に係る職員の状況	179
(4) 施設の利用状況	180
(5) 収支の状況	181
【監査の結果と意見】	183
(1) 野球場の存在意義(意見)	183
(2) 利用料金設定について(意見)	183
(3) プロ野球開催の効果について(意見)	185
(4) 施設の有効利用について(意見)	186
(5) 野球場使用許可申請書の管理について(意見)	187
(6) スピードガンの貸出について(意見)	187
(7) 駐車場でのキャッチボールについて(意見)	187
(8) 雨漏りについて(意見)	188

(9) 大金庫のダイヤル錠について(意見)	189
(10) 野球場スコアボード表示装置設備保守点検業務(意見)	189
(11) 野球場清掃業務(意見)	190
(12) 野球場グラウンド整備業務(意見)	192
10. 岩手県営運動公園	193
【施設の概要】	193
(1) 施設の状況	194
(2) 初期投資の状況	197
(3) 施設に係る職員の状況	198
(4) 施設の利用状況	200
(5) 収支の状況	200
【監査の結果と意見】	202
(1) 運動公園の存在意義(意見)	202
(2) 交通公園指導業務委託契約(意見)	204
(3) 給排水設備保守点検業務(結果)	206
(4) 物品の管理不備(結果)	207
(5) 小口現金の管理について(意見)	209
(6) 有料公園施設使用申込書の管理について(意見)	210

I 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および第4項、ならびに岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

教育委員会所管の指定管理者制度導入施設及びいわて県民情報交流センターの管理・運営状況について

3. 監査対象期間

平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

ただし、必要と認めた範囲において平成18年度以前の各年度および平成20年度の業務についても監査対象とした。

4. 監査対象部局等および施設

対象部局等	対象施設
教育委員会事務局生涯学習文化課および各施設の指定管理者	岩手県立図書館 岩手県立美術館 岩手県立博物館 岩手県民会館
教育委員会事務局スポーツ健康課および各施設の指定管理者	岩手県営体育館 岩手県営スケート場

	岩手県営武道館 岩手県営野球場 岩手県営運動公園
地域振興部NPO・文化国際課および施設の指定管理者	いわて県民情報交流センター

5. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

公の施設に係る運営経費は一般的に地方公共団体の歳出において相当な割合を占めていると言える。岩手県においてもこれらの施設運営に係る支出のうち、指定管理者制度を導入している施設の指定管理料や委託料が、平成19年度で約46億円にのぼる水準となっている。施設が設置目的を達成しているか、運営が適切に行われているか、効率的に利用されているかについては、近年特に住民の関心は高く、重要なテーマである。特に施設の建設や運営には多額の財政支出を伴うため、設置の決定に当たっては、適切な判断が求められるとともに、その後の管理を委託する団体等に対する委託料の支出についても、十分な検討が必要である。

また、平成15年の地方自治法の改正により、公の施設は、指定管理者制度に移行することが可能とされており、岩手県においても平成17年度から同制度を導入している。そのため、指定管理者選定手続の妥当性、制度の趣旨実現のための対応等、同制度の運用状況および成果の評価が必要となるものと判断した。

上記の理由から、平成19年度までにおいて指定管理者制度を導入している施設のうち、その所管数が多い教育委員会所管の指定管理者制度導入施設、さらには、平成18年に公共サービス提供の複合施設として整備された「いわて県民情報交流センター」の管理・運営状況について本年度の監査対象とした。

6. 監査要点

(1) 指定管理者の選定手続きについて

- ① 指定管理者制度の設定および指定手続は法令、条例、規則等に準拠しているか。
- ② 指定管理料の設定は適切か。
- ③ 指定管理者の事業運営結果に対して適切な評価、監督・指導が行なわれているか。

(2) 施設の運営・管理について

- ① 施設の設置目的および運営方針に照らした管理・運営の効率的かつ効果的な実施がなされているか。また、その関連法規等に準拠しているか。
- ② 物品・備品・収蔵品等の財産管理は適正か。
- ③ 入館料等の収入管理、現金管理および決算処理は適正か。
- ④ 契約・支出事務手続は適正か。
- ⑤ 施設管理者または施設管理受託者は事業を効率的に実施しているか。
- ⑥ 施設の(住民1人当たりあるいは利用者1人当たりの)運営コストは適切な水準か。

7. 主な監査手続

(1) 監査対象施設の概要の把握

監査にあたっては、まず教育委員会所管の指定管理者制度導入施設およびいわて県民情報交流センターの概要を把握するために、各施設の事業の状況、管理の方法、利用者数の推移および施設委託料、指定管理料の変遷について、教育委員会および地域振興部の各施設担当者に対する質問、関係書類の閲覧により、確認した。

(2) 指定管理者選定に関する監査手続

県庁において、指定管理者選定委員会議事録、指定管理者募集要項、協定書および

契約書、基本協定書等の関係書類の閲覧および、教育委員会および地域振興部の担当者への質問により、指定管理者の選定手続の妥当性や正当性、指定管理業務の範囲の妥当性について検討した。

(3) 県が実施する指定管理者に対する評価、指導および監督に関する監査手続

県庁において、指定管理者に対する評価、指導および監督の方法ならびに内容について、関係書類の閲覧および教育委員会ならびに地域振興部の担当者への質問により確認し、妥当性を検討した。また、県の実施した評価の内容について、各施設への往査により確認した事項との比較や質問により妥当性を検討した。

(4) 各施設への往査により実施した監査手続

- ① 指定管理者に対する質問および施設概要資料の閲覧により施設の概要を把握した。
- ② 近隣の重複施設の有無、コストの発生金額、利用者数や利用率を把握し、県民にとっての施設の必要性を検討した。
- ③ 自主事業の実施状況、利用者の増加数等を把握し、指定管理者の利用者数向上の施策の妥当性を検討した。
- ④ 施設の現場視察を実施し、施設の管理状況や不要な物品の有無を確認した。
- ⑤ 協定書および契約書、基本協定書を閲覧し、指定管理者の実施しなければならぬ業務を把握し、当該業務が適切に実施されていることを確認した。
- ⑥ 金庫の内容物の確認、現金の実査、管理台帳の閲覧や質問により出納管理の妥当性を検討した。
- ⑦ 固定資産の実査、固定資産台帳の閲覧や質問により固定資産管理の妥当性を検討した。
- ⑧ 契約書の閲覧による契約内容の確認、入札に関する書類の閲覧により、契約方法

の正当性、契約内容の妥当性を検討した。

8. 外部監査の実施期間

平成 20 年 6 月 20 日から平成 21 年 2 月 10 日まで

9. 補助者

公認会計士	大立目 克 哉
公認会計士	坂 邊 淳 也
公認会計士	牧 野 成 治
会計士補	浦 野 智 明
会計士補	國 見 琢
会計士補	牧 江 真 弥
その他	阿 部 祐 基
その他	安 藤 歩

10. 利害関係

包括外部監査人および補助者は、いずれも包括外部監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係を有していない。

注:本報告書の金額表示等について

本報告書に含まれている表の内訳数値・金額については、端数処理等の関係で合計・合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値・金額を引用した場合にも同様に、引用した数値の合計又は金額等のほかの数値・金額と一致しない場合がある。

II 指定管理者制度

【概要】

1. 公の施設の管理運営方法

管理主体から分類すると県の公の施設の管理方法には次の方法がある。

- (1) 県の直接管理
- (2) 指定管理者を指定し、管理権限を委任

2. 指定管理者制度

(1) 指定管理者制度の概要

平成15年9月に施行された改正地方自治法において、公の施設の管理に民間の活力を活用し、住民サービスの向上や管理運営の効率化を図ることを狙いとし、「指定管理者制度」が創設された。

従来、公共団体、公共的団体および地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たす者のみが管理受託者として公の施設の管理(管理委託制度)を行っていたのに対し、指定管理者制度とは民間事業者を含む法人その他の団体が地方公共団体の指定を受け、「指定管理者」として管理を代行できる制度である。管理委託制度と指定管理者制度との主な相違点は(図表 1)のとおりである。

(図表1)管理委託者制度と指定管理者制度の主な相違点

	管理委託制度	指定管理者制度
制度の概要	「委託」・「受託」という法律、条例に根拠を持つ、公法上の契約関係。	最終的な管理権限を県に残したまま、指定管理者に「管理の代行」を行わせるもの。
受託者・指定管	・地方公共団体の出資法人のうち一定の要	法人その他の団体(法人格は必ずしも必要

理者となる対象 範囲	件を満たすもの(1/2以上出資等) ・公共団体(土地改良区等) ・公共的団体(農協、生協、自治会等)	ではない。個人は除く。
管理業務の範 囲	行政処分に当たる使用許可については委託 できない。	使用許可も管理権限の一環として指定管理 者が行うことができる。
県の立場	施設の管理権限および責任を有する。(受 託者は、契約に基づき、具体的な管理の事 務または業務の執行を行うのみ。)	管理権限自体の行使は行わず、指定管理 者の管理権限の行使について、設置者とし ての責任を果たす観点から、必要に応じて 指示を行い、指示に従わない場合は、指定 の取消等を行う。

(岩手県ホームページより)

(2) 指定管理者制度の特徴

① 複数年契約

委託管理契約では単年度の契約が行われ、かつ契約内容は仕様で詳細に決めているため、管理受託者は単年度で仕様書以上のサービス提供を実施することになり、効果的な管理がしにくい。これに対し、指定管理者制度においては複数年の契約が可能となり長期にわたる経営計画を策定し、継続的かつ安定的に良質のサービスの提供を期待することができる。

② 利用料金制と使用料制

指定管理者制度において施設利用等の収入の取扱方法に次の利用料金制および使用料制がある。なお、これらの併用も見られるところである。

ア. 利用料金制

利用料金制とは、公の施設の指定管理者に利用料金収入を収受させる一方で、施設の管理運営に要する経費の全部または一部を利用料金収入の中から賄わせる制度である。このように利用料金収入を経営に直接反映させることができるため、指定管理者の創意工夫の余地が拡大し、指定管理者の自主的な経営努力や施設管理の有効性と効率性の向上が期待できる。

イ. 使用料制

使用料制とは、公の施設の指定管理者に利用者からの料金を「使用料」として徴収・納付させる制度である。使用料は利用料金と異なり、地方公共団体の歳入となるべき公法上の債権に基づく公金、すなわち条例に基づき地方公共団体が徴収する公金である。そのため、指定管理者に利用者から使用料を徴収・収納させる場合は、地方自治法第243条および地方自治法施行令第158条の規定による私人に対する徴収または収納の委託によらなければならない。

③ 再委託

指定管理者は運営上必要な場合、他の事業者にも再委託が可能である。これにより、管理者自ら実施が不可能な分野や、より専門性が求められる分野について委託を行うことにより、利用者に対しより高度、良質のサービス提供が可能となる。ただし、業務を一括して第三者に委託することはできない。

3. 県の管理運営方法

今回、監査対象とした施設の管理運営方法は(図表2)のとおりである。なお、利用料が無料の県立図書館を除いている。

(図表2) 監査対象施設の管理運営方法一覧

県の直接管理	指定管理者を指定し、管理権限を委任		
	利用料金制	使用料制	併用
なし	県営スケート場、県営野球場、県営運動公園、県営体育館、県営武道館、県民会館、いわて県民情報交流センター	県立博物館 県立美術館	なし

4. 県における制度導入に係る基本的考え方

公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン(平成16年7月23日策定 岩手県総務部管財課)によれば県の指定管理者制度導入に係る基本的考え方は次のとおりである。

(1) 対象となる施設のあり方検討と制度導入の考え方

岩手県集中改革プログラム(平成20年1月策定)の「改革2 民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくり」に基づき、質の高いサービス提供や、効果的・効率的な施設の運営を推進するため、指定管理者導入施設のモニタリングによる効果検証や環境の変化等を踏まえた公の施設のあり方の検討を行う(平成20年4月1日改正により追加)。

施設毎に指定管理者に行わせる管理の基準、業務の範囲、指定の期間の他、募集方法、選定方法などについて検討し、基本方針を定める。

(2) 指定管理者制度導入の目的

指定管理者制度導入の目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図る

とともに、経費の節減等を図ること」である。

(3) 指定の手続き

① 指定管理者の募集

- 法改正の趣旨に基づき、民間法人等の幅広い参入の機会を確保し、競争原理を働かせるために、指定管理者の募集は原則、公募とするものとする。ただし、施設の性格、規模、機能等を考慮し、適当な理由があるときは、公募によらず特定の団体を指定管理者の候補者として選定することも可能である。
- 募集期間は、1ヶ月以上とし、十分な周知期間を設ける。
- 周知方法は、県の広報、ホームページ、掲示板、新聞、広報紙、通知などにより広く周知を行う。
- 公募にあたっては、施設の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、申請方法、選定基準・選定方法、現在の委託条件、委託額、利用実績など広く情報提供を行う。

② 指定管理者の選定

選定の透明性、公平性を確保するために、下記の事項に留意する。

- 最適な候補者を選定するため、選定にあたっては必要に応じて外部の意見を反映させること。
- 外部意見の反映については、必要に応じて専門的な知識を有する有識者などを交えた選定委員会などを設置する。
- 選定委員会は、指定管理者の選定審査の段階での客観性、公平性を確保するため、審査基準等の策定や募集要項の策定の段階から関わっていくことも考えられる。
- 選定にあたっては、指定手続等条例第3条に示している、公平性、効率性および効果性、安定性について、それぞれの施設の機能、性質、設置目的を踏まえ

た選定基準を設け、総合的に審査する。

- 選定委員会による選定過程の公開については、「審議会等の会議の公開に関する指針」(平成11年3月31日制定)にしたがって適正に行う。
- 選定結果については、情報公開条例(平成11年岩手県条例第61号)第7条第1項各号に該当するものを除き公表するよう努める。

③ 指定管理者の指定期間

指定管理者の指定期間は、概ね3年～5年程度とする。

④ 指定管理者の指定議決

指定管理者の指定にあたっては、次の事項について議決を得る。

- 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- 指定管理者となる団体の名称と住所
- 指定期間

⑤ 協定の締結

指定管理者と県で協議のうえ、必要に応じて公の施設の管理に関する協定を締結する。

協定書には、管理の基準や業務の範囲など条例で定める事項のほか、管理に係る業務の内容に関する事項(指定期間、事業計画、利用料金、業務報告・事業報告、指定の取消し・業務停止、リスク分担、業務の再委託に関する事、関係法令の遵守など)、県が支払う管理費用に関する事項、指定管理者が管理を通じて取得した個人情報の取扱いに関する事項(必記事項)、その他管理業務の実施にあたっての必要事項について記載する。

(4) 施設設置者としての県の対応

① 実地調査、指示

県は、指定管理者が管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に

対して、当該管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができる。

施設の設置者としての責任を果たすため、利用者の満足度や苦情などをモニタリングする仕組みを整え、必要に応じて立入り調査を行い、改善勧告などを行う。

② 指定の取消し等

県が公の施設の管理の業務または経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をした場合に、これらの指示に従わない場合や、指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合等、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることができる。

(5) その他

- 指定管理者制度においては、利用料金制および承認料金制を採用することができる。
- 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないが、警備、清掃などの個々具体的な業務を指定管理者から第三者へ委託することは可能である。
- 指定管理者が行う処分については、「行政手続条例」(平成12年岩手県条例第6号)第5条～第29条および第35条が適用される(聴聞手続きについては、聴聞規則を準用)。

【監査の結果と意見】

1. 県での指定管理者選定方法(意見)

指定管理者制度導入により、民間事業者を含め事業実施予定者が幅広くなることから、その選定に当たってはプロセス・手続の公平性・透明性の確保、およびその厳格な運用が

必須となる。

また、監査の対象とした施設については(図表3)のような特性があると考えられ、事業者選定においてこの特性を十分に考慮した選定が行われることが必要である。

(図表3) 監査の対象とした施設の特性

施設名	考えられる実施事業	事業の収益性	特性・事業者に主として求められる事項
県営スケート場 県営野球場 県営運動公園 県営体育館 県営武道館	イベント・教室	期待できず	ハード面では利用者に対して質の高いスポーツ施設の提供を行うことが求められる。指定管理者には各施設の良い維持管理能力が必要となる。また、ソフト面では各スポーツ振興のための教室開催も実施可能と考えられるが、受講者等は多くは期待できないものと考えられる。
県民会館	イベント・セミナー等	期待できる	利用者へは原則として有償のサービス提供が前提となっており、適正な施設管理、効率的な業務実施によるコストの低減のほか良質なサービス提供が求められる。また、県民の利用促進策の実施が求められる。なお、ソフト面でイベント・セミナー等の実施が考えられる。また、これらについては事業収益性の確保も比較的期待できるものと考えられる。
いわて県民情報交流センター	イベント・セミナー・教室	実施内容により、一部期待	利用者へは原則として有償のサービス提供が前提となっており、適正な施設管理、効率

		できる	的な業務実施によるコストの低減のほか良質なサービス提供が求められる。また、県民の利用促進策の実施が求められる。なお、ソフト面でイベント・セミナー・教室の実施が考えられるが、実施内容によっては収益の期待できるものも想定される。
県立図書館	イベント	期待できず	利用者へは無償のサービス提供が前提となっており公益性を保持しながら、適正な施設管理、効率的な業務実施によるコストの低減が求められる。
県立博物館 県立美術館	イベント・セミナー・教室・企画展	実施内容により、一部期待できる	文化的に質の高い豊かな住民生活を送るためのサービス提供が求められる。指定管理者はソフト面で高いサービス提供を行い、利用者の満足度の向上、リピーターの確保が求められる。なお、基本的に満足度は料金と見合うものでなければ利用者確保が困難となる。

このような考えの下で、県の指定管理者選定方法には、次のような検討課題があると考えられる。

(1) 指定管理者の申請資格

教育委員会が所管する指定管理者導入施設の選定団体と応募状況は(図表4)のとおりである。

(図表 4) 教育委員会所管の各施設の選定団体と応募団体数

施設名	選定団体	応募団体数
県立美術館	財団法人岩手県文化振興事業団	2
県立博物館	財団法人岩手県文化振興事業団	1
県民会館	財団法人岩手県文化振興事業団	3
県営体育館	財団法人岩手県スポーツ振興事業団	2
県営スケート場	財団法人岩手県スポーツ振興事業団	1
県営武道館	財団法人岩手県スポーツ振興事業団	3
県営野球場	財団法人岩手県スポーツ振興事業団	2
県営運動公園	財団法人岩手県スポーツ振興事業団	1

(図表4)のとおり、各施設に対する指定管理者の応募団体は1団体から3団体と少数であるとともに、県立博物館、県営スケート場、県営運動公園の3施設についての応募はそれぞれ以前の管理受託者であった財団法人岩手県文化振興事業団、財団法人岩手県スポーツ振興事業団のみであった。このような応募状況の下、指定管理者の選定団体は全施設について以前の管理委託者制度の管理受託者である財団法人岩手県文化振興事業団、財団法人岩手県スポーツ振興事業団となり、結果的に民間の活力を活用する指定管理者制度本来の趣旨は達成されたとはいえない状態であった。その一つの原因として募集団体の要件を狭めたことが考えられる。「教育委員会所管施設指定管理者募集要項」によれば、「指定管理者として申請できる団体は、県内に主たる事務所(本社機能を有するもの)を置くまたは置こうとする(指定管理者として選定される前まで設置すること。)法人その他の団体であること。」という条件を設定している。確かに、県内の雇用確保のために県内業者を保護するという意向について理解できる部分もある。しかし、指定管理者制度導入の本来趣旨を勘案すれば、団体所在地という指定管理における業務実施

能力とは関連性の低い要件により応募資格を狭めることは、より高い水準のサービスを提供できる団体が県外に存在する場合には、高い水準のサービス提供を受ける機会を放棄しているとも考えられる。このような状況は県民にとっても望ましい状況とは言えない面も多分にある。今後は、応募資格に地域的な制限を設けず幅広く募集をかけることも検討すべきと考えられる。

(2) 選考基準および審査内容

指定管理者を選定する際の選定基準および審査内容は(図表 5)のとおりである。

(図表 5) 指定管理者の選定基準および審査内容

選定基準	審査項目	審査内容	配点		
			県営体育館 県営スケート場 県営武道館 県営野球場 県営運動公園	県民会館	県立博物館 県立美術館
1. 県民の平等な利用の確保が図られるものであること	設置目的の理解	施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5	5	10
	平等利用の確保	県民の平等な利用が図られる内容となっているか。	5	5	5
2. 設置目的を効果的かつ効	利用促進	施設の利用促進に向け、具体的な方策を有	15	12	4

率的に達成することができるものであること		しているか。			
		地域住民や関係団体との連携が図られる計画となっているか。			0
	サービスの向上	利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	20	7	7
		利用者等からのクレーム対応は適切か。		7	7
	施設管理	適正かつ誠実に維持管理を行う内容となっているか。	10	7	7
		効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。		7	7
環境に配慮した業務運営となっているか		5		3	
3. 施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、管理運営計画との整合性は図られているか。	10	5	5
	経営基盤	経営基盤が安定して		5	5

		おり、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。			
	実施体制	施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか。	20	10	10
		施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。		10	10
		教育部門との緊密な連絡調整が行える体制となっているか。	0	0	5
	業務実績	施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。	5	5	5
4. その他	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。	5	5	5
	情報管理	個人情報の保護対策は万全か。	5	5	5

現状、教育委員会所管の指定管理者制度導入施設においては上表のとおり、すべての施設においてほぼ一律の審査基準により指定管理者が選定されている。また、審査項目については幅広い観点から構成されている(なお、いわて県民情報交流センター、県立図書館については総合提案方式によっており、このような配点はない)。

しかし、配点について一律としている施設があることについては改善の余地があるものと考えられる。すなわち、各施設では、(図表 3)のとおり事業の特性や県が当該施設の運営について求める内容、指定管理者に求める仕様が異なるのであり、それを一律の配点基準で評価することには無理があるものと考えられる。県が指定管理者に対して求める業務仕様によって重視されるべき項目は異なるため、ここで一概にどの点を重視すべきとはいえないが、例えば一般的には博物館や美術館のような施設については「利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。」というソフト面的項目がより重視されるべきである。また、県民会館のような施設については採算性確保のため利用促進策について有効なノウハウを持つかについて重視されるべきである。

また、後述するが指定管理の内容が施設の維持管理が中心になっている場合には施設管理能力を最も重視すべきということになる。

このように、当該施設にどのような運営を求めるか重視するかによって指定管理者選定のための配点は自ずと変わってくるものである。今後指定管理者選定の配点についてはこの様な観点から重点項目についてはより高い配点とすることも考えられるものと思われる。

(3) 指定管理業務の範囲について

現状、各施設における「協定書及び契約書」または「『基本協定書』別紙『管理運営業務仕様書』」で定められている指定管理業務の範囲は(図表 6)のとおりである。

(図表6) 指定管理業務の範囲

施設名	指定管理の範囲
県営スケート場 県営野球場 県営運動公園 県営体育館 県営武道館	1. 条例の規定により指定管理者が行う業務(施設および附属の設備の①使用等の許可および許可の取消し、②利用料金の設定、収納、免除および還付、③損害賠償等の指示) 2. 施設および設備の維持管理に関する業務 3. その他利用促進に関する業務 なお、この他次の業務を含む。 県営スケート場 開閉場時に係る業務 県営武道館 県営スケート場インラインスケート練習リンクにおける業務
県民会館	1. 使用の許可、利用料金の徴収等に関する業務 2. 施設等の維持管理に関する業務 3. 施設の利用促進に関する業務 4. その他施設の管理に必要と認められる業務
いわて県民情報交流センター	1. 施設の維持管理に関すること 2. 施設の運営に関すること
県立博物館 県立美術館	1. 入館の許可、入館料の徴収等に関する業務 2. 施設の維持管理に関する業務 3. 施設の利用促進に関する業務 4. その他施設の管理に必要と認められる業務

(2)で挙げた指定管理者選定の上での配点の見直しを図り、また、更なる県民サービス向上のためには各施設に関し指定管理者に求めるべき指定管理業務の範囲を県として再整理する余地があるものと考えられる。

① 県営スケート場、県営野球場、県営運動公園、県営体育館、県営武道館

指定管理の範囲は専ら施設管理であり、利用促進については施設のソフト面の充実ではなく広報、接遇改善、苦情対応が主な内容となっている。仮に県として現状のように施設管理に重きを置くのであれば、配点についてはこの点を重視すべきであり、当該分野で利のある建設業者等の参入が見込まれるのではなかろうか。

また、各施設での継続的な運動教室の実施といったソフト面に重きを置くのであれば質の高いサービスの提供という点を重視すべきであり、教室運営の実施可能性、運営ノウハウ、当該スポーツに精通した人材の配置等が可能な事業者を選定すべきである。

さらに、これら両方について重きを置くという考え方も当然あるものとする。

県は各施設についてどのような施設が理想であり、どのようなサービス提供の方向性を考えているのか、まずビジョンを明確にする必要がある。

現指定管理者は、財団法人岩手県スポーツ振興事業団であるが、施設管理センターの仕様であるにもかかわらず、特別に施設管理についてノウハウを蓄積しているわけでもなく、ほとんどの施設管理業務は外注である。また、スポーツ指導員等の活用によりスポーツ教室を自主事業として実施はしているが、継続的なものではなく、かつ各施設特有の性質を考慮した内容ともいいがたい面がある(自主事業の実施状況については(図表 7)参照)。財団法人岩手県スポーツ振興事業団以外に指定管理者への応募がなかったところではあるが、自らのノウハウを生かし、さらによりよい指定管理者として今後は各施設の本来目的に応じた自主事業を継続的に実施していく等の積極的方策を採っていくことが望まれる。

なお、過去の委託方式の場合と比較しコスト削減はなされており((図表 10)および

(図表 11) 参照。)、その理由としては外注費の金額が下がったことによるところが大きい。これは、これまでの契約を実施する際の金額査定が甘かった面と指定管理者導入によるコスト削減効果の両面があるものとも考えられ、一部については指定管理者制度導入による効果があったといえる。

(図表 7) 各体育施設の平成 19 年度に実施した自主事業

施設名	平成 19 年度に実施した自主事業
県営運動公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウォーキング体験 ・ すまいるグランドゴルフ練習会 ・ グランドゴルフ交流会 ・ 単身体力チェック、早起きジョギング、親子で交通安全(雨天のため中止) ・ 岩手県体育施設講習会
県営体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぶらんちスポーツクラブ ・ 第 3 回岩手県スポーツ振興事業団理事長杯フットサル大会 ・ スポーツカフェ 2008 スマッシュスポーツクラブ 岩手県営体育館ソフトテニス大会
県営野球場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少年野球教室・楽天野球塾(楽天野球団との共催) ・ スポーツフェスティバル 2007 学童野球交流試合(雨天のため中止) ・ バランスボール&ストレッチング教室(トレーニング教室) ・ グランドゴルフ大会

県営スケート場	<ul style="list-style-type: none"> ・ スケート教室
県営武道館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弓道教室 ・ 少年剣道教室 ・ ぶらんちスポーツクラブ ・ スポーツフェスティバル 2007

② 県立博物館、県立美術館

(図表 6)のとおり、指定管理業務は一般管理業務に限定され、行政・教育機能である学芸部門については財団法人岩手県文化振興事業団に従前どおり委託している。当該委託契約に含まれる具体的内容は次のとおりである。

- 総務企画調整事業
- 展示活動事業
- 資料収集保管活動事業
- 調査研究活動事業
- 教育普及活動事業

指定管理業務に学芸部門業務を含めていない理由はその設置目的にある。すなわち県立美術館の主な設置目的は①美術品および美術に関する資料を収集・保管・展示する役割、②美術に関する調査研究および普及活動を行うことにより岩手県の多様な美術文化を再評価および再発見する役割、③優れた美術作品を県民の鑑賞に供する役割という3点が挙げられる。また、県立博物館における主な設置目的は、①岩手県の歴史、美術、民族等に関する資料の収集・保管・展示を行う役割、②県民の教育、学術、文化の発展に寄与する役割、③優れた博物館資料を県民の利用に供する役割の3点が挙げられる。県ではこれら行政・教育機能については県の管理下に置く必要性を認識している。

確かに、行政・教育機能とされる部分について指定管理の範囲とした場合、美術館・

博物館共通して①については、岩手県出身作家の調査研究、保存、県民への周知ならびに学校教育との連携など商業ベースに乗りにくい業務については、疎かになる可能性がある。しかし、岩手県が保護すべき芸術は岩手県出身者の作品が主目的であり、仮に指定管理者制度を採用したとしても、例えば展示スペースの一定部分は当該分野に特化した展示を継続的に行う等、一部制約を課すことによっても達成可能と思われる。

他方、県立美術館・県立博物館共通して②・③については指定管理者の展示内容に関するノウハウを生かすことにより展示内容の質の向上を図ることができる可能性があると考えられる。その結果観覧者数の増加に繋がれば、県民に対する美術の振興がより促進されると考えられる。したがって、県立美術館・県立博物館共通して②・③部分についても指定管理の範囲とする方が、指定管理者制度の趣旨に合致すると思われる。

現指定管理者の財団法人岩手県文化振興事業団は学芸部門の受託者であるように本来的には美術館・博物館の展示内容の質の向上に関するノウハウは蓄積している団体であると考えられる。しかし、前述したとおり指定管理の範囲である一般管理部門について特に高度のノウハウを有しているとは言い難く、結局清掃、施設管理は外注によるところが大きい。これについては、指定管理者が本来、県立博物館、県立美術館で求められるノウハウを最大限生かせるよう指定管理の範囲を見直す必要があると思われる。

(4) 利用料金制導入の可否について

利用料金制とは、公の施設の指定管理者に利用料金収入を収受させる一方で、施設の管理運営に要する経費の全部または一部を利用料金収入の中から賄わせる制度であり、指定管理者の自主的な経営努力や施設管理の有効性と効率性の向上が期待される。

県立博物館および県立美術館においては利用料金制が採られていない。これは指定管理の範囲が専ら施設管理業務となっており、展示内容等運営に関する部分はその範囲外とされていることから利用料金制の導入は馴染まないとの考えによるものである。

このため指定管理者の入館者増加に対するモチベーションは上がりず、指定管理者制度導入による一定の効果が期待できない状況にある。現状の指定管理の範囲についてはすでに述べたが、確かに、指定管理者が資料の収集活動・調査研究事業を実施することは、主に岩手県内の美術を守るという教育的、政策的配慮から県が実施することが有益と考えられるので指定管理業務になじまないという考え方があることも理解できる。しかし、展示活動事業についてはその一部を指定管理の対象とし指定管理者のノウハウを活用することで、より魅力のある展示がなされ、県民の施設利用促進に役立つ可能性があると考えられる。一方、県立美術館が開催する特別展等の展示物の借入れは各学芸員の信用によるところが大きいのが実情である。このため、指定管理の範囲の拡大した結果借入れ業務を担当する学芸員が変更することになり、変更後の学芸員次第では展示物が限定される可能性があるというデメリットについても考慮する必要がある。これらメリット・デメリットを比較衡量し、指定管理の範囲の見直しとともに場合によっては利用料金制を導入することも検討すべきである。

また、県立博物館においてはここ数年入館者数が頭打ちとなっていることから利用促進を図るため、展示活動事業を指定管理の範囲に含めて利用料金制を導入する方策等が考えられる。

(5) 指定管理者として指定する期間について

教育委員会が所管する14施設(実際に募集したのは13施設)すべての指定管理期間について平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間としている。指定管理者制度の趣旨の一つとして広く民間事業者を集うことによって、民間運営の利点を取り入れることがある。しかし、指定管理期間が3年という短い期間では設備投資・人材育成

その他の点を勘案し民間事業者が参入に二の足を踏むおそれがあると考えられる。今後指定管理者の募集をかける際、特に県立博物館のように指定管理者の応募が他にないと想定されるような施設がある場合には、指定管理業務を効果的に実行するためにも、場合によっては3年という期間ではなく指定管理期間をさらに長期にする等の見直しを図る必要がある。

(6) 選定委員の選任について

教育委員会が所管する公の施設についての指定管理者の選定に当たって、指定管理者選定委員会が設置される。当該委員会は5名以内により組織することとされており、(図表8)のとおり以下の5名が選定されている。

(図表8) 指定管理者選定委員の氏名および役職

氏名	所属および役職
小田島 康隆	株式会社岩手日報社編集局運動部長
小水内 邦子	盛岡市教育委員会事務局生涯学習スポーツ課社会教育指導員
高橋 敏彦	特定非営利活動法人いわてNPO-NETサポート代表理事
豊田 昇治	株式会社岩手めんこいテレビ常任顧問
松本 源蔵	有限会社カメラのキクヤ取締役会長

選定委員のメンバーは、教育行政分野・芸術文化分野・スポーツ分野・民間分野・NPO分野から1名ずつ選定されており、各分野に精通した外部有識者を選定するという趣旨が図られている。しかし、一部の選定委員については県のOBであり審査の公平性の観点から問題がないとは言えない。実際、県のOBは外郭団体に対しては他の委員と比較し相対的に高い評点となっていた。今後選定委員会のメンバーは原則として県関係者以

外を選任すべきと考える。

また、県民会館においては上記選定委員のうち 2 名が利害関係者となり 3 人で評価していた。選定委員は長期間、公の施設の管理・運営を担う指定管理者をどの団体にするかの選択権を有しており、重大な役割を担うと考えられる。各施設にマッチした団体の選定、なおかつ公平・公正な審査のためには各分野に精通した選定委員のメンバー 5 人で評価することが大前提であるので、今後指定管理者選定委員を選定する際には各分野から 2 名を選ぶ若しくは予備の選定委員を選出し、すべての施設において 5 名以上で選定する必要があると考える。

(7) 選定委員の特点について

教育委員会が所管する公の施設についての指定管理者の選定に当たっては(図表 8)の 5 名により指定管理者選定委員会が組織されている。この 5 名は教育行政分野、芸術文化分野、スポーツ分野、民間分野および NPO 分野から各 1 名ずつ選任されている。そして、当該選定委員会が対象とする施設は教育行政分野、芸術文化分野、スポーツ分野に亘っている。

ここで、得点により評価を行う際に、評価対象施設の属する分野について専門性を有する委員に対して点数が多く配分されるわけではなく、各委員が均等の点数により評価を実施している。しかし、一般的に当該分野について専門性を有している者が最も施設の管理・運営に必要な事項を熟知しているといえ、点数を多く配分することでより望ましい指定管理者選定とすることができるものと考えられる。

なお、平成 21 年 4 月からの指定管理者選定においては、生涯学習文化課所管施設とスポーツ健康課所管施設の選定委員を分けて選任し、選定委員の専門性を反映した選定を実施している。

2. 県と指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団との資産管理の明確化について(意見)

(1) 備品の管理について

各施設で備品を購入する場合には、原則として県の支出で行うこととされている。このように購入された備品は県の所有物であり、県が備品管理一覧表を作成している。また、岩手県会計規則 189 条に関する運用通知により、物品管理者は、備品の管理の状況を備品管理一覧表に記録するとともに、毎年度 6 月 1 日に備品現物との照合を行うこととなっている。

しかし、指定管理者制度を導入した県営体育館、県営スケート場、県営武道館、県営野球場および県営運動公園において県は備品管理一覧表に記載されている備品について協定時に指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団に提示したのみで、その後の取得や廃棄を反映した備品管理一覧表を同法人に提示していない。また、基本協定書には「管理物件を常に善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない」と記載されているのみで、実査を行うことは明確に定められていない。したがって、現状においては最新の備品管理一覧表で実査が行われておらず、また、実査の結果について県に対する報告が行われていない。

今後は実査を行い県に報告することを基本協定書において明らかにし、毎年度、備品管理一覧表を指定管理者に提示することが必要である。

(2) 指定管理料または利用料金収入で取得した資産について

基本協定書において、指定管理料または利用料金収入で取得した資産は県の所有とすることとされている。しかし、その範囲は明確に定められておらず、(図表 9)の資産について指定管理料または利用料金収入で取得したのか、自己財源で購入したのかが曖昧となっている。このようなことを防止するために、指定管理料または利用料金収

入で取得する資産の範囲を事前に明確にしておく必要がある。

(図表 9) 取得財源が不明確な財産一覧

施設名	資産名	取得価額(円)
県営野球場	エルゴベッド	324,340
県営武道館	ランニングマシーン	724,500
県営武道館	エアロマシーン	275,100
県営運動公園	高压洗浄機	133,875
県営体育館	体組成計	206,850

3. 指定管理者制度導入による経費削減効果について(意見)

県での指定管理者制度導入の目的は大きく分類すると、次のとおりである。

- ① 経費の節減を図ること
- ② 県民サービスの向上を図ること

このうち①経費の節減について教育委員会所管施設および生涯学習文化課所管施設における委託時の委託料と指定管理者制度導入後の指定管理料を比較すると次のような状況である。

(1) 教育委員会事務局スポーツ健康課所管施設

教育委員会事務局スポーツ健康課所管施設の委託料または指定管理料の変遷は(図表 10)のとおりである。

(図表 10) 各施設の施設委託料または指定管理料の変遷

(単位:千円)

施設名	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県営武道館	63,190	48,330	47,131

県営運動公園	138,639	76,554	76,748
県営野球場	62,563	52,786	53,011
県営スケート場	76,485	72,037	73,081
県営体育館	36,179	35,626	35,524

平成 17 年度は施設委託料・平成 18 年度・19 年度は指定管理料である

県営運動公園のように指定管理者制度を採用することによって大幅に指定管理料が低減した施設もあれば、県営体育館のようにほとんど金額に変化がない施設もあり、指定管理者制度導入の効果はさまざまである。指定管理者制度導入の目的は先述したように効果的・効率的な運営により、経費の節減およびサービスの向上を図ることにある。(図表 10) のとおり、一部の施設においては、コスト面に限って見れば指定管理者制度導入の効果が顕れていない施設もある。日常業務、外部委託をしている業務については契約金額等コスト面に無駄がないかを慎重に検討する必要がある。また、新たな設備等の導入に関しては費用対効果を検討したうえで、慎重に意思決定がなされる必要がある。

(2) 教育委員会生涯学習文化課所管施設

教育委員会生涯学習文化課所管施設の委託料または指定管理料の変遷は(図表 11) のとおりである。

(図表 11) 各施設の施設委託料または指定管理料の変遷

(単位:千円)

施設名	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県立美術館	500,324	234,256	246,388
県民会館	305,159	195,233	180,703
県立図書館	221,049	225,319	191,443
県立博物館	293,212	139,498	137,266

平成 17 年度は施設委託料・平成 18 年度・19 年度は指定管理料である。

県立美術館・県立博物館については、指定管理者制度の下で利用料金制は採用されていない。金額の変遷をみるとコスト削減に一定の効果はあったといえるが、指定管理者

制度導入の効果は表面的なコストの減少のみから捉えることはできない。県立美術館・県立博物館について利用料金制が採用されていないということは、指定管理者制度が採用されているものの実態を勘案すると施設の維持管理のみを委託しているだけとも考えられる。

県民会館においては、約1億円以上の費用減少の効果が見てとれコスト削減の面からは一定の効果はあったと判断できるが、県立図書館については費用削減の側面からは大きな効果は伺えない。

4. 指定管理者のモニタリングについて(意見)

(1) 県における指定管理者のモニタリングの概要

「公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドライン」(平成16年7月23日総務部管財課策定)によれば、県は指定管理者の経営状況が著しく悪化している場合等、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部を停止することとしている。

そこで、施設所管課は、「指定管理者制度導入施設の管理運営に係る評価について」(平成20年4月1日総務部管財課策定)に基づき指定管理者の管理運営状況について履行確認と評価を行い、翌年度の6月末までに結果を公表することとしている。

(2) 管理運営状況評価シートフォームの内容について

「指定管理者制度導入施設の管理運営に係る評価について」に基づく指定管理者のモニタリングにあたっては管理運営状況評価シートが用いられている。管理運営状況評価シートフォームは(別紙1)のとおりである。そのうち、県による評価項目は次のとおりである。

- ① 指定管理者の運営状況について
- ② 県の対応状況について(自己評価)
- ③ 次期指定管理者選定時における検討課題等

このなかで、施設の利用状況と収支の状況については平成18年度と平成19年度を対比する形式で表が作成されるのみで具体的な増減の把握を実施していない。施設の利用状況と収支の状況は指定管理者制度を実施する上で重要なファクターであると考え。現状の評価シートでは施設の利用状況の推移は把握できるが増減理由等は把握できない。今後は利用者数の増加の促進、指定管理料の低減の見地から増減の分析を実施する等より詳細に指定管理者の継続の可否や改善を要する事項を評価することが望まれる。

(3) 県の評価について

管理運営状況評価シートの業務点検・評価項目については、①業務の履行状況、②運営体制等、③サービスの質、④サービス提供の安定性・継続性の4項目について施設管理課がそれぞれについて成果のあった点、改善を要する点についてコメントを記載している。しかし、岩手県民会館については改善を要する点はすべての項目で該当なし、岩手県立博物館についても②運営体制について僅かに要望が記載されているのみで改善を要する点は該当なしとなっている。通常ではすべての面において改善事項がないとは考えられず県の評価方法に問題があると考えられる。なお、運営上の問題として考えられる事項は 5.管理運営状況評価シートによる各施設の評価について(意見)に記載している。県の役割としては指定管理者に対して監督・助言を行い、連携体制を取ることによって県民に親しまれる施設の維持発展に寄与することが考えられる。業務点検・評価の厳格化により詳細に点検を行う必要があると考える。

5. 管理運営状況評価シートによる各施設の評価について(意見)

管理運営状況評価シートによる県の評価は前述した指定管理者制度導入の大きな目的のうち②住民サービスの向上という観点からの評価を含むものである。住民サービスの向上については金額等に置き換えることが困難な部分があり、定性的な評価にならざるを得ず評価方法が難しい面もあるが、ここでは県の評価の内容を見ながら指定管理者制度導入により住民サービスの向上が得られたのか確認した。

(1) 県民会館

管理運営状況評価シート7業務点検・評価(1)業務の履行状況において(図表 12)の通り記載されている。

(図表 12) 管理運営状況評価シートによる県民会館の評価

項目	事業計画、県が求める水準	実績(指定管理者の自己評価)	評価
施設の維持管理 状況	<ul style="list-style-type: none">指定管理者が行う施設設備の維持管理等の業務を適切に行う。公有財産および備品を適切に管理する。	施設設備の保守点検、修繕等を適切な維持管理に努め、大きな障害を発生させることなく利用者に安全で快適な運営を行った。	B

評価指標Bとは概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績(効果)があり、適切な管理が行われているという評価である。

しかし、往査日に指定管理業務に関する基本協定書に規定されている管理物品の実在性を確認したところ所在不明の美術品が多数存在した。このような状況が発生した主な理由としては、指定管理者制度に移行する際に県民会館に保管されている美術品・備品の確認を怠っていたことが主な原因として挙げられる。県、指定管理者両者ともにこのよう

な状況を把握しながら、往査日まで放置しており、評価指標Bの水準までに達しているとは言いがたく、県の評価は甘く不適切であったといえる。県の担当者は、指定管理者が公有財産および備品の管理を適切に実行しているかについて確認する必要がある。

(2) 県立美術館

管理運営状況評価シート7 業務点検・評価(3)サービスの質において(図表 13)のとおり記載されている。

(図表 13)管理運営状況評価シートによる県立美術館の評価

項目	事業計画、県が求める水準	実績(指定管理者の自己評価)	評価
サービス向上の 取り組み	施設のサービス向上のための 研修等の取り組みを行う。	受付・看視等業務従業者を対象とし た接遇研修を実施し、サービスの向 上に努めた。	A

ここで、県の評価はAとなっている。しかし、研修を実施することと実際の接遇が向上することには一定の関連性は認められるが、その評価は接遇の実態を確認しなければ評価できないはずである。研修実施を県の求める水準としての評価項目とし、これにより住民サービスの向上が図られると評価することには疑問がある。

また、管理運営状況評価シート8 指定開始年度から評価年度までの総合評価(2)県による評価等において次のとおり記載されている。

<p>・指定管理者の運営状況について</p> <p>管理運営状況に基づく適切かつ効率的な運営により経費削減が図られた。特に、指定管理者の提案により施設案内の道路標識を設置したり、駐車場の拡張整備が実施されたりするなど、美術館利用者の利便性が向上したことは高く評価される。</p>

しかし、県立美術館の指定管理者に期待されるのは多岐に亘る館内でのサービスの向上が主であり、指定管理者制度導入の効果の総合評価の内容が道路標識の設置のみというのは残念な限りである。県の評価により指定管理者の運営・管理の独自性が害されることはあってはならないが、これを逸脱しない範囲において、県は評価を通じて運営・管理の向上を図るための指導を行うことが望まれる。

(3) 県立博物館

管理運営状況評価シート8 指定開始年度から評価年度までの総合評価(2) 県による評価等において次のとおり記載されている。

・指定管理者の運営状況について

博物館利用に対するアンケート調査において、指定管理者制度導入前と比較し、サービスや対応がより良くなったという回答が半数近くあり、サービスの質が向上した。

しかし、県立博物館の運営は、指定管理者制度導入前も導入後も財団法人岩手県文化振興事業団が実施しており、アンケート調査の回答の半数近くがサービスや対応が良くなったという結果だけをもって本質的な指定管理者導入の効果といえるか疑問がある。

(4) 県立美術館、県民会館、県立博物館共通事項

管理運営状況評価シート7 業務点検評価(3) サービスの質の項目は(図表14)のとおりとなっている。

(図表14) 業務点検評価項目の内容

項目	事業計画、県が求める水準
サービス向上の取組み	施設のサービス向上のための研修等の取組みを行う。

利用者サービス	利用者サービス向上に向けた方策に基づき、適切に実施する。
利用者アンケート等	利用者アンケートや意見箱の設置により、利用者ニーズを把握する。また、アンケート結果について適切に対応する。

上記項目はサービスの質の向上の取り組みに対する評価項目であり、サービスの質の向上のために「管理運営計画」に基づいて実施した施策、およびその効果について評価が行われていない。指定管理者の評価において重要視されるべき項目は、実際に実施した対策およびその効果であり、当該事項を評価項目に含めるべきである。

6. スポーツ施設に対する評価の未実施(結果)

「指定管理者制度導入施設の管理運営に係る評価について」(平成 20 年 4 月 1 日総務部管財課策定)によれば、「指定管理者の管理運営状況について履行確認と評価を行い、翌年度の 6 月末までに結果を公表すること」とされているが、スポーツ健康課所管の施設について平成 19 年度の管理運営状況の履行確認と評価を平成 20 年 11 月に実施していた。

指定管理者制度はそのモニタリングが実施されてこそ導入の効果を測り、また、事後の更なる効率的・効果的な運営に資することができるものである。当該評価の実施が大幅に遅れたことは当該制度への認識が不十分であることの表れであり、指定管理者制度を形式上導入しただけと言わざるを得ない。また、指定管理者が財団法人岩手県スポーツ振興事業団でありこれまでと実態的には変わらず、評価についてもその認識が不足していたのではなかろうか。このような事態については猛省を促すものであり、今後タイムリーに導入の趣旨に沿い、適切な評価を実施する必要がある。

Ⅲ 各施設に関する監査の結果と意見

1. いわて県民情報交流センター



【施設の概要】

(1) 整備に至った経緯（平成 12 年1月「盛岡駅西口地区県有地活用基本計画」より抜粋）

盛岡駅西口地区の県有地は、盛岡駅に近接し、盛岡地域交流センター(マリオス)に隣接する位置にあるなど、その立地性、交通アクセス性、将来の発展性等からみても、県が 21 世紀という新しい時代に向けて大きく飛躍するための拠点とするうえで、最もふさわしい場所の一つであり、また、盛岡都市圏域全体としての北東北の拠点性の向上や県内外の各地域間との連携・交流の促進を図るうえでも地理的に重要な位置にある。

21 世紀を迎え、人々の価値観や生活様式の多様化、少子・高齢化の進行、高度情報化と社会経済のグローバル化が進展し、地域社会は大きな転換期に直面しており、心豊かな地域社会の形成を目指した取り組みが求められてきている。当県有地の持つ立地特性を踏まえると、21 世紀の岩手づくりを進めるための拠点として、今後の県施策や新時代の岩手を展望した長期的視点に立った施設整備が必要である。

また、当県有地が立地する盛岡駅西口地区は、北東北の拠点都市を目指す県都盛岡の玄関口として、新しい都市機能が集積した魅力ある広域拠点の形成を目指している。当県

有地については、西口地区の広域拠点性を高めるとともに、その整備を促進する先導的役割を担うことが期待されている。

(2) 複合施設整備の必要性(平成 12 年1月「盛岡駅西口地区県有地活用基本計画」より一部抜粋)

① 既存施設の老朽化、狭隘化

図書情報総合センターや視聴覚障がい者情報センター、国際交流センター等は現在の県立図書館、県立点字図書館、国際交流プラザ等に移転整備しようとするものであったが、これらの施設は老朽化、狭隘化が顕著であるため、早急な対応が必要であった。

② 新たな県民ニーズへの対応

NPOやボランティア活動等、県民の主体的な社会参加活動が活発化してきており、また環境問題や男女共同参画等、今日的な社会的課題に対する関心も高まってきていることから、これらの多様化する県民ニーズに対応し、その活動を総合的に支援するとともに、地域や性別、世代を越えた県民相互の交流と連携を図る拠点を整備することが求められていた。

③ 盛岡駅西口地区の都市機能、拠点性の向上

平成 14 年 12 月には東北新幹線盛岡以北が開業し、また、平成 18 年 11 月には盛岡駅西口と盛岡南両地区を結ぶ「杜の大橋」が開通するなど、当該地区の都市機能、拠点性が向上しつつある。

(3) 施設の状況

項目	内容
所在地	盛岡市盛岡駅西通 1-7-1

所管部署	<p>【施設全体の所管】</p> <p>地域振興部 NPO・文化国際課</p> <p>【図書館の所管】</p> <p>教育委員会事務局生涯学習文化課</p>
供用開始月日	平成 18 年 4 月 1 日
設置目的	<p>【施設全体】</p> <p>新しい時代の多様なニーズに対応し、県民の交流と連携を生み出すとともに、岩手の情報受発信能力を高めていく施設として設置。</p> <p>県民生活の分野を中心として、機能面・サービス面で県内各地域に広がりを持ち、全ての県民が世代や地域、職域を超えて集うことのできる「21 世紀地球市民のふれあい・活動・創造の拠点づくり」を基本コンセプトとし、次の基本方針を定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新しい時代の多様なニーズに対応し、交流と連携を生み出す施設 (2) 岩手の情報受発信力を高める施設 (3) 21 世紀を担う心豊かな「岩手のひと」をはぐくむ施設 (4) ゆとりとうるおいのある岩手ならではの生活文化を創造する施設 (5) 岩手の新しいシンボルとなる施設 <p>【図書館】</p> <p>図書館資料を収集し、県民の利用に供すること等により、生涯学習の振興および文化の発展に寄与するために設置。</p>
設置根拠条例	いわて県民情報交流センター条例、図書館条例
主な施設種類	<p>次の公の施設および行政機関等ならびに民間施設が入居する大型の複合施設である。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の施設：県民活動交流センター（NPO 活動交流センター、国際交流セ

	<p>ンター、環境学習交流センター、青少年活動交流センター、男女共同参画センター、高齢者活動交流プラザ、子育てサポートセンター、ホール・会議室等)、県立視聴覚障がい者情報センター、岩手県立図書館</p> <p>(2) 行政機関等:盛岡運転免許センター、岩手県パスポートセンター、けんみん住宅プラザ、岩手県立大学アイーナキャンパス、いわて希望プラザ</p> <p>(3) 民間施設:飲食店 3 店舗、コンビニエンスストア 1 店舗</p>		
面積(公有財産表)	<p>(1) 敷地面積 9,000 m²</p> <p>(2) 建築面積 7,855 m²</p> <p>(3) 延床面積 45,874.84 m²</p> <p>(4) 階 数 地下 1 階、地上 9 階</p> <p>(5) 建物高さ 最高部高さ 47.4m</p> <p>(6) 構 造 鉄骨造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)</p>		
価格(公有財産表)	17,201,114,000 円		
管理運営方法	<p>平成 18 年度:指定管理者</p> <p>指定管理者の名称:株式会社NTTファシリティーズ・株式会社盛岡博報堂・株式会社図書館流通センター・鹿島建物総合管理株式会社・社団法人岩手県ビルメンテナンス協会・岩手県ビル管理事業協同組合グループ</p>		
	<p>平成 19 年度:指定管理者</p> <p>指定管理者の名称:株式会社NTTファシリティーズ・株式会社盛岡博報堂・株式会社図書館流通センター・鹿島建物総合管理株式会社・社団法人岩手県ビルメンテナンス協会・岩手県ビル管理事業協同組合グループ</p>		
指定管理料	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度(当初予算額)
	714,640 千円	739,126 千円	741,252 千円

供用時間	【施設の管理供用部分】 9時から21時30分(各施設は個別設定) 【図書館】 9時から20時
休館日	【施設全体】 年末年始(12/29～1/3) 設備点検日(年2回) 【図書館】 月末、年末年始、年度末特別整理日
利用料	別紙2参照

(4) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源				備考
		一般財源	国庫補助金	県債	その他	
用地費	1,700	—	—	—	—	—
建設費	22,758	—	—	—	—	—
合計	24,458	1,819	—	22,570	69	—

(5) 施設に係る職員の状況

① 従業員数

ア. 指定管理業務従事者数

(単位:人)

区分	平成18年度	平成19年度
団体役員	0	0
団体職員	79	78

(うち県OB)	(0)	(0)
(うち県派遣者)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	43	47
合計	122	125

イ. 県派遣者数(研修指導・学芸等職員を含む)

(単位:人)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0
合計	0	0

② 人件費

ア. 指定管理業務人件費

(単位:百万円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0
団体職員	201	201
(うち県OB)	(0)	(0)
(うち県派遣者)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	(0)	(0)
合計	201	201

イ. 県派遣者人件費(研修指導・学芸等職員を含む)

(単位:百万円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0
合計	0	0

(6) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

区分	平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入
貸出施設	1,286,088	80	1,415,861	104
合計	1,286,088	80	1,415,861	104

(7) 収支の状況

(平成 18、19 年度)【指定管理者制度】

(単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度
人件費	200,250	200,250
維持管理費(修繕費含)	248,203	248,708
光熱水費	266,188	290,169
委託費	0	0
新規事業開発費	0	0

その他(事業費)	33,213	36,905
指定管理者負担費用合計 (①)	747,853	776,031
指定管理者利用料等収入	796,154	844,818
収入合計 (②)	796,154	844,818
指定管理者の収支差額 (③(①-②))	△48,303	△68,789
県支出指定管理料(④)	714,640	739,126
県利用料収入 (⑤)	0	0
県雑収入 (⑥)	0	0
県支出修繕費等 (⑦)	0	0
収支: 県民負担額 (⑧(④-⑤-⑥+⑦))	714,640	739,126
指定管理料と指定管理者 負担の差額(③-④)	762,943	807,915

(8) 指定管理者による管理代行方式について

指定管理者は、施設全体を包括的に管理するが、合理的と判断される範囲内において、公の施設の運営業務の一部(特定業務)については、県から業務を委託される者が、また、行政機関等の運営については、設置主体(県、公立大学法人)が直接行うこととされている。

したがって、具体的な施設全体の管理運営区分については、次表のとおりとなっている。

施設区分			業務区分		
			運営業務		維持管理業務
			特定業務	連携業務等	
公 の 施 設	県民活動交流 センター	NPO活動交流センター	業務委託者	指定管理者 (業務代行)	(業務委託)
		国際交流センター	業務委託者		
		環境学習交流センター	業務委託者		
		青少年活動交流センター	業務委託者		
		男女共同参画センター	業務委託者		
		高齢者活動交流プラザ	業務委託者		
		子育てサポートセンター	業務委託者		
		アイーナホール、会議室、研修 室、ギャラリーアイーナ、県民プ ラザ、屋外広場			
	岩手県立視聴覚障がい者情報センター	業務委託者			
	岩手県立図書館	岩手県			
行 政 機 関 等	盛岡運転免許センター	岩手県			
	岩手県パスポートセンター	岩手県			
	けんみん住宅プラザ	業務委託者			
	岩手県立大学アイーナキャンパス	公立大学法人岩手県立大学			
	いわて希望プラザ	岩手県			
民間テナント			事業者		

(9) 指定管理者の業務範囲

① 運営業務

ア. 施設全体

- 企画運営業務・総合受付業務
- 広聴広報業務
- 入居施設との連絡調整 など

イ. 入居施設

- 各入居施設の貸出室および備品の貸出業務
- 岩手県立図書館業務の一部
- 施設の目的に合致する自主事業

② 維持管理業務

ア. 建築物保守管理業務

イ. 建築設備保守管理業務

- ウ. 外構施設保守管理業務
- エ. 清掃業務
- オ. 警備業務
- カ. 環境測定業務
- キ. 備品・什器等の管理業務
- ク. 駐車場(敷地内・敷地外)管理業務 など

(10) 指定管理者

指定管理者は株式会社 NTT ファシリティーズグループである。当該グループの企業構成は下記のとおりである。

会社名	主な業務内容
株式会社NTTファシリティーズ	施設全般の管理運営に係る統括
株式会社盛岡博報堂	施設全体業務、貸出・自主・備品管理業務等
株式会社図書館流通センター	県立図書館のカウンターワーク、図書資料整理業務等
鹿島建物総合管理株式会社	建築物・設備の保守管理業務等
社団法人岩手県ビルメンテナンス協会	清掃、駐車場管理業務
岩手県ビル管理事業協同組合	警備業務

【監査の結果と意見】

(1) いわて県民情報交流センターの存在意義(意見)

いわて県民情報交流センター(以下「アイーナ」という。)は、平成18年4月に岩手県の中心である盛岡の玄関口に文字通り県民の日常的な情報センター・交流スペースの提供を目的として設置された。同センター内には、公の施設として、県民活動交流センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センターおよび岩手県立図書館が、行政機関として、盛岡運転免許センター、岩手県パスポートセンター等が設置されている。

県民活動交流センターについては、アイーナホールを始めとして、(図表19)平成18年度貸出施設利用状況および(図表20)平成19年度貸出施設利用状況に記載のとおり、

その利用率は着実に増加してきており、アイーナの存在が県民に浸透してきたと評価できる。

また、行政機関の利用状況についても、当初の見込みと乖離しておらず、県民の一定の理解は得られたものとする。

なお、岩手県立図書館についても、後述するように利用者数が増加しており、アイーナ内への図書館移転は、その効果が認められる。

(2) 施設運営の評価・見直しについて(意見)

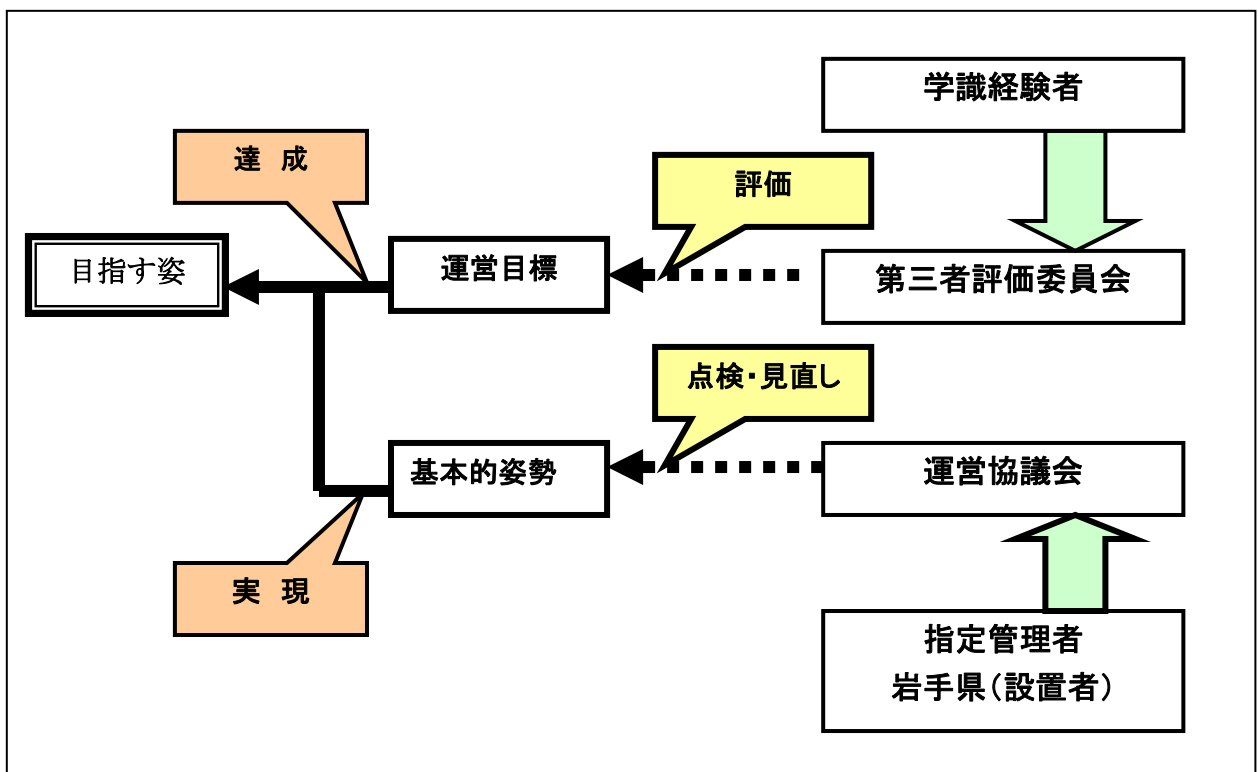
平成18年3月に県が作成した「いわて県民情報交流センター(愛称:アイーナ)管理運営計画」(平成20年7月一部改正)によると施設運営の評価・見直しのために第三者評価委員会と運営協議会の設置が計画されている。それぞれの目的および評価・点検対象は(図表15)のとおりである。

(図表15) 第三者評価委員会と運営協議会の設置目的および評価点検対象

	第三者評価委員会	運営協議会
構成(例)	① 学識経験者(専門分野、総合分野) ② 利用者代表(利用団体) ③ 岩手県(設置者)	① 指定管理者 ② 各施設代表 ③ 岩手県(設置者) (④ボランティアスタッフまたはサポーター)
目的	本施設が取り組む各事業等の成果について客観的な評価を行うとともに、施設運営について改善すべき方向等を提示	利用者意識調査等の結果や第三者評価委員会による評価結果に基づき、複眼的に運営方法について点検と見直しを行うほか、利用者の立場に立った新しいニーズの掘り起こしの検討
評価・点検の対象	各施設	同左

外部有識者による客観的評価と運営当事者による事業改善の取り組みを車の両輪として位置づけ、双方の取り組みを円滑に連携させながら、常に、「成長する建物」を目指し、利用者の満足度の向上に努めていくとされている。

(図表 16) 第三者評価委員と運営協議会の連携(イメージ図)



前述したとおり、当初管理運営計画により第三者評価委員会の開催を計画しているものの、県は、モニター会議で第三者評価委員会を代替できるとの理由から、アイーナ設置以後「第三者評価委員会」の開催をしていない。

しかし、以下の理由から第三者評価委員会の開催をしていないとする決定は適切ではなく、管理運営計画どおり同委員会の設置の検討をすべきと考える。

- ① 第三者評価委員会は、指定管理者から独立した立場の者から構成された組織での評価を目的として設置されるもので、上記モニター会議は指定管理者が設置・運営する満足度調査を行う会議体であり、その目的を異にする。

② アイーナについては、平成 18 年 12 月 27 日地域振興部 NPO・国際課が発出した知事への業務報告【報告】「いわて県民情報交流センター運営評価について(中間報告)において、指定管理者が設置しているモニター会議の中で満足度調査を行い評価する予定である旨報告されているが、第三者評価委員会の設置を中止する旨の決裁がなされているとは言えず、いわて県民情報交流センター管理運営計画の同委員会を設置するとの計画は、なお有効であると考えます。

第三者評価委員会は、あくまでも外部有識者による客観的評価であり、モニター会議は、内部的な色彩が否めないことから、当初の管理運営計画により第三者評価委員会の開催の検討が必要である。

(3) 指定管理者からの収支報告について(意見)

① アイーナの収支の状況

指定管理者からのアイーナについての収支報告は(図表 17)のとおりである。

(図表 17) 指定管理者からの収支報告

(単位:千円)

科目		平成 18 年度	平成 19 年度
収 入	委託料	447,777	448,350
	貸出施設利用料収入等	80,224	104,205
	コピー・印刷機料金	1,129	1,289
	公衆電話料金	161	198
	収入合計	529,292	554,042
支 出	運営費	46,200	46,200
	貸出業務費	5,250	5,250
	図書館業務費	156,975	156,975
	維持管理費	199,418	199,991

修繕費	1,050	1,050
一般管理費	28,928	28,928
保険料	7,332	7,332
共通経費	2,625	2,625
博報堂(利用料)委託費	32,051	35,176
貸出施設水光熱費	20	168
諸経費	17	9
コピー使用料	997	1,413
NTT 電話代	129	140
支出合計	480,990	485,255
当期余剰金	48,302	68,788
繰越金処分	48,136	△165
次期繰越金	165	68,954

収支報告の支出額のうち、運営費、貸出業務費、図書館業務費、維持管理費、修繕費および一般管理費については、指定管理者代表団体である株式会社NTTファシリティーズが県から受ける委託料を一次受領し、構成員間の共同企業体協定書に定める業務分担による委託代金分配表に基づき6団体への配分額が計上されている。そのため、各指定管理者が、指定管理料をどのように使用しているかについては、当該収支報告では判読できない。

② 収支報告の要求内容についての見直し

アイーナについては、岩手県および教育委員会と上記6団体で組織される共同事業体との間で締結された「盛岡駅西口複合施設『いわて県民情報交流センター』指定管理者基本協定」により指定管理者により維持管理・運営業務が実施されている。

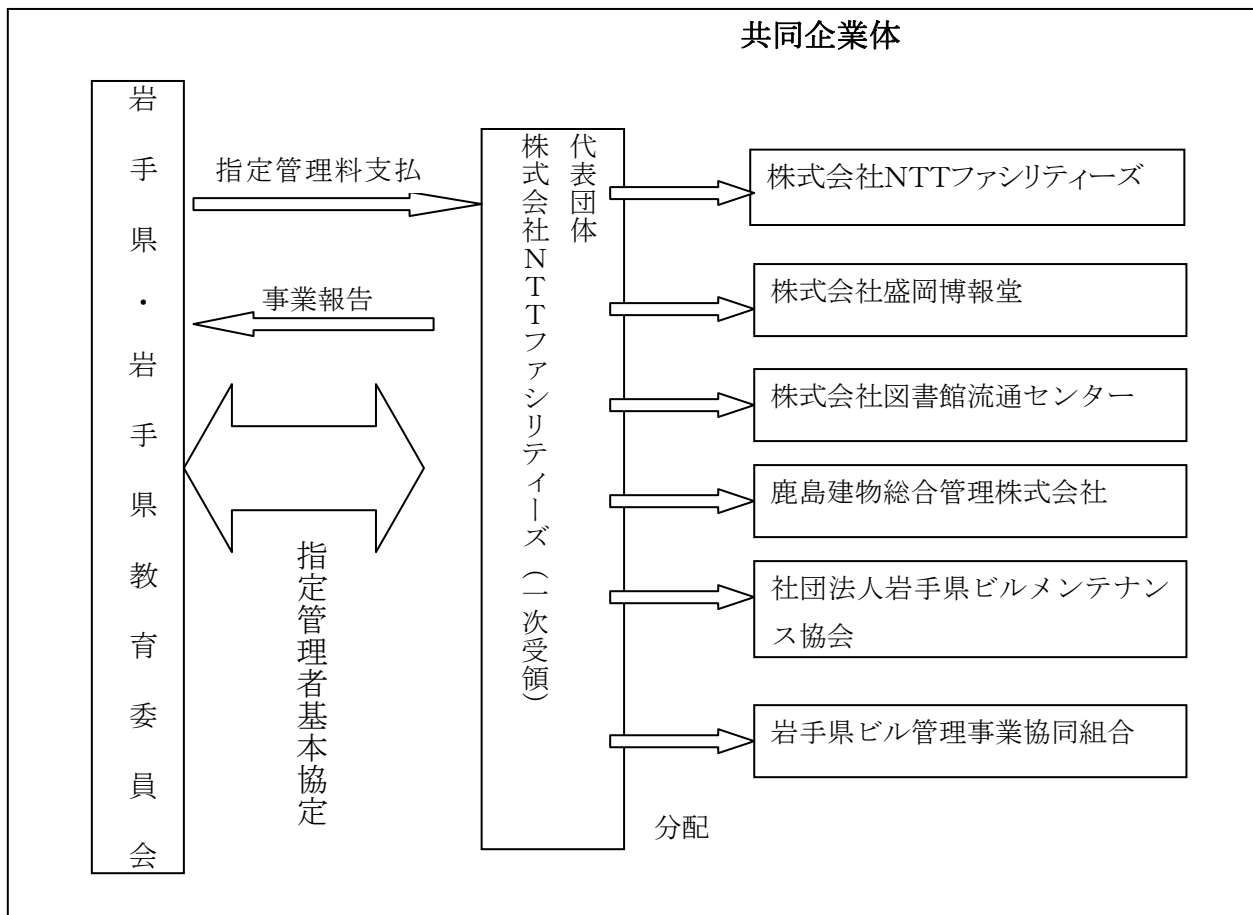
指定管理者は、同協定により収支予算書および決算書を県に報告することになっている。

しかし、収支予算書および決算書は、上記①のとおり、いわゆる共同企業体内部の内部取引が示されているため、各指定管理者(構成員)が指定管理料をどのように使用しているかについては、当該報告書では判読できない。

したがって、収支予算書および決算書は、共同企業体内の内部取引を消去した、共同企業体として決算書を報告、すなわち、すべての指定管理者における指定管理料の使用の実態が示されるよう収支報告の内容の改善を求めるべきと考える。

なお、県と指定管理者共同企業体との関係図を示すと(図表 18)のとおりである。

(図表 18) 県と指定管理者共同企業体の関係図



(4) 領収書の管理(意見)

指定管理者は施設利用料を窓口にて現金で収受した場合、手書きの領収書を利用者へ発行している。しかし、領収書に対して連番が一切付されておらず、またどの利用に対する領収書であるか摘要として簡易に記載されているのみである。

領収書については、領収した現金が着服された場合の追跡が可能となるように、また、領収書が二重発行された場合に事後的に発見が可能となるようにするためにも使用前の段階で連番を付しておくことが必要である。また、どの利用に対する領収書であるか摘要の記載が簡易であるため、利用実績との照合が行いにくいおそれがある。以上から、連番を付した利用許可書兼領収書形式のものを利用すべきである。

(5) 窓口での施設利用料収入管理について(意見)

窓口での利用料収入について、収受の都度手提げ金庫へ保管している。そして、9時と14時の2回、金庫内の一万円札を全て、ATMへ預け入れているとのことである。また、一万円札以外の金種については、ある程度増加した時点でATMへ預け入れるという方法を取っている。しかし、この方法では手元に現金が過剰に保管されることになる。また預け入れの都度金庫内残高が一定でないため、正味の収入分との区別が即座にしにくい状況にある。

預け入れの都度金庫内の残高を一定にしておくことは、不正防止の観点から有用であるため、一定金額の釣り銭分と正味の収入分を金庫内で分けるなど、利用料収入分を即座に認識できるようにすべきである。

(6) 備品管理について(意見)

「盛岡駅西口複合施設『いわて県民情報交流センター』指定管理者基本協定」によれば指定管理者である株式会社NTTファシリティーズが備品の管理を行うことされている。しかし、アイーナで使用されている備品について、購入時に管理シールを貼るのではなく、

開館後に備品管理一覧表と現物とを照合して管理シールを貼付している。管理シールを貼る時点では備品管理一覧表に記載されているものが発見されなかったり、備品管理一覧表に記載されていない備品が発見されたりしている。このように、管理すべき備品が明確にされておらず、現状では定期的な実査による備品の管理が行われていない。

備品購入時には同社は業務を開始していなかったため、県が備品管理一覧表に記載されている備品についてすべて納品されたことを確認し、管理シールを貼り、管理すべき固定資産を明確にしてから同社に備品管理業務を委託すべきであったと考えられる。今後は実査を実施し、アイーナに存在する備品を特定し、管理すべき備品を明確にする必要がある。

(7) アイーナ施設の利用状況について(意見)

① アイーナ施設の利用状況

アイーナの開設以後平成 18 年度および平成 19 年度の各施設の利用状況は(図表 19)および(図表 20)のとおりである。

(図表 19) 平成 18 年度 貸出施設利用状況

項目		平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月利用実績分				
		開館日数 (a)	使用日数 (b)	利用率 (b/a) ×100%	利用件数	貸出施設 利用料金 (円)
階	使用場所					
3	屋外広場	358	5	1%	3	447,800
4	県民プラザ(オープンスペース)	358	52	15%	36	1,079,140
	県民プラザ(アイーナスタジオ)	358	23	6%	15	136,213
5	ギャラリーアイーナ(展示室 1・2・3)	358	127	35%	38	2,338,810
	会議室 501(A・B)	358	265	74%	313	4,141,200
6	会議室 601	358	205	57%	237	403,400

	会議室 602	358	131	37%	137	774,700
	会議室 603	358	172	48%	195	306,100
	会議室 604	358	96	27%	103	145,700
	会議室 605	358	248	69%	281	645,300
	会議室 606(和室)	358	170	47%	184	289,100
	会議室 607(和室)	358	95	27%	101	196,300
	会議室 608(和室)	358	87	24%	89	189,400
	調理実習室	358	70	20%	74	1,103,650
	世代間交流室	358	44	12%	44	1,484,180
	スタジオ・調整室	358	4	1%	4	29,700
	練習スタジオ	358	216	60%	362	469,000
7	会議室 701	358	280	78%	301	2,215,430
	会議室 702	358	231	65%	237	1,998,160
	会議室 703	358	231	65%	238	2,062,420
	アイーナホール	358	191	53%	205	9,439,350
	シャワー室 704	358	10	3%	10	6,800
	シャワー室 705	358	3	1%	3	2,200
	シャワー室 706	358	4	1%	4	3,400
	リハーサル室	358	93	26%	102	554,900
	ミーティングルーム 707	358	83	23%	85	247,240
	ミーティングルーム 708	358	73	20%	74	108,150
	控室 709	358	49	14%	50	88,860
	控室 710	358	85	24%	86	583,590
	控室 711	358	76	21%	79	274,660
	控室 712	358	73	20%	76	136,310
	控室 713	358	71	20%	74	127,300
8	会議室 801(特別)	358	116	32%	121	1,183,120
	会議室 802	358	235	66%	258	1,857,910
	会議室 803	358	260	73%	285	7,086,370
	会議室 804(A・B)	358	250	70%	300	12,126,250
	会議室 805	358	296	83%	336	989,180
	会議室 806	358	262	73%	285	872,580
	会議室 807	358	243	68%	257	810,410
	会議室 808	358	219	61%	229	714,100
	会議室 809(和室)	358	148	41%	155	673,430
	研修室 810	358	236	66%	256	1,875,680

	研修室 811	358	235	66%	254	2,032,260
	研修室 812	358	220	61%	236	5,861,920
	研修室 813	358	277	77%	303	899,980
	研修室 814	358	215	60%	225	784,980
	研修室 815	358	212	59%	221	753,580
	研修室 816	358	201	56%	209	754,980
	研修室 817	358	233	65%	277	1,139,440
	県民プラザ(オープンスペース)	358	1	0%	1	3,880
	【合 計】	17,900	7,422	平均 41%	8,048	72,448,513
					【貸出備品利用料金】	6,930,430
					【電気利用料金】	
					【利用料金合計】	79,378,943

※平成 18 年度の【電気利用料金】は、19,920 円であるが、貸室利用料金に含めて計上しているため空欄としている。

(図表 20) 平成 19 年度 貸出施設利用状況

階	項目 利用場所	平成 19 年 4 月～平成 20 年 3 月利用実績分				
		開館日数 (a)	利用日数 (b)	利用率 (b/a) ×100%	利用件数	貸出施設 利用 料金 (円)
3	屋外広場	358	5	1%	3	83,160
4	県民プラザ(オープンスペース)	358	42	12%	30	562,655
	県民プラザ(アイーナスタジオ)	358	20	6%	14	85,560
5	ギャラリーアイーナ(展示室 1・2・3)	358	153	43%	43	2,985,500
	会議室 501(A・B)	358	307	86%	391	5,181,220
6	会議室 601	358	263	73%	338	577,300
	会議室 602	358	228	64%	250	1,388,100
	会議室 603	358	203	57%	234	370,900
	会議室 604	358	179	50%	208	306,400
	会議室 605	358	312	87%	437	979,400
	会議室 606(和室)	358	192	54%	219	359,000
	会議室 607(和室)	358	110	31%	116	223,000
	会議室 608(和室)	358	82	23%	86	174,600

	調理実習室	358	113	32%	115	1,896,890
	世代間交流室	358	47	13%	47	1,030,250
	スタジオ・調整室	358	1	0%	1	5,000
	練習スタジオ	358	301	84%	578	814,600
7	会議室 701	358	317	89%	360	2,926,400
	会議室 702	358	291	81%	310	2,611,900
	会議室 703	358	288	80%	302	2,587,100
	アイーナホール	358	238	66%	263	10,768,900
	シャワー室 704	358	10	3%	11	7,800
	シャワー室 705	358	25	7%	25	16,600
	シャワー室 706	358	3	1%	3	2,800
	リハーサル室	358	169	47%	197	960,600
	ミーティングルーム 707	358	111	31%	112	342,700
	ミーティングルーム 708	358	108	30%	112	168,100
	控室 709	358	60	17%	61	115,000
	控室 710	358	110	31%	113	632,930
	控室 711	358	113	32%	116	466,810
	控室 712	358	81	23%	83	144,040
	控室 713	358	68	19%	70	113,450
8	会議室 801(特別)	358	148	41%	157	1,492,200
	会議室 802	358	310	87%	373	2,861,550
	会議室 803	358	298	83%	335	8,516,410
	会議室 804(A・B)	358	285	80%	359	15,397,420
	会議室 805	358	333	93%	402	1,204,000
	会議室 806	358	312	87%	356	1,059,500
	会議室 807	358	293	82%	321	1,017,130
	会議室 808	358	274	77%	305	962,530
	会議室 809(和室)	358	163	46%	172	856,700
	研修室 810	358	290	81%	327	2,626,550
	研修室 811	358	290	81%	331	2,418,970
	研修室 812	358	283	79%	315	7,979,900
	研修室 813	358	326	91%	385	1,120,530
	研修室 814	358	295	82%	331	1,056,500
	研修室 815	358	292	82%	309	1,029,700
	研修室 816	358	269	75%	281	925,000
	研修室 817	358	301	84%	358	1,487,700

	県民プラザ(オープンスペース)	358	2	1%	2	17,460
	【合 計】	17,900	9,314	平均 52%	10,667	90,918,415
				【貸出備品利用料金】		12,281,610
				【電気利用料金】		240,720
				【利用料金合計】		103,440,745

貸出施設利用状況から少なくとも次のことが読み取れる。

- ア. アイーナ全体の利用率は、平成 18 年度 41%、平成 19 年度 52%と開館 2 年度目で、11%改善している。なかでも、アイーナホールの利用状況は、平成 18 年度 53%、平成 19 年度 66%と改善が著しい。しかし、アイーナホールについては、所得税確定申告の時期に仙台国税局に、平成 18 年度に 45 日、平成 19 年度に 48 日貸出している。したがって、仙台国税局を除いた貸出日数は、平成 18 年度に 146 日、平成 19 年度に 190 日であり、大きく改善はされているもののなお一層の広報活動により利用の促進を図るべきである。
- イ. 会議室に比べて和室の利用率が低いことが読み取れるが、その原因を分析し、必要に応じて他の用途に転換することを検討すべきと考える。

② 貸出施設の利用率の目標値の設定について

現在、開館 3 年目であり過年度実績が十分になくその見積りが困難である等の理由から、貸出施設の利用率の目標値の設定がなされていない。収入の増加を図るためには、施設ごとの利用率の目標値を立て、これに基づいて、収入を予算化し、これと実績とを対比して、予算達成、未達成の要因分析を行い、翌年度の事業行動戦略計画に活用する、という PDCA サイクルを採ることが重要であると考え。

2. 岩手県立図書館



【施設の概要】

県立図書館（以下「図書館」という。）は、既存施設の老朽化・狭隘化が進んだことから、県民の学習ニーズや情報化の進展に対応する 21 世紀の情報センターとしての図書情報総合センターの機能を備えるために、盛岡駅西口複合施設の中心施設として、平成 18 年度に新規移転開館した。

(1) 施設の状況

項目	内容
所在地	盛岡市盛岡駅西通 1-7-1
所管部署	教育委員会事務局生涯学習文化課
供用開始月日	平成 18 年 5 月 8 日（現在地に移転開館）
設置目的	図書館資料を収集し、県民の利用に供すること等により、生涯学習の振興および文化の発展に寄与するため。
設置根拠条例	図書館条例
主な施設種類	①開架書架・観覧スペース: 閲覧席 228 席、利用者用検索端末 28 台 マイクロリーダープリンター 4 台 ②調査研究室: 48 席

	<p>③児 童 コ ー ナ ー:閲覧席 30 席、お話し室 30 席、利用者用検索端末 6 台</p> <p>④音 と 映 像 コ ー ナ ー:マルチメディアブース 1人用 8 ブース (ビデオ閲覧用)3 人用 2 ブース 利用者用検索端末 6 台、音楽 CD 視聴機器 4 台</p> <p>⑤新 聞 ・ 雑 誌 コ ー ナ ー:観覧席 33 席、利用者用検索端末 7 台</p> <p>⑥ミ ニ シ ア タ ー:78 席</p>		
面積(公有財産表)	敷地面積 10,590 m ²		
価格(公有財産表)	アイーナ全体でしか価格は分からないため不明		
管理運営方法	平成 17 年 度:直営		
	平成 18 年 度:直営と指定管理の併用 指定管理者の名称:株式会社NTTファシリティーズ・株式会社盛岡博報堂・株 式会社図書館流通センター・鹿島建物総合管理株式会 社・社団法人岩手県ビルメンテナンス協会・岩手県ビル管 理事業協同組合グループ		
	平成 19 年 度:直営と指定管理の併用 指定管理者の名称:株式会社NTTファシリティーズ・株式会社盛岡博報堂・株 式会社図書館流通センター・鹿島建物総合管理株式会 社・社団法人岩手県ビルメンテナンス協会・岩手県ビル管 理事業協同組合グループ		
管理運営費	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
(平成 18 年度からは直	262,238 千円	253,771 千円	221,049 千円
営経費のみ)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	225,319 千円	191,443 千円	184,779 千円

供用時間	9時～20時
休館日	月末(土、日の場合は、前日)、年末年始、年度末特別整理日
利用料	該当なし

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費 合計	取得財源				備考
		一般財源	国庫補助金	県債	その他	
用地費	—	—	—	—	—	アイーナ全体のうち図書館部分についてのみの金額は不明
建設費	—	—	—	—	—	同上
合計	—	—	—	—	—	同上

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

ア. 指定管理業務従事者数

(単位:人)

区分	平成18年度	平成19年度
団体役員	0	0
団体職員 (うち県OB) (うち県派遣者)	47	53

団体臨時・嘱託等	0	0
合計	47	53

イ. 県委託業務従事者数(研修指導・学芸等職員を含む)

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	24	11	8
県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
合計	24	11	8

② 人件費

ア. 指定管理業務人件費

(単位:百万円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0
団体職員		
(うち県OB)	0	(0)
(うち県派遣者)	0	(0)
団体臨時・嘱託等	0	0
合計	0	0

イ. 県委託業務従事者人件費(研修指導・学芸等職員を含む)

(単位:百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	166,151	89,349	80,109
県費採用臨時・嘱託等	4,116	—	—
合計	170,267	89,349	80,109

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

区分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入
入館者数	179,829	—	533,769	—	526,049	—
合計	179,829	—	533,769	—	526,049	—

(5) 収支の状況

(平成 17 年度)【県直営】

(単位:千円)

項目	金額
人件費	0
共済費	0
賃金	0
旅費(臨職)	0
旅費	0

需用費	0
役務費	0
委託料	0
使用料等	0
備品購入費	0
負担金等	0
公課費	0
委託費合計(①)	—
利用料収入 (②)	—
雑収入 (③)	932
収入合計(④(②+③))	932
県支出人件費 (⑤)	170,267
県支出経費 (⑥)	50,782
収支:県民負担額 (①-④+⑤+⑥)	220,117

(平成 18、19 年度)【指定管理者制度】

(単位:千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
指定管理者負担費用(①)	図書館管理業務はアイーナ 全体に含めて指定管理者 に委託しているため図書館 個別の金額は不明	
指定管理者利用料収入 (②)		
指定管理者の収支差額 (③(①-②))		

県支出指定管理料(④)		
県利用料収入 (⑤)	0	0
県雑収入 (⑥)	322	239
県支出修繕費等 (⑦)	225,319	191,443
収支: 県民負担額 (⑧(④-⑤-⑥+⑦))	224,997	191,204

【監査の結果と意見】

(1) 図書館の存在意義(意見)

図書館は、広く県民が利用できるようにするため、平成 18 年 5 月 8 日に岩手県庁前の岩手公園地内から公共交通機関が整備されているアイーナ内に移転している。移転後の利用者数は確実に増加しているが、これは同施設が盛岡駅前に存在していることも大きな理由として挙げられる。

(図表 21)は、平成 20 年 7 月に東北各県の協力によって、各県立図書館の利用者数、開館日数、蔵書数および貸出冊数を調査・取り纏めたものであるが、旧図書館からアイーナ内に移転した効果が認められ、存在意義は高まったと言える。

しかし、同施設は下表から見られるよう蔵書冊数に比較し、貸出冊数が少ない。数値の捉え方にある程度の相違があることも十分考えられるが、当該データからは、図書館においては、来館者は多いが、東北他県の貸出し状況と比較すると当該来館者に対して図書の貸出冊数が少ないということが読み取れるほか、閲覧利用者が多いことが特徴となっている。

同施設は郷土関係資料の保存館としても役割を担っていることおよび蔵書数に対する貸出可能冊数は各施設ごとに異なることから単純に比較することはできないが、このデータを十分解析し、図書館としての役割を果たすための県民のニーズに沿った調査・貸出のための図書が十分揃えられているか等の検討を行うことが、より県民にとっての利便性の高い図

書館として存在意義を高めるものと期待する。

(図表 21) 東北 6 県県立図書館利用状況(平成 15 年度～19 年度)

年度	県名	利用者 数(人)	開館日 数(日)	蔵書数 (冊)	貸出冊数 (冊)	備考 (団体貸出 数:貸出冊 数外数)
平成 15 年度 (2003)	青森	383,859	290	691,388	236,713	(30,542)
						(注3)
	岩手	173,011	212	561,465	73,523	(45,324)
	宮城	566,188	269	899,946	742,462	
	秋田	388,175	298	618,909	242,343	(10,574)
	山形	245,634	282	490,716	133,215	(3,780)
平成 16 年度 (2004)	福島	244,081	267	707,007	183,565	
	青森	423,891	322	708,939	256,477	(32,626)
	岩手	266,338	297	593,919	102,788	(45,064)
	宮城	605,559	285	929,211	830,340	
	秋田	393,731	297	641,382	253,802	(11,159)
						(注4)
	山形	201,890	235	506,777	117,277	(3,452)
平成 17 年度 (2005)	福島	245,707	278	729,396	177,371	
	青森	427,809	339	733,562	298,845	(36,705)
						(注5)
	岩手	179,829	202	625,053	64,469	(45,064)

	宮城	569,867	286	948,212	796,300	
	秋田	398,155	294	662,475	259,947	(12,996)
	山形	217,630	281	527,240	125,571	(5,567)
	福島	253,035	280	743,787	164,539	
平成 18 年度 (2006)	青森	420,580	338	755,444	303,823	(31,047)
						(注6)
	岩手	533,769	338	631,728	264,064	(47,405)
	宮城	549,601	285	964,402	766,228	
	秋田	405,897	298	680,683	279,789	(17,533)
	山形	203,139	281	542,187	123,944	(1,405)
	福島	252,146	290	763,108	170,171	
平成 19 年度 (2007)	青森	412,163	339	779,655	305,320	(35,184)
	岩手	526,049	337	651,703	287,973	(50,234)
	宮城	519,962	288	976,376	746,953	
	秋田	478,134	340	706,315	312,424	(22,128)
	山形	195,273	284	559,200	133,763	(1,250)
	福島	259,420	290	784,859	177,709	

(注 1) 蔵書数、貸出冊数からは新聞、定期刊行物、視聴覚資料を除いている。

(注 2) 貸出冊数は個人貸出件数を記載している。

(注 3) 平成 15 年 7 月 1 日から平成 15 年 10 月 14 日まで「図書情報システム」導入のため休館している。

(注 4) 平成 17 年 2 月から 3 月末まで情報システム更新のため休館している。

(注 5) 平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までは新館移転作業のため休館している。

(注 6) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 5 月 7 日までは一部開館。平成 18 年 5 月 8 日に完全

新規開館している。

(2) 備品購入における手続の遵守(結果)

岩手県事務委任および代決専決規則第3条によれば、図書館において備品を購入する際の決裁権者は館長となっている。また、岩手県教育委員会代決専決規程第3条第2号によれば、決裁権者たる館長が不在のときは、第1順位者が代決し、決裁権者および第1順位者が不在のときは、第2順位として館長があらかじめ指定する職員が代決する、と定められている。平成19年4月から平成20年3月までの間に備品の購入は合計24回行われているが、この期間の決裁の状況は(図表22)のとおりであった。

(図表 22) 備品購入時の決裁状況

	館長在館の日の決裁回数	館長不在、かつ副館長在館の日の決裁回数	館長、副館長ともに不在の日の決裁回数
館長による決裁	2回		
第1順位者による代決	1回	1回	
第2順位者による代決	19回	0回	1回

上表のとおり、館長が在館にもかかわらず、第1順位者による代決が1回、第2順位者による代決が19回行われていたことになり、規程が遵守されていない。これは担当者が購入金額の重要性から館長決裁不要と判断したことによることである。

このような状況をみると、一職員によって、不正な備品の購入が行われるおそれを否定することができない。備品は県民財産であり、備品の購入にあたっては、適切な決裁権者の決裁を経ることが必要である。

(3) 物品の管理について(結果)

図書館に保管されている主な備品は椅子、机および棚等である。岩手県会計規則第189条に関する運用通知により、物品管理者は、備品の管理の状況を備品管理一覧表に記録するとともに、毎年度6月1日に備品現物との照合を行うこととなっている。

しかし、備品ごとの照合に関する証跡が残されていなかった。また、備品管理一覧表に記載されている物品番号が備品現物には記載されておらず、備品管理一覧表と備品現物との照合は困難な状況である。

備品管理一覧表を作成し、備品現物との照合を行うことは盗難や資産の流用の防止に有効なものであり、高額な備品も存在することから管理の徹底を図ることが必要である。

(4) 絵画について(結果)

図書館には(図表23)のとおり、絵画が保管されている。これは、平成18年の移設前から図書館に保管され、移設時にそのまま引き継がれたものである。この中には、県営の他の施設に貸出を行っているものもあり、一定の価値が認められるものである。しかし、供覧の用に付され、または貸出しが行われている絵画は一部であり、多くは倉庫に保管されている。また、図書館の職員は絵画に関する価値や保管方法に関して熟知していると言えない。したがって、絵画について適切な方法で保管し、有効活用するためには県立美術館等の収集方針に合致する絵画は所管換えを実施するなど、適正な保管や活用が望まれる。

また、一定の価値が認められるにもかかわらず、貸出をおこなっている絵画が管理簿上、明らかにされておらず、どの絵画が図書館に保管され、または貸出が行われているのか不明な状態である。さらに、備品管理一覧表で管理されているものと、別の管理簿で管理されているものがあつた。加えて、当該絵画について定期的に管理簿と現物との照合は実施されていなかった。盗難や資産の流用を防止するために貸出を行っている絵画を管理簿上、明らかにし、定期的な実査が必要である。また、管理すべき資産を明確にするた

めに、すべて、一元的な管理簿で管理を実施すべきである。

(図表 23) 図書館保管の絵画一覧

備品管理一覧表に記載されているもの	絵画 富士 (台帳価額 3,360,000 円)
	絵画 家族 (台帳価額 1,500,000 円)
	他、寄贈のもの絵画 9 点、書画 4 点、写真 1 点
備品管理一覧表には記載されていないが、別の管理台帳に記載されているもの	絵画 102 点 取得方法、取得価額等は不明

(5) 図書情報システム機器等賃貸借契約(意見)

県は図書情報システムの運用に必要な機器等について A 社と賃貸借契約を締結している。その内容は次のとおりである。

- 契約金額:25,691 千円(税込)
- 契約期間:平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

図書情報システム機器等について賃貸借契約を締結している。理由としては導入年度における一時的な経費が膨大となることを防ぎ、必要な経費が平準化されるよう、県の財政事情等を考慮したためである。

しかし、図書情報システム機器等により図書の一括管理を行っており、膨大な量の図書を効率的に管理するために、図書館の運営には必要不可欠なものである。また、賃貸借契約では契約先の都合により継続して契約が結べないおそれがある。現状導入している図書館情報システム機器等は図書館への設置にあたってカスタマイズされたものであり、新たに他の業者と賃貸借契約を締結することは困難なものである。そのため、契約が継続できなければ安定的な運営が損なわれることになる。したがって、安定的な運営の継続性確保の観点からは賃貸借によるよりも購入したほうが望ましいと言える。また、一般的には使用期間全体を考えれば賃貸借によるよりも購入した方がトータルのコストは安く抑え

られるものと考えられる。

一定期間使用した現在では、新規購入と比較し機器の価値は低下し、買い取り価格も下落すると考えられる。したがって、現在使用している機器の買い取りをしても、県財政上、負担しがたい金額にはならないことも想定されるため、今後は機器の買い取り検討も行うことが望まれる。

(6) 図書情報システム業務用データベース使用に係る契約(意見)

県はB社と図書情報システム業務用データベースの使用に係る契約を締結している。その内容は以下のとおりである。

- 契約金額:4,021 千円
- 契約期間:平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

当該データベースは、図書館利用者へ新聞情報等の外部商用データベースの検索サービスを提供するとともに、図書館利用者へのレファレンスサービスの充実を図るものである。図書館は当該データベースの使用について単年度契約を締結している。しかし、当該情報データベースは多く利用され、図書館の運営において欠かせないものである。また、単年度契約では契約先の都合により継続して契約が結べないおそれがある。図書館では当該データベースの導入をシステムの設計段階で決定しており、データベースの変更を行うとシステムの改修が必要となる。そのため、契約が継続できなければ安定的な運営が損なわれることになる。

したがって、安定的運営を行うためには複数年契約の締結が好ましいといえる。また単年度契約によるよりも、複数年契約のほうが契約金額を低く抑えることができる可能性がある。よって、今後は複数年契約の締結も検討することが望まれる。

3. 岩手県立美術館



【施設の概要】

県立美術館（以下「美術館」という。）は、岩手県の多様な美術文化を再評価・再発見するとともに、優れた美術作品を県民共有の財産として未来に伝え、さらには世界に目を向けた多彩な活動を展開するため、21世紀の新しい文化創造の拠点施設として平成13年度に整備したものである。

(1) 施設の状況

項目	内容
所在地	盛岡市本宮字松幅 12-3
所管部署	教育委員会事務局生涯学習文化課
供用開始月日	平成13年10月1日
設置目的	美術品および美術に関する資料を収集し、保管し、および展示し、併せて美術に関する調査研究および普及活動を行うことにより、本県の多様な美術文化を再評価し再発見するとともに、優れた美術作品を県民の鑑賞に供し、本県の財産として後世に伝える。
設置根拠条例	美術館条例

主な施設種類	企画展示室、常設展示室、萬鐵五郎展示室、松本駿介・舟越保武展示室、普及スペース		
面積(公有財産表)	敷地面積:21,157.35 m ² 建物面積:13,000.00 m ²		
価格(公有財産表)	敷地: 0円(盛岡市から借受) 建物:6,226,781千円		
管理運営方法	平成17年度: 管理委託 受託者の名称: 財団法人岩手県文化振興事業団		
	平成18年度: 指定管理 指定管理者の名称: 財団法人岩手県文化振興事業団		
	平成19年度: 指定管理 指定管理者の名称: 財団法人岩手県文化振興事業団		
管理委託料	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	529,563千円	528,681千円	500,324千円
指定管理料	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	234,256千円	246,388千円	237,265千円
供用時間	10時～19時		
休館日	毎週月曜日(なお祝日の場合は開館)および年末年始(12/29～1/3)		
利用料	<p>利用料金制は取っていない。</p> <p>(参考)観覧料</p> <p>常設展: 一般 400円(320円)、学生 300円(240円)、高校生以下は無料</p> <p>※()内は20名以上の団体料金</p> <p>企画展: 企画展の観覧料は、企画展の開催に要する経費を勘案して、その都度定める。</p>		

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源				備考
		一般財源	国庫補助金	県債	その他	
用地費	0	—	—	—	—	盛岡市から借受
建設費	9,250	—	—	—	—	平成 13 年度教 育長答弁資料 から記載 財源不明
備品等整備	1,578	—	—	—	—	
合計	10,828	—	—	—	—	

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

ア. 指定管理業務従事者数

(単位:人)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0
団体職員	1	1
(うち県OB)	(0)	(0)
(うち県派遣者)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	1	1
合計	2	2

イ. 県委託業務従事者数(研修指導・学芸等職員を含む)

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	12	13	12
県費採用臨時・嘱託等	1	1	1
県職員(駐在)	1	-	-
団体職員(団体採用臨時職員含む)	6	4	6
合計	20	18	19

② 人件費

ア. 指定管理業務人件費

(単位:百万円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0
団体職員	7	7
(うち県OB)	(0)	(0)
(うち県派遣者)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	2	2
合計	9	9

イ. 県委託業務従事者人件費(研修指導・学芸等職員を含む)

(単位:百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	124	105	92
県費採用臨時・嘱託等	7	7	7
県職員(駐在) ※平成 17 年度のみ	11	—	—
団体職員(団体採用臨時職員含む)	※1	8	10

※1 平成 17 年度は決算資料において、県派遣職員と財団等職員の人件費を分けて計上していないことから、「県派遣職員」欄に合算計上する。

※2 人件費には、総務部職員人件費(9 百万円)は含めていない。

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

区分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	観覧者数	観覧料 収入	観覧者数	観覧料 収入	観覧者数	観覧料 収入
県立美術館	63,676	36	65,890	33	101,714	62
合 計	63,676	36	65,890	33	101,714	62

(5) 収支の状況

(平成 17 年度)【管理委託制度】

(単位:千円)

項目	平成 17 年度
人件費	29,571
共済費	12,592
賃金	9,696
報償費	1,782
旅費	7,351
交際費	2
需用費	118,056
役務費	28,245
委託料	174,673
使用料等	40,422
負担金等	53,932
公課費	0
厚生福利費	177
消費税	23,825
委託費合計(①)	500,324
利用料収入 (②)	35,975
雑収入 (③)	0
収入合計(④(②+③))	35,975
県支出人件費 (⑤)	99,333
県支出修繕費 (⑥)	3,288

収支: 県民負担額 (①-④+⑤+⑥)	566,970
------------------------	---------

※ ①委託費合計には総務部経費 10,364 千円(うち人件費・共済費・賃金 9,228 千円)を含む。

(平成 18、19 年度)【指定管理者制度】

(単位: 千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
人件費	8,698	8,942
旅費	141	127
修繕費	1,966	12,200
光熱水費	62,505	64,295
燃料費	78	56
需用費(その他)	7,584	3,232
役務費	2,148	2,842
委託料	147,694	149,177
使用料および賃借料	290	183
備品購入費	117	0
厚生福利費	27	31
負担金	0	0
その他	1,785	963
指定管理者負担費用 合計 (①)	233,033	242,048
指定管理者利用料収入	0	0
収入合計(②)	0	0

指定管理者の収支差額 ③(①-②)	△233,033	△242,048
県支出指定管理料(④)	234,256	246,388
県利用料収入(⑤)	33,109	62,046
県雑収入(⑥)	0	0
県支出修繕費等(⑦)	0	0
収支:県民負担額 (⑧(④-⑤-⑥+⑦))	201,147	184,342
指定管理料と指定管理者 負担の差額(③-④)	△1,223	△4,340

【監査の結果と意見】

(1) 美術館の存在意義(意見)

美術館は、岩手県の多様な美術文化を再評価・再発見するとともに、優れた美術作品を県民共有の財産として未来に伝え、さらには世界に目を向けた多彩な活動を展開するため、21世紀の新しい文化創造の拠点施設として平成13年度に整備したものである。

美術館は、(図表24)のような事業の実施を目的としている。

(図表24)美術館の事業目的と事業内容

事業名	事業内容
美術品の収集・保存	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本県出身および本県ゆかりの作家を中心とした、近現代の優れた美術品の収集を行うとともに、関連資料の収集にも努める。 2. 収集にあたっては、綿密な調査研究活動に基づき、長期的な収集計

		<p>画を立て、系統性のあるコレクションとなるよう収集を進める。</p> <p>3. 美術品等の収集は、購入、寄贈および寄託とし、学識経験者による美術品収集評価委員会に諮って行う。</p> <p>4. 収集した美術品等は、良好な環境の中で安全に保存するとともに、適切な分類方法により整理・分類を行い、必要に応じて修復等を施す。</p>
展示	常設展示・移動展示	<p>1. 美術館が収集した美術品等を常設展示室において紹介する。</p> <p>2. 収集の柱である、萬鐵五郎、松本竣介、舟越保武の3人の作家については、「萬鐵五郎展示室」「松本竣介・舟越保武展示室」において重点的な展示を行う。</p> <p>3. 水彩、水墨等の劣化、褪色しやすい紙作品の保存に配慮するとともに、より多くの美術品を県民に公開するため、年4回程度(紙作品においては年8回程度)の定期的な展示替えを行う。</p> <p>4. 美術館が収集した美術品等により、市町村との連携を図りながら県内各地域において移動展示を行う。</p>
	企画展示等	<p>1. 国内外のさまざまなテーマによる企画展を企画展示室において実施し、県民に優れた美術鑑賞の機会を提供する。</p> <p>2. 展示室での展示にとどまらない多様な姿を見せる現代の美術を紹介するため、隣接した屋外展示スペース等においてインスタレーション(あらかじめ決められた期間と場所への美術家による作品の制作設置)事業を実施する。</p>
調査研究活動		<p>1. 本県の美術をはじめとして国内外の美術に関する調査研究を行い、その成果を美術品の収集や企画展等に反映させる。</p> <p>2. 美術館教育や美術品の保存技術等、美術館固有のテーマについての調査研究にも取り組む。</p>

教育普及事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学芸員による作品開設会や研究者等を招いた各種の美術館講座、美術の専門家と一般の参加者とは創作体験を共有するワークショップ、コンサート・パフォーマンス(身体的芸術表現)事業、ギャラリーツアーなど、県民に多様な美術学習、美術体験の機会を提供する。 2. ライブラリーにおける図書閲覧、デジタルビジョン・レファレンスにおける映像番組の視聴や高精密画面での所蔵作品の検索等、国内外のさまざまな美術情報の提供に努める。 3. インターネットのホームページを通じて、美術館の情報を国内外に積極的に発信する。 4. 学校との連携については、「総合的な学習」「学校週5日制」の導入などに配慮しながら、具体的な方法を模索する。
--------	--

(図表 24) のとおり、美術館には、県民に対して美術品を展示すること以外にも、県にゆかりのある作家の美術品の収集・保存や研究といった役割が求められている。県ゆかりの作家の作品は、県民全体の財産としての価値を有しているものと考えられ、県が積極的に収集・保存・研究することに、一定の意義を見出すことができる。

一方、県民への美術品の展示という役割を果たしているかどうかを端的に示す観覧者数の推移は(図表 25) のとおりである。

(図表 25) 美術館の年度別観覧者推移

(単位:人)

	常設展示	企画展示	計
平成 13 年度	21,869	101,813	123,682
平成 14 年度	17,729	62,832	80,561
平成 15 年度	12,983	52,992	65,975

平成 16 年度	10,388	66,949	77,337
平成 17 年度	6,319	57,357	63,676
平成 18 年度	6,130	59,760	65,890
平成 19 年度	7,124	94,590	101,714

(図表 25)のように、常設展示については、平成 13 年の開館以来減少傾向である。一方の企画展示については、開館初年度の平成 13 年度を除けば、ほぼ横ばいとなっており、また、平成 19 年度については、「ピカソ展」を実施したこと等により、前年度と比較して約 58%の増加となっている。

このことから、海外の著名な作家の企画展示を行うことは、県民のニーズにかなっているものと考えられる。したがって、県民への美術品の展示という観点からも、当美術館に一定の意義を見出すことができる。

以上より、当美術館の存在意義はあるものと考えられる。

(2) 展示室以外の利用状況の向上について(意見)

美術館の展示室以外の主な施設として比較的小規模な講演や上演会、作品展示などを行うアートスペース、美術に関する講演会の映像資料の上演会、ミニコンサート等を行うホール、実技を伴うワークショップなど美術と親しむ様々な活動を展開するスタジオの 3 種類ある。平成 19 年度の利用状況は、収容人数 50 人程度のアートスペースは 292 日、収容人数 100 人程度のホールは 87 日、収容人数 30 人程度のスタジオは 33 日となっている。アートスペース以外については、利用状況が芳しくない状況である。特にホールについては、スクリーン等が設置されており多目的に利用できると想定される。しかし、現状においては美術館主催の公演等に使用しているのみで、一般開放はしていない。今後は施設の有効利用という観点からも県民に利用されるような企画や施設の活用についても検討すべきである。

また、県民に開放する場合においては、利用料金を徴収する等の方策を併せて検討することが望まれる。



(3) 特別展招待券の配布方法の見直し(意見)

美術館では特別展の招待券を個人・団体に配布している。当該配布は、主として個人・団体の特別展に関する広報・宣伝活動の貢献度に報いることを趣旨とするものである。平成 19 年度に開催された特別展の招待券配布枚数は(図表 26)のとおりである。

(図表 26) 平成 19 年度開催特別展招待券の配布枚数と使用率

特別展名	発行枚数	配布枚数	使用枚数	使用率
日曜美術館 30 年展	14,000 枚	11,239 枚	3,641 枚	32.3%
ピカソ展	14,000 枚	11,844 枚	5,060 枚	42.7%
レイモン・サヴィニャック展	14,000 枚	11,255 枚	3,310 枚	29.4%
アート・記憶・場所	14,000 枚	7,700 枚	1,638 枚	21.2%
華麗な近代美人画の世界	12,000 枚	10,300 枚	3,117 枚	30.2%
アートフェスタいわて	4,500 枚	2,347 枚	1,252 枚	53.3%
合計	72,500 枚	54,685 枚	18,018 枚	32.9%

使用率は使用枚数を配布枚数で除すことにより算定している

① 招待券の配布枚数について

招待券の使用率は、(図表 26)のとおりアートフェスタいわてを除いて 20%~40%台と低い使用率となっている。このような低い使用率となっている理由は、ポスター等の配布、掲載に協力してくれた個人に対しては数枚程度しか配布していないが、協賛企業に対しては 100 枚から 1,000 枚程度配布していることに原因があると考えられる。また、配布された招待券がどの程度実際に使用されているのかの追跡調査についても合計使用枚数の調査のみで、配布先毎の使用枚数については現状では調査を実施していない。招待券の発行費用についても 1 枚当たり 15 円程度かかるものであり、使用枚数が配布枚数と比較して著しく低い協賛企業については招待券の配布枚数を見直し、適正枚数の配布に努めるべきである。

② 配布先について決裁の未実施

すべての特別展において、一部の配布先については決裁が実施されず担当者レベルで配布枚数が決定されている場合がある。招待券は観覧者の勧誘・広報ツールという側面もあるが、観覧料の免除とも考えられるので、美術館条例に定められているとおり、観覧料免除の決裁をとる必要がある。

③ 配布相手先の検討

県の美術振興を目的として第三者への配布のために美術館職員全員に対して一企画展について一人あたり 20 枚招待券が、また、美術館スタッフに対しても企画展開催 1 回当たり平均して合計 100 枚程度の招待券が分配されている。しかしながら、最終的な配布先、配布枚数について職員およびスタッフに報告義務は課されていない。招待券の配布が美術振興に寄与したかについて確認するためにも招待券の配布先・配布枚数は厳しく管理されるべきものと考えられる。

(4) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

美術館の管理業務に関する基本協定書第18条第2号によれば、「指定管理者は備品

台帳を備え、管理の状況を明らかにしておかなければならない」とされている。

指定管理者は、備品のうち、美術品に関しては独自でデータベースを作成し管理している。一方、その他備品(事務備品等)に関しては平成18年4月1日の基本協定書締結時の管理物件一覧を入手しているのみであり、定期的なたな卸しも実施していない状況である。このような状況では備品の管理状況を明らかにしているとはいえない。

備品の取得または処分があった場合には管理物件一覧表を適宜更新し、管理シール等で備品を管理して、少なくとも年に1度は管理物件一覧表と現物の照合を実施して備品の管理を徹底すべきである。

(5) 陳腐化資産の早期処分(意見)

平成20年8月18日に美術館に往査したところ、サーバールーム内に、現在使用していないパソコンが放置されていた。新しいパソコンを導入したため、現在使用していないとのことである。使用していない資産が長期間放置されていることは、資産の盗難、紛失等につながるおそれがあり、またパソコン内のデータが残ったままになっている場合には情報漏えいの危険性がある。県と協議の上、早期に処分することが望まれる。

(6) 委託管理業務に関する契約方法の見直し(意見)

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団の会計処理規則第34条によれば、「契約については、県会計規則を準用するものとする。ただし、理事長が定めるものについては、この限りではない。」と定められており、理事長が定める事項については、「指定管理業務の契約で提案内容を確実に履行するため、特に必要な業者と契約するときは、随意契約によることができる。その際には、契約伺い書等にその理由を明確に記載すること。」とされている。また、随意契約できる場合として、県会計規則においては、次のように定められている。

ア. 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号および会計規則第106条に基づき、

予定価格が 100 万円未満の場合

- イ. 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、その性質または目的が競争入札に適しないものをする場合

なお、県会計規則第 108 条第 1 項によれば「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。」とされ、同第 2 項によれば「前項の見積書は、2 人以上の者(出納局長が別に定めるものにあつては、1 人)から徴さなければならない。」とされている。ただし、「契約内容または地域的特殊事情により、契約の相手方が特定される時」か、「1 件の予定価格が 10 万円を超えない契約で、契約担当者が 1 人の見積書で適当と認めたとき」は 1 者からの見積書入手が許容される。

このような規定の下、次の 5 契約についてはいずれも随意契約であるが、見積書について契約者からのみの入手となっていた。

① 展示室受付等業務

受託者	C 社
委託金額	50,610 千円
見積り合わせ未実施の理由	指定管理業務の一部契約であり、指定管理者申請書作成時に作成の裏づけ協議を行った業者であることから当該申請に基づく実施契約を確実に履行するためには当該業者が特に必要であること。

② 施設管理業務

受託者	D 社
委託金額	163,800 千円
見積り合わせ未実施の理由	指定管理者申請書作成時に作成の裏づけ協議を行った業務であり、当該業者の能力を含め、指定管理の選考に選ばれたものと考えられるため。

③ 本館用冷温水発生機分解整備業務

受託者	E 社
委託金額	3,675 千円
見積り合わせ未実施の理由	冷温水発生機は単独で構成されているのではなく、美術館の空調システムに組み込まれている。したがって、本工事の際、空調システム上で冷温水発生機が正常に動作および運転制御できるかを確認しながら行う必要がある。こうした作業は美術館の空調システム全体の構成を把握している業者にしか行うことができない。また、当館の冷温水発生機はE社親会社製吸収冷温水発生機を導入しており、本工事を行うためには、E社親会社の部品を容易に入手できる業者を選定しなければならない。上記の要件を満たす業者は、平成 13 年の当館開館に伴い、冷温水発生機の納入を請け負い、その後、現在まで保守点検業務を請け負っているE社の 1 社だけである。

④ レストラン用冷温水発生機分解整備業務

受託者	E 社
委託金額	2,520 千円
見積り合わせ未実施の理由	冷温水発生機は単独で構成されているのではなく、美術館の空調システムに組み込まれている。したがって、本工事の際、空調システム上で冷温水発生機が正常に動作および運転制御できるかを確認しながら行う必要がある。こうした作業は美術館の空調システム全体の構成を把握している業者にしか行うことができない。また、当館の冷温水発生機はE社親会社製吸収冷温水発生機を導入しており、本工事を行うためには、E社親会社の部品を容易に入手

	<p>できる業者を選定しなければならない。上記の要件を満たす業者は、平成 13 年の当館開館に伴い、冷温水発生機の納入を請け負い、その後、現在まで保守点検業務を請け負っているE社の 1 社だけである。</p>
--	--

⑤ 中央監視システム制御用パソコン交換業務

受託者	F 社
委託金額	4,052 千円
見積り合わせ未実施の理由	<p>中央監視システム制御用パソコンは、館内各所に設置されている温湿度感知器からのデータ信号を受信し、空調システムを自動制御する役割を持ち、単独で動作するのではなく、複数の機器で構成されている中央監視システムに組み込まれている。したがって、本工事の際、中央監視システムのみならず、空調システムにおいても正常に動作および運転制御できるかを確認しながら行う必要がある。こうした作業は美術館の中央監視システムおよび空調システムの構成を把握している業者にしか行うことができない。また、美術館の中央監視システムは G 社の製品を導入しており、本工事を行うためには、G 社製のシステムの取扱いに熟練した業者を選定しなければならない。上記の要件を満たす業者は、平成 12 年の当館開館に伴い、中央監視システムの納入を請け負い、その後、現在まで保守点検業務を請け負っている F 社の 1 社である。</p>

これら契約のうち、①および②については、同財団会計規則第 34 条の規定に従い、随意契約によることは妥当であると考えられる。しかし、随意契約によったとしても、定期的に、例えば指定管理の期間である 3 年を目安に、見積り合せを実施する等金額の妥当性を検証する作業を行うことが望まれる。

一方、上記契約のうち、③、④および⑤については、特定の製造業者の機器等の整備等であることから、随意契約により委託先を選定しているが、当該業務を行い得る複数の業者を選定し、少なくとも見積り合せの実施により委託先を選定することが望まれる。

(7) 清掃業務における入札業者指名基準(意見)

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は清掃業務について D 社に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容:館内の清掃 美術館敷地内の除雪 植栽地の芝刈り 池の洗浄
- 契約金額:55,440 千円

清掃業務は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間の委託契約とされている。この業者選定にあたり指名競争入札が行われたが、その入札結果は(図表 27)のとおりである。なお、同財団の予定価格は 56,000 千円(税抜)であった。

(図表 27) 清掃業務における指名競争入札結果 (単位:千円、税抜)

入札業者	入札金額
D社	55,440
H社	58,500
I社	58,050
J社	57,000
K社	57,300
L社	57,600
M社	57,900
N社	57,750
O社	56,850

この入札を実施するにあたっての入札業者指名基準は以下のとおりであった。

- ① 県の指名競争入札参加資格者であること。
- ② 清掃の数値が 82 点以上であること。
- ③ 資本金が 10,000 千円以上であること。
- ④ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定による、庁舎および貯水槽の登録を県知事から受けていること。
- ⑤ 本社機能が盛岡にある業者であること。

上記の基準のうち、②において定められている 82 点という数値は、前契約業者であったD社の点数であった。これについては、清掃の水準を落とさないために、前年度の契約者である業者の点数を下限とし、併せて上位 10 社程度を選定しているとのことであった。

しかし、平成 17 年度の入札業者指名基準においては、85 点以上が必要とされており、同協同組合の点数にあわせて基準を操作しているとの疑念を抱かれるおそれがある。

このような疑念を払拭するためにも、上記の基準のうち②で定められている要件については、例えば、「清掃の数値上位 10 社であることおよび前年度の受託者であること。」など、基準の変数化を排除した基準とするべきである。

(8) 領収書の管理について(意見)

美術館においては観覧料等收受時に、観覧者の希望があれば領収書を発行している。当該領収書の管理に際しては、管理簿を作成しておらず、残り部数について定期的な実査も行われていない。また、未使用領収書用紙を保管しているロッカーには施錠されていなかった。

このような管理方法では、領収書用紙が流用され不正使用されても発見できないおそれがある。そのため、未使用領収書には事前に連番を付し、管理簿を作成することが望まれる。さらに、ロッカーは施錠すべきである。

なお、開館時には 150 部の領収書を購入したが、現状そのうち 87 部が残っている。開館からおよそ 7 年が経過しているにもかかわらず半分以上残っており、また、領収書の発行は観覧者が希望したときに発行するのみで頻度は多くないと予想できたことから、過剰購入であったと言わざるを得ない。

領収書の不正使用を防止するためには過剰に在庫を保有することは好ましくなく、今後は必要最低限の部数のみ購入することが望まれる。

(9) 公印の管理について(意見)

公印は押印権限者の机の隣のロッカーに保管しているが、ロッカーは常時施錠されていない。公印の不正使用を防止するため、公印が保管されているロッカーは施錠し、一定の権限者のみが解錠できるよう管理することが望まれる。

(10) 大金庫の管理について(意見)

美術館で使用されている大金庫には現金で収受され、銀行に振り込まれるまでの観覧料、小口現金および通帳等が保管されている。往査時点においては 3 日分の観覧料 1,547 千円および小口現金 340 千円が保管されていた。当該大金庫には鍵およびナンバー錠が備え付けられている。しかし、当該ナンバーの管理を行っている職員から退職者が出たときにナンバーが変更されていない。金庫の鍵について、鍵をかけていないロッカーに保管されており、ナンバーについては厳重に管理することが好ましい。したがって、退職者が出たときには金庫のナンバーを変更することが望まれる。

また、当該大金庫の中に岩手県立美術館友の会の預金通帳および領収書が併せて保管されていた。同会は美術館の活動を支援することを目的としており、美術館と密接な関係にある。そのため、事務室や金庫についても美術館のものの利用を認めている。しかし、美術館は同会とは別の組織であり、運営も美術館の職員が行っている訳ではない。

したがって、同会の預金通帳および領収書は美術館のものとは別に管理し、それぞれ

の管理責任を明確化することが望ましい。そのためには大金庫を別にするか、大金庫を別にすることが困難ならば、同会のものについては別途手提金庫に入れて大金庫に保管する等の対策が必要となる。

(11) 図録の管理および有効活用について(意見)

美術館では企画展の実施に際して図録を作成している。これは企画展関係者へ配布するため、あるいは美術館に資料として保管するために作成するものである。このうち、美術館に保管するものは 10 部であるが、美術館の図書として登録がされていなかった。また、関係者に配布するために作成されたものについて(図表 28)のとおり残部が生じている。当該残部について管理簿を作成し、定期的の実査を行っているとのことであるが、その証跡が残されていなかった。図録については一定の価値があり、持ち運びも容易なため流用のおそれが認められることから、保管用については図書登録を実施し、また、配布用については定期的実査の結果について証跡を残すことが望まれる。

また、図録の作成単価は 1 部につき 1 千円から 3 千円程度と高額であり残部が多数とにならないように作成部数を設定する必要がある。なお、残部については館内の倉庫に保管されているが、有効な活用方法が見当たらないことから、学校に配布する等の活用が望まれる。

(図表 28) 各年度における配布用図録の購入部数と残部部数

年度	期間	展覧会名	購入 部数	購入 単価	残部数	残部 金額(円)
平成 13 年度	10/6(土)～11/11(日)	メルツバッハー展	800	1,870	18	33,660
平成 13 年度	12/11(火)～2/11(月)	モネ展	900	1,530	12	18,360
平成 13 年度	2/23(土)～3/31(日)	鬚光展	900	1,135	236	267,860

平成 14 年度	4/13(土)～6/9(日)	旅のシンフォニー パウル・クロ 一展	800	1,870	220	411,400
平成 14 年度	6/15(土)～7/28(日)	シーボルト・コレクション 日本 植物図譜展	600	1,680	60	100,800
平成 14 年度	8/3(土)～9/16(月)	畠山直哉展	700	1,600	85	136,000
平成 14 年度	9/22(日)～11/4(日)	ニルス＝ウド展－自然へ－	200	2,000	0	0
平成 14 年度	11/10(日)～1/13(月)	遠野展－日本の原風景－	930	2,150	10	21,500
平成 14 年度	1/25(土)～3/23(日)	芥藤義重展	466	1,860	0	0
			43	2,300	43	98,900
平成 15 年度	4/12(土)～6/15(日)	韓国の色と光	890	2,000	402	804,000
平成 15 年度	6/28(土)～8/17(日)	フランク・ステラ展	707	1,530	0	0
平成 15 年度	9/6(土)～10/19(日)	日本近代洋画への道 －山岡コレクションを中心に－	200	1,286	32	41,152
平成 15 年度	11/15(土)～1/12(月)	イタリア絵画 ベネツィアの光 と影	300	2,100	24	50,400
平成 15 年度	1/24(土)～3/28(日)	船越桂展	500	1,600	20	32,000
平成 16 年度	4/4(日)～5/16(日)	スーパーリアリズム展	500	1,700	43	73,100
平成 16 年度	6/22(火)～8/15(日)	ミレー、ゴッホとバルビゾン の画家たち展	650	1,600	3	4,800
平成 16 年度	9/11(土)～10/31(日)	水木しげる展	500	1,600	62	99,200
平成 16 年度	11/13(土)～11/28(日)	第 38 回現代美術選抜展	138	838	12	10,056
平成 16 年度	1/4(火)～2/27(日)	世界の美術館－未来への架け 橋	500	2,940	40	117,600
平成 17 年度	4/9(土)～5/22(日)	アンテスとカチーナ人形展	500	2,100	8	16,800

平成 17 年度	6/4(土)～7/18(月)	福井良之助孔版画展	300	0	5	0
平成 17 年度	7/26(火)～9/25(日)	華やぐ女たち エルミタージュ 美術館展 ルネサンスから新古典主義まで	500	2,100	114	239,400
平成 17 年度	10/8(土)～11/27(日)	出光コレクションによるルオー展	530	1,840	18	33,120
平成 17 年度	12/23(金)～2/12(日)	日本に向けられたヨーロッパ人 の眼 ジャパントゥデイ VOL. 7	200	2,000	11	22,000
平成 18 年度	4/8(土)～5/21(日)	ジャン・コクトー展	610	1,600	145	232,000
平成 18 年度	6/3(土)～7/17(月)	加守田章二展	200	2,500	0	0
			100	2,000	31	62,000
平成 18 年度	9/23(土)～11/5(日)	パリ国立ロダン美術館所蔵 ロダン展-創造の秘密	500	1,600	62	99,200
平成 18 年度	11/18(土)～1/28(日)	エルミタージュ美術館秘蔵 エミール・ガレとドーム兄弟展	230	1,600	0	0
平成 19 年度	4/7(土)～5/13(日)	NHK 日曜美術館 30 年展	300	1,840	4	7,360
平成 19 年度	5/26(土)～7/16(月)	ピカソ展	500	1,920	3	5,760
平成 19 年度	7/28(土)～9/24(月)	パリの空のポスター描き レイモン・サヴィニャック展	160	2,000	5	10,000
平成 19 年度	10/6(土)～11/25(日)	もりとぴあねっと共同企画 アート・記憶・場所	800	1,292	248	320,416
			191	1,230	0	0
平成 19 年度	12/8(土)～2/11(月)	華麗な近代美人画の世界 一培広庵コレクション	170	1,692	0	0
計			17,015	—	1,976	3,368,844

(12) 美術館友の会のモニタリングについて(意見)

美術館友の会は美術館の活動をより広く楽しむことと美術館活動を支援することを目的とした組織であり、美術館とは別の組織である。また、別組織であるため、会費については、県の収入とはならず、同会によって管理されている。そして、美術館条例第7条第3号の規定に基づき同会会員の観覧料は免除されており、友の会の会員証を受付に提示することによって観覧許可券が交付され、所定回数分の観覧が認められている。同会の会費は美術館の収入にならないにも関わらず、このような特典を認めている理由は、次のとおりである。

- ① 友の会は美術館の広報活動の他、来館者へのサービス提供、企画事業の実施など、美術館運営に対し多大な貢献をしている。常設展における作品解説は観覧者からの評価が高く、学芸員ではまかないきれない分量の解説を担っている。
- ② 美術館チラシ等の発送作業の協力を受け、職員の業務が軽減されている。
- ③ 企画展に合わせた企画事業の開催により、新たな美術鑑賞のスタイルを提供するなど、来館者数の増加に貢献している。

しかし、県が会員に与えている特典は、県との協働事業の貢献度に見合うものである必要があるが、現在の友の会の活動による美術館への貢献度と比べて過剰ではないかとの懸念もあり、友の会の活動内容については定期的にモニタリングを実施し、過剰な特典とならないようにする必要がある。

4. 岩手県立博物館



【施設の概要】

岩手県立博物館(以下「博物館」という。)は、県政 100 年を記念し、県の内外に散在する文化財を広く県民の利用に供することにより、県民が郷土についての知識と理解を深めるとともに、未来の岩手がもつ可能性を認識し、県民としての誇りと自覚を培い、もって本県における教育、学術および文化の発展と、新しい郷土を築く県民意欲の高揚に寄与することを目的とした施設である。

(1) 施設の状況

項目	内容
所在地	盛岡市上田字松屋敷 34
所管部署	教育委員会事務局生涯学習文化課
供用開始月日	昭和 55 年 10 月 5 日
設置目的	歴史、芸術、民俗等に関する資料の収集、保管、展示等を行い、県民の教育、学術および文化の発展に寄与する。
設置根拠条例	博物館条例
主な施設種類	本館、重要文化財民家、植物園、芝生広場など
面積(公有財産表)	敷地面積:53,112.78 m ²

	建物面積:4,696.97 m ²		
価格(公有財産表)	敷地: 0円(盛岡市から借受) 建物:1,505,514千円		
管理運営方法	平成17年度:管理委託 受託者の名称:財団法人岩手県文化振興事業団		
	平成18年度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県文化振興事業団		
	平成19年度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県文化振興事業団		
管理委託料	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	300,074千円	317,689千円	293,212千円
指定管理料	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	※20年度のみ予算額 139,498千円	137,266千円	135,722千円
供用時間	9時30分～16時30分		
休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日) ・ 資料整理日(9月1日～9月10日) ・ 12月29日～1月3日 		
利用料	利用料金制は取っていない。		
	(参考) 入館料		
	区分	個人	20人以上の団体
	学生	140円	1人につき70円
一般	300円	1人につき140円	

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源				備考
		一般財源	国庫補助金	県債	その他	
用地費	0	—	—	—	—	盛岡市から借受
建設費	4,430	—	—	—	—	博物館年報から記載
合計	4,430	—	—	—	—	財源は不明

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

ア. 指定管理業務従事者数

(単位:人)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0
団体職員(※)	1	1
(うち県OB)	(0)	(0)
(うち県派遣者)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	1	1
合計	2	2

イ. 県委託業務従事者数(研修指導・学芸等職員を含む)

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	15	16	16

県費採用臨時・嘱託等	1	1	1
県職員(駐在)	1	0	0
団体職員(団体採用臨時職員含む)	21	18	18
合計	38	35	35

② 人件費

ア. 指定管理業務人件費

(単位:百万円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員(※)	0	0
団体職員	8	8
(うち県OB)	(0)	(0)
(うち県派遣者)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	0	0
合計	8	8

※ 団体臨時職員人件費を含む。

イ. 県委託業務従事者人件費(研修指導・学芸等職員を含む)

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	199	153	153
県費採用臨時・嘱託等	7	7	7

県職員(駐在) ※H17のみ	11	-	-
団体職員(団体採用臨時職員含む)	※1	55	56
合計	217	215	216

※1 平成17年度は決算資料において、県派遣職員と財団等職員の人件費を分けて計上していないことから、「県派遣職員」欄に合算計上する。

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	入館延人数	入館料収入	入館延人数	入館料収入	入館延人数	入館料収入
県立博物館	53,966	7	38,240	4	39,209	4
合計	53,966	7	38,240	4	39,209	4

※利用延人数=入館者数

(5) 収支の状況

(平成17年度)【管理委託制度】

(単位:千円)

項目	平成17年度
報酬	1,258
人件費	39,021
共済費	21,863

賃金	29,222
報償費	1,089
旅費	4,908
交際費	2
需用費	77,198
役務費	5,054
委託料	97,500
使用料等	1,726
負担金等	75
公課費	53
福利厚生費	281
消費税	13,962
委託費合計(①)	293,212
利用料収入 (②)	7,266
雑収入 (③)	351
収入合計(④(②+③))	7,617
県支出人件費 (⑤)	135,172
県支出修繕費 (⑥)	37,619
収支:県民負担額 (①-④+⑤+⑥)	458,386

※ ①委託費合計には、総務部経費 10,364 千円(うち人件費・共済費・賃金 7,970 千円)が含まれている。

(平成 18、19 年度)【指定管理者制度】

(単位:千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
人件費	7,539	7,855
旅費	33	25
修繕費	1,882	1,987
光熱水費	31,692	30,276
燃料費	14,056	13,002
役務費	1,815	2,107
委託料	76,048	75,809
使用料および賃借料	17	17
福利厚生費	10	21
その他	3,101	5,444
指定管理者負担費用合計 (①)	136,193	136,543
指定管理者利用料収入	0	0
収入合計 (②)	0	0
指定管理者の収支差額 (③(①-②))	136,193	136,543
県支出指定管理料(④)	139,498	137,266
県利用料収入 (⑤)	4,488	4,489
県雑収入 (⑥)	351	389
県支出修繕費等 (⑦)	7,117	1,155
収支:県民負担額	141,776	133,543

(⑧(④-⑤-⑥+⑦))		
指定管理料と指定管理者 負担の差額(③-④)	△3,305	△723

【監査の結果と意見】

(1) 博物館の存在意義(意見)

博物館の過去3年間の利用者数は(図表29)のとおりである。また、平成19年度の月別利用者数は(図表30)のとおりである。

(図表 29) 博物館の過去 3 年間の利用者数

区分	個人利用				団体利用				免除利用				総利用人員				開館 日数	1 日平均 利用人員
	一般	高大 学生	小中 学生	計	一般	高大 学生	小中 学生	計	一般	高大 学生	小中 学生	計	一般	高大 学生	小中 学生	計		
平 17	26,603	1,164	6,935	34,702	3,417	128	218	3,763	9,775	798	4,928	15,501	39,795	2,090	12,081	53,966	299	180
平 18	14,019	666	7,102	21,787	1,479	298	335	2,112	8,449	680	5,212	14,341	23,947	1,644	12,649	38,240	303	126
平 19	14,436	622	7,226	22,284	1,739	119	381	2,239	8,298	774	5,614	14,686	24,473	1,515	13,221	39,209	304	129

(図表 30)平成 19 年度の各月別利用者数

区分 月	個人利用				団体利用				免除利用				総利用人員				開館 日数	1日平均 利用人員
	一般	高大 学生	小中 学生	計	一般	高大 学生	小中 学生	計	一般	高大 学生	小中 学生	計	一般	高大 学生	小中 学生	計		
4	1,098	53	702	1,853	71	0	0	71	420	22	408	850	1,589	75	1,110	2,774	26	106
5	1,397	67	777	2,241	137	2	3	142	520	217	875	1,612	2,054	286	1,655	3,995	27	147
6	791	23	422	1,236	130	63	41	234	858	58	457	1,373	1,779	144	920	2,843	26	109
7	1,123	36	622	1,781	203	0	159	362	714	0	328	1,042	2,040	36	1,109	3,185	27	117
8	2,091	139	1,207	3,437	186	8	53	247	1,176	91	286	1,553	3,453	238	1,546	5,237	30	174
9	1,370	45	560	1,975	441	44	12	497	542	6	586	1,134	2,353	95	1,158	3,606	17	212
10	2,155	118	723	2,996	368	0	42	410	938	344	823	2,105	3,461	462	1,588	5,511	26	211
11	1,278	31	499	1,808	83	2	1	86	1,518	24	1,192	2,734	2,879	57	1,692	4,628	26	178
12	661	21	316	998	31	0	11	42	371	0	118	489	1,063	21	445	1,529	24	63
1	775	18	459	1,252	27	0	0	27	347	0	93	440	1,149	18	552	1,719	24	71
2	694	17	330	1,041	48	0	0	48	562	0	241	803	1,304	17	571	1,892	25	75
3	1,003	54	609	1,666	14	0	59	73	332	12	207	551	1,349	66	875	2,290	26	88
計	14,43	622	7,226	22,284	1,739	119	381	2,239	8,298	774	5,614	14,686	24,473	1,515	13,221	39,209	304	128

(図表 29)のとおり利用者数は低迷している。博物館は研究という一面も持ち合わせているものの、展示という施設機能について考えればやはり県民の利用ニーズがあってこそこの施設であり、利用者を増加させる方策を採ることが求められる。

利用者低迷の原因については次のことが考えられる。

- ① 少子化による児童生徒数の減少
- ② 学校授業における集団学習からグループ別学習への転換
- ③ 盛岡駅からバスで約 40 分と立地的に交通が不便であること
- ④ 展示内容に魅力がないこと

①、②については、パンフレットを作成し県内外の小中学校へのアピールを行っているところである。また、ホームページで特別展の内容について紹介してはいるが、県民に浸透しているとはいえない。より積極的に特別展等の内容を県民にアピールし集客力を高める工夫をする必要がある。

③については、現状移転は困難であり、(図表 30)が示すように積雪の多くなる冬場の入館者は毎年かなり減少することとなる。

④については、常設展示は歴史、文化、科学、地質等内容が多分野に渡っていることおよび県に関連する内容が中心であることから、各分野の展示内容について専門的観点からすれば物足りなさは否めない。また、展示替え可能な展示物については年間 40 回程度の入替は行っているものの、展示室の配置は昭和 55 年の開館から大きな変更はなく展示替えのイメージがない状況にある。

①、③については端的に言えば入館者が展示内容について魅力を感じていないということに尽きると考えられる。安価であるとはいえ博物館は入館料を徴収している施設であり、入館者の満足度は入館料と相応以上のものでなければリピート入館は覚束なくなる。入館者の満足度を向上させつつ入館者の増加を図るためには展示内容の見直しを図り、県民にとって魅力的に映る展示内容とすることが必要である。

また、展示物更新の財源確保が難しければ入館料を下げることにより入館者の満足度と入館料コストを見合う水準にすることが必要と考えられる。

(2) 特別展示(テーマ展および企画展)について(意見)

博物館では、平成19年度において入館者数増加のために(図表31)のとおりテーマ展および企画展を開催した。なお、これらは平常入館料のみで観覧が可能となっている。

(図表 31) 平成 19 年度のテーマ展および企画展と入場者数

名 称	開催日数	入場者数	1日平均
テーマ地域展「稗貫地方の自然と文化」(※1)	51 日	6,033 人	118 人
テーマ展「新指定文化財」展	38 日	4,796 人	126 人
企画展「北の縄文文化回廊」展	42 日	7,117 人	169 人
テーマ展「岩手の溪流と釣人」展	65 日	4,934 人	76 人
企画展「北の黒船」展(※2)	51 日	6,444 人	126 人

※1 テーマ地域展「稗貫地方の自然と文化」は平成19年3月10日から5月6日まで開催

※2 企画展「北の黒船」展は平成20年3月15日から5月11日まで開催

① 企画内容について

平成19年度のテーマ・企画展の内容をみると県の一般的な歴史・文化に関するものが多くみられる。博物館の役割として、岩手県の文化を県民に伝えるという役割があることは理解できる。しかし、毎年の入館者数が4万人弱程度であることを勘案すると、必ずしも県民ニーズに合致しているとはいえない。また、新規に来館者数を増加させる一番の方法は県民が興味を引く展示を行うことである。過去に実施した「義経展」(平成17年度実施)といった特別展は開催日数38日でおおよそ2万5千人を集めている。この

ように県民ニーズが高い展示物を取り扱ったテーマ展・企画展を開催すれば来館者数
 が集まることはある程度予想できる。しかし、県の厳しい財政状況から多額の支出が想
 定される特別展は実施しない傾向にあり、県の一般的な歴史・文化に関するテーマ展・
 企画展は、展示内容に創意工夫がみられず来館者数が伸びない一つの要因である。
 県民がより博物館を身近に感じられる特別展を企画することが望まれる。

② 開催日数について

平成 19 年度のテーマ展・企画展の開催日数をみると、一日平均の来館者数が最
 も少ないテーマ展「岩手の溪流と釣人」展が最も長い期間開催されていた。過去の経
 験からどのような展示を実施すればどの程度来館者数を集まるかは想定できるはずで
 ある。県民ニーズが高いと想定されるものについては長期間の展示を実施するなど開
 催日数についても工夫の必要がある。

(3) 特別展について(意見)

平成 19 年度に開催された特別展とその開催収支は(図表 32)および(図表 33)のと
 おりである。

(図表 32) 特別展の開催日数および入場者数

名 称	開催日数	入場者数	1日平均
特別展「北東北三県共同展」	44 日	4,363 人	99 人

(図表 33) 特別展の開催収入

(単位:円)

項 目		金 額
収入	特別展入場料 (入場者数 4,363 人(うち有料入場者数 2,667 人))	437,700

支出	実行委員会への負担金	2,615,492
	文化振興事業団への開催委託費	1,376,424
	経費合計	3,991,916
収支差額		△3,554,216

特別展は追加的開催支出を要するものであり、相応の入場者数がない場合にはこの追加支出を入場料でまかないきれないものである。しかし、県民のニーズが相当程度見込まれるテーマである、または県政として県民へのアピールが必要と考えられるものであれば、相応の支出をもって特別展を開催する意義は認められるものと考えられる。

当該特別展は岩手県、青森県、秋田県の3県の博物館が連携し、資料を借受け、補足しあうことにより、北東北の文化・歴史・自然を各県民へ深化させることを目的に開催したが、目標入場者数は8,700人に対し、実際入場者は4,000人強と目標入場者数を大きく下回るものであった。

特別展についてはその内容について慎重に検討するとともに、その開催目的、県民ニーズも総合的に勘案した上で実施することが必要である。

また、目標入場者数を大きく下回った原因についても分析し、今後の特別展実施の参考とすることが望まれる。

(4) 招待券について(意見)

博物館は特別展を年に1回から2回程度開催している。また、開催に際しては、招待券を個人・団体に配布している。

平成19年度に開催された特別展における招待券配布枚数は(図表34)のとおりである。

(図表 34) 特別展の招待券配布枚数と使用率

特別展名	配布枚数	使用枚数	使用率
特別展「北東北三県共同展」	1,048 枚	434 枚	41.4%

使用率は使用枚数を配布枚数で除したものをいう。

招待券配布の目的は、主に特別展の広報・宣伝活動と博物館業務への貢献のある個人・団体の労に報いることである。しかし、一方で招待券は入場者にとっては金券であり、入場料は小額とはいえども有料で入場する県民との公平性の観点からは、問題なしとはいえない。

博物館は公の施設であり、県関係者の施設ではない。特に県議会議員、教育委員会、県立学校や財団法人岩手県文化振興事業団、博物館の旧職員等への配布について、このような慣行は廃止することが望まれる。

(5) 入館料の減免について(意見)

① 申請方法

博物館条例施行規則第 4 条において入館料の減免申請する者は入館料免除申請書に必要事項を記載の上、県知事の承認を受けることが必要とされているが、障害者の減免申請については個人情報保護の観点から申請者の住所・氏名欄が空欄のまま受付、承認している。形式上、同施行規則違反となる運用が行われていることになる。障害者に住所・氏名の記載を求めることが個人情報漏洩等に結びつくとは考えられず施行規則に定められた手続きを行う必要がある。

なお、仮にこのような記載を求めることが個人情報保護の観点から本当に問題がある場合や、手続きの煩雑さから障害者の減免制度の利用を妨げる結果になりかねないと懸念される場合には同施行規則の変更を検討すべきである。

② 博物館友の会のモニタリングについて

博物館友の会は岩手の自然や歴史・文化に親しむことを通じて、会員の親睦を深めながら博物館の諸活動に協力することを目的とした組織であり、博物館とは別の組織である。友の会会員は博物館条例第7条第3号の規定に基づき同会会員証の提示による博物館への入場が認められている。

同会への会費は博物館の収入にならないにも関わらず、このような特典を認めている理由は以下のとおりである。

ア. 友の会は博物館の広報活動の他、来館者へのサービス提供、企画事業の実施など、博物館運営に対し多大な貢献をしている。

イ. 博物館チラシ等の発送作業の協力を受け職員の業務が軽減されている。

しかし、県が会員に与えている特典は、県との協同事業の貢献度に見合うものである必要があるが、現在の友の会の活動による博物館への貢献度と比べて過剰ではないかとの懸念もあり、友の会の活動内容については定期的にモニタリングを実施し、過剰な特典とならないようにする必要がある。

(6) 視聴覚機器保守点検業務(結果)

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は視覚機器保守点検業務についてP社に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容:視聴覚機器保守点検業務
- 契約金額:3,203 千円(税込)

同社は視聴覚機器保守点検業務の一部についてQ社、R社、S社へ再委託を実施している。同財団からの委託は、県への報告義務が協定書に明記されており、年度ごとに報告が行われているが、委託業者からの再委託に関しては、県への報告は行われていない。

委託業者からの再委託についても、同財団からの委託に含まれるものと考えられ、同財団は当該再委託についても県へ報告を行う必要がある。

(7) 警備・清掃委託業務(意見)

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は警備・清掃業務についてJ社に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容:施設設備警備 駐車場警備 民家の警備 清掃業務
- 契約金額:116,802 千円

警備・清掃委託業務は指名競争入札により業者選定を行っている。指名競争入札を実施した結果は(図表 35)のとおりとなった。

(図表 35) 警備・清掃委託業務の指名競争入札結果

入札執行日時	平成 18 年 3 月 27 日(月)14:00			
入札執行場所	博物館 会議室			
予定価格(税込)	116,865,000 円			
予定価格(税抜)	111,300,000 円			
業者名	入札額(見積額)(円)			結果
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
D社	118,000,000	115,200,000	112,320,000	
H社	127,800,000	115,560,000	113,220,000	
I社	118,584,000	114,660,000	111,960,000	
J社	116,460,000	113,940,000	111,240,000	
K社	125,280,000	114,840,000	113,112,000	
L社	120,000,000	115,200,000	112,680,000	

T 社	124,200,000	115,560,000	111,000,000	落札 →同日契約辞退
M 社	126,000,000	115,200,000	113,400,000	

各回最低入札額

このように、T 社が落札したが、落札終了後同日に契約辞退している。この結果、第 3 回入札の最低価格を提示した J 社に、随意契約により当該業務を委託することとなった。

同財団が同社に辞退理由を確認したところ、入札書の記載に錯誤があったためとのことであった。しかし、入札書の錯誤箇所は特定できていない。また全 3 回の入札の結果、1 回目および 2 回目については J 社が最低価格を提示し、第 3 回にて T 社が最低価格を提示している。

以上の事実から、同社の辞退は極めて不自然であり、このような場合に辞退を認めることは、談合の温床となるおそれがあり辞退の理由書を提出させるなど慎重を期すべきである。また、辞退を申し出た業者には、以降の入札参加資格の取消等の措置を講じるべきである。

(8) 設備管理業務委託(結果)

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は業務について J 社に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容: 設備関係機器の運転、保守管理業務
- 契約金額: 80,640 千円(税込)

同財団の会計規定によれば「指定管理業務の契約で提案内容を確実に履行するため、特に必要な業者と契約をするときは、随意契約することができる」とされている。当該契約についてはこれに該当するものとされ、随意契約によっており、その相手先として J 社を選定している。同社の選定理由として「入館者の安全の確保、収蔵資料の管理および施設の管理に万全を

期するためには、業務遂行上損害を生じた場合の賠償能力を備え、かつ開館から 25 年経ち老朽化した当館の施設を熟知しており、実績を有する業者を選定する必要がある。」ことを挙げている。しかし、指定管理者制度導入前においては競争入札により同社以外の業者に業務を委託していた経緯もあることから、J 社のみが業務を遂行する能力がある業者であるとは言い難い。当該規定を適用して随意契約による場合には、他の業者にも遂行可能な業務であるか否かについて慎重に検討することが必要である。

5. 岩手県民会館



【施設の概要】

岩手県民会館(以下「県民会館」という。)は、県における芸術文化の普及振興を図り、県民生活の向上に寄与することを目的に、昭和 48 年 4 月 1 日に開館した。

施設の管理運営については、民間の機動性とノウハウを活かした運営に期待して、昭和 48 年 4 月 1 日には財団法人岩手県民会館に、昭和 60 年 4 月 1 日以降は当該業務を継承した、現在の県出資等法人である財団法人岩手県文化振興事業団に業務を委託した。

平成 18 年 4 月からは、指定管理者制度を導入し、財団法人岩手県文化振興事業団と株式会社アクト・ディヴァイスのグループが指定管理者として指定を受け、管理運営業務を実施している。

(1) 施設の状況

項目	内容		
所在地	盛岡市内丸 13-1		
所管部署	教育委員会事務局生涯学習文化課		
供用開始月日	昭和 48 年 4 月 1 日		
設置目的	芸術文化の普及振興等を図り、県民生活の向上に寄与する		
設置根拠条例	県民会館条例		
主な施設種類	大ホール、中ホール、リハーサル室、展示室 2室、会議室5室、和室2室、駐車場。		
面積(公有財産表)	建物面積 5,891.38 m ²		
価格(公有財産表)	建物:1,413,374 千円 土地:1,656,145 千円 計 3,069,519 千円		
管理運営方法	平成 17 年度:管理委託 受託者の名称:財団法人岩手県文化振興事業団		
	平成 18 年度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県文化振興事業団、株式会社アクト・ディバ イスグループ		
	平成 19 年度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県文化振興事業団、株式会社アクト・ディバ イスグループ		
管理委託料	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
	366,112 千円	340,547 千円	305,159 千円
指定管理料	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	193,850 千円	195,233 千円	180,703 千円

供用時間	8時30分～22時
休館日	毎月第3月曜日および12月29日～1月3日まで
利用料	別紙のとおり

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源				備考
		一般財源	国庫補助金	県債	その他	
用地費	0	—	—	—	—	知事公舎跡地利 用
建設費	2,294	—	—	—	—	文化振興事業団
合計	2,294	—	—	—	—	10周年誌から記載 財源不明

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

ア. 指定管理業務従事者数

(単位:人)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
団体役員	1	1	1
団体職員	11	16	16
(うち県OB)	(1)	(1)	(0)
(うち県派遣者)	(0)	(0)	(0)

団体臨時・嘱託等	13	9	9
合計	25	26	26

イ. 県委託業務従事者数(研修指導・学芸等職員を含む)

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	0	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
団体職員(団体採用臨時職員含む)	0	0	0
合計	0	0	0

② 人件費

ア. 指定管理業務人件費

(単位:百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	6	6	6
団体職員	96	120	111
(うち県OB)	(6)	(5)	(0)
(うち県派遣者)	(0)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	9	9	12
合計	111	135	129

イ. 県委託業務従事者人件費(研修指導・学芸等職員を含む)

(単位:百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	0	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
団体職員(団体採用臨時職員含む)	0	0	0
合計	0	0	0

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

区分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入
県民会館	542,256	93,099	618,723	104,585	504,4679	99,914
合計	542,256	93,099	618,723	104,585	504,4679	99,914

(5) 収支の状況

(平成 17 年度)【管理委託制度】

(単位:千円)

項目	平成 17 年度
人件費	98,083
共済費	14,487
賃金	7,544

旅費	950
交際費	62
需用費	74,890
役務費	2,421
委託料	91,467
使用料等	366
原材料費	0
負担金等	113
公課費	14,578
福利厚生費	198
委託費合計(①)	305,159
利用料収入 (②)	93,099
雑収入 (③)	2,924
収入合計(④(②+③))	96,023
県支出人件費 (⑤)	0
県支出修繕費 (⑥)	8,190
収支: 県民負担額 (①-④+⑤+⑥)	217,326

※ 委託経費には、総務部経費 10,411 千円(うち人件費 9,270 千円)を含む。

(平成 18、19 年度)【指定管理者制度】

(単位:千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
人件費	135,460	129,264
修繕費	6,218	8,491
光熱水費	39,365	38,408
委託費	69,384	70,293
新規事業開発費		
その他	41,589	46,241
指定管理者負担費用合計 (①)	292,016	292,697
指定管理者利用料収入	104,585	99,914
収入合計 (②)	104,585	99,914
指定管理者の収支差額 (③(①-②))	187,431	192,783
県支出指定管理料(④)	193,850	195,233
県利用料収入 (⑤)		0
県雑収入 (⑥)	2,789	2,595
県支出修繕費等 (⑦)	13,492	1,003
収支:県民負担額 (⑧(④-⑤-⑥+⑦))	204,553	193,641
指定管理料と指定管理者 負担の差額(③-④)	△6,419	△2,450

【監査の結果と意見】

(1) 岩手県民会館の存在意義(意見)

県民会館は、昭和 45 年に国民体育大会が開催されたことを契機として、芸術文化にも中心的役割を果たす県民会館を盛岡市の中心部に位置する知事公舎跡地に建設する次第となった。具体的には昭和 45 年 2 月に県民会館建設委員会が設置され、昭和 46 年 3 月に工事を着工し総工費 22 億 9 千 4 百万円を投入し、昭和 48 年 3 月に完成した。

施設の主な概要としては、4 階および 5 階に大ホール客室、会議室 5 室、和室 3 階以下に中ホール、リハーサル室、展示室等が設置されている。

大ホールは、全座席数約 2,000 席の大型ホールであり、主な用途としてはオーケストラや劇場等に利用されている。県内に 2,000 人規模のホールは県民会館のみとなっている。なお、大ホールおよび中ホール(約 600 名収容)の利用状況は(図表 36)および(図表 37)のとおりである。

(図表 36)平成 18 年度の大ホールと中ホールの利用率

使用場所	開館日数	利用日数	利用率
大ホール	330 日	230 日	69.7%
中ホール	330 日	272 日	82.4%

(図表 37)平成 19 年度の大ホールと中ホールの利用率

使用場所	開館日数	利用日数	利用率
大ホール	330 日	236 日	71.5%
中ホール	330 日	244 日	73.9%

利用率は、(図表 36)および(図表 37)共通して利用日数を開館日数で除して算定している。

大ホールの利用率については、中ホールとの比較においても一定の水準が維持されており県民の芸術文化の振興にとって一定の役割は果たしていると考えられる。しかし、後述するように利用料金の設定や物品管理、一部の施設の稼動状況の低さ等に問題があり、改善するための方策が望まれる。

(2) 会議施設の利用料金(意見)

会議施設の利用料金は(図表 38)のとおりである。

(図表 38) 会議施設の利用料金

(単位:円)

区分	定員	面積	9時～12時	13時～17時	17時30分～ 21時30分
第1会議室	66名	96.8㎡	2,420	3,270	4,110
第2会議室	72名	121.28㎡	2,980	4,270	5,110
第3会議室	30名	63.86㎡	1,980	2,420	2,680
第4会議室	24名	43.84㎡	1,700	2,280	2,540
第5会議室	16名	52.71㎡	1,980	2,540	3,120

当該利用料金は定員人数・面積に基づいて算定されているものではなく、開館時の料金を踏襲したものであり、開館時は会議室の床の絨毯の有無を料金に反映させていたとのことである。しかし、現状においては各施設の仕様は相違しておらず、午前中の料金を基礎として1㎡当たりの料金を比較すると最も安い第2会議室は約24.5円であるが、最も高い第4会議室は約37.5円で約5割の開きがある。第4会議室は特別に付加価値がある会議室ではなく、各会議室の利用料金を何らかの指標を基礎として平準化するよう見

直することが望まれる。

(3) 利用料金の徴収方法について(意見)

利用料金の未回収は指定管理に関する協定により指定管理者のリスク負担とされ、県の負担は無いものであるが、平成 20 年 7 月現在、利用料金 250 千円の回収が実施されていない。

これは、平成 19 年 11 月に実施されたイベントの大ホール利用料 533 千円のうち一部である。なお、当該利用者の県民会館利用はこれが初めてであった。このような利用料金の回収漏れが発生する理由としては、施設利用後に料金の徴収が行われる後納方式が採用されていることに起因する。過去に施設利用実績のある団体については、現在の後納方式を踏襲することも利用者促進という観点から妥当と思えるが、利用料金の確実な回収を図り、指定管理者の財務的な安定ひいては会館の安定運営という観点から初回利用者には前払方式を採用するなどの方策が望まれる。

(4) 個人情報の管理(意見)

県民会館の個人情報取扱特記事項 4 項によれば、「本協定書による指定管理業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失および毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない」と規定されている。しかし、利用申請書や申込書等、利用者の氏名、住所、電話番号などの個人情報が記載された書類がロッカーに保管されているが施錠は特にされていない。個人情報保護の観点から、これらの書類を施錠管理する必要がある。

(5) 遊休施設の利用について(意見)

楽屋に備え付けられているシャワー室第 3・第 4、浴室第 1・第 2 については年間の利

用が数回またはゼロである。当該4施設の利用料金収入の合計は年間8千円程度であり、財務面での貢献もそれほど高いものではない。また、利用回数が少ないことから、施設を他の施設に振替えたとしても利用者の利便性は損なわないと考えられる。このように利用頻度の低い施設についても数十万円程度の維持管理費用を要しており、費用対効果を鑑みて効果が得られないと判断されれば使用休止等も検討すべきである。

(6) 財産管理について(結果)

① 実査の実施

指定管理業務に関する基本協定書第4条2項において「善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。」と規定されている。しかし、指定管理者は、物品の実査を網羅的には実施しておらず、料金を徴収して利用者に使用させる物品のみ実査を行っている。

指定管理者の管理している県有資産は数も多く、管理シール等がないため、実査を実施するのにかなりの手数を要すると考えられる。そのため、一時に実査を行うのは現状困難である。管理すべき資産には物品番号、物品名、所在地等を記入した管理シールを貼り付けるなどして、実査を容易に実施できるようにし、最低限年度に一度は台帳と現物の照合を実施すべきである。

② 指定管理業務に関する基本協定書に規定されている管理物品の実在性

指定管理業務に関する基本協定書第4条1項および別記1において、県民会館の管理業務に係る管理物件が列挙されている。

この物件について、県民会館への往査日に任意にサンプルを18件抽出し、現物との突合を行ったところ、(図表39)のような不備が認められた。

(図表 39) 現物確認の突合結果と不備

物品番号	品名	数量	現物確認の可否	検出事項
404-00063747	応接安楽イス	2	○	検出事項なし
404-00063895	会議室大テーブル	1	○	検出事項なし
406-00001046	椅子	1	○	検出事項なし
404-00064041	飾棚	2	○	検出事項なし
404-00064515	中ホール花台	4	○	検出事項なし
404-00064525	計算機	1	×	現物が確認できなかった。
411-00129409	ホワイトボード	3	○	検出事項なし
411-00129434	カラーチェンジャー	1	○	検出事項なし
407-00117384	映写機	1	○	検出事項なし
404-00065192	ポータブルファン	1	○	検出事項なし
403-00007036	日本画「森の湖の里」	1	○	検出事項なし
404-00065317	油絵「ハンブルクセント ポーリー」	1	×	現物が確認できなかった。
404-00065460	ドローイング「黒い風 地、黒い風地 2、夜の 層」	1	×	現物が確認できなかった。
411-00045982	錦絵 勝川 春亭画	1	×	現物が確認できなかった。
404-00065606	マイクロホン	5	○	検出事項なし
412-00123477	バウンダリマイクロホン	8	○	検出事項なし

404-00066126	金屏風(森平舞台機構株)	1	○	検出事項なし
411-00129447	インターカムシステム	1	○	検出事項なし

このように、特に美術品について現物の確認ができなかったため、他の美術品についても現物の実在性をより詳細に調査したところ(図表 40)のとおり結果となった。

(図表 40) 美術品確認検出事項

物品番号	品名	結果
403-00006368	彫刻「ペルソナ」	基本協定書においては、県民会館の管理物品になっているが、同財団が指定管理者となっている博物館にある。
403-00007131	油彩「草原の木」	基本協定書においては、県民会館の管理物品になっているが、県立大学宮古短期大学部にある。
403-00007132	油彩「誕生」	同上
403-00007133	油彩「白い街」	同上
403-00007134	作品 1984-9	基本協定書においては、県民会館の管理物品になっているが、同財団が指定管理者となっている博物館にある。
403-00007933	彫刻「サチエロス」	所在が不明となっている。
404-00065319	カラーファックス 「Square-off Metall」	同上
404-00065320	素描「パラレル」	同上
404-00065321	アクリリックカラー「積空」	同上

	次水輪	
404-00065322	石彫「おかつぱ」	同上
404-00065323	油絵「風景(母子)」	同上
404-00065324	油絵「羽化」	同上
404-00065325	絵画「FOR A WALL」	同上
404-00065326	エッジング「丘」	同上
404-00065327	エッジング「10月午後」	同上
404-00065328	エッジング「霧の朝」	同上
404-00065329	エッジング「水辺」	同上
404-00065330	エッジング「平原」	同上
404-00065331	油彩「静物」	同上
404-00065332	油絵「リュイエンヌ城」	同上
404-00065333	立 体 造 形 「INTEGRAL」	同上
404-00065334	立 体 造 形 「INTEGRAL」	同上
404-00065335	織物「作品 1」	同上
404-00065459	彫刻「起伏のある形— 影」	同上
404-00065460	ドローイング「黒い風 地、黒い風地 2、夜の 層」	同上
404-00065461	ドローイング「つばさを 拡げる鳥がみえた」	同上

404-00065462	木彫「少年」	同上
404-00065463	油彩「風静」	同上
404-00065464	環境立体「形相＝虚実 85-8」	同上
404-00065465	半立体「作品 (GLISSANDO2)」	同上
404-00065466	テラコッタ「落差」	同上
404-00065467	インスタレーション 「縁辺消失 4」	同上
404-00065468	油彩「STRIPEMOON」	同上
404-00065469	リトグラフ「彼方」	同上
404-00065470	リトグラフ「二月」	同上
404-00065471	油色彩「時流構造(生 命)」	同上
404-00065472	(ブロンズ)「若い女」	同上
404-00065473	油彩「青の印象から」	同上
404-00065474	染織(ホームспанか け布)	同上
404-00065475	漆工「赤観界」	同上
404-00065476	石彫「遠ざかる音」	同上
404-00065477	立体(オブジェ)「様相 —KEYAKI—1982-2」	同上
404-00065478	七宝焼「藍色の中の 銀」	同上

404-00065498	油彩「聳の上」	同上
411-00045982	錦絵 勝川 春亭画	同上

(図表 40)のように、基本協定書に列挙されている49件の美術品のうち、展示が確認できたものが1件のみ、県民会館での所在を確認できなかったが、他の施設に存在するとの回答を得たものが5件、所在が不明となっているものが43件との結果になった。

このように、基本協定書において管理物件として記載されているものが、県民会館に存在していないことで、物件管理責任が曖昧となっている。

したがって、基本協定書に記載されている管理物件の実在性については、協定書締結時に詳細に検討する必要がある。

また、現時点で存在が不明な物品については、直ちに所在を確認するとともに、それでもなお所在の分からない物品で、指定管理者に所在不明の原因があるものについては、県から指定管理者へ弁償を求める必要がある。

③ 収蔵庫に収蔵されている美術品について

管理物件に含まれる美術品の中には、展示が行われず、県民会館の地下収蔵庫に収蔵されているものが(図表 41)のとおりであった。なお、当該管理物件の取得価額は70万円である。

(図表 41)収蔵庫に収蔵されている美術品

物品番号	品名
404-00065325	絵画「FOR A WALL」

美術品に限ったことではないが、管理物件は県の財産であり、県民の財産である。こ

れを収蔵庫に収蔵しておくことは、県民の財産を有効に活用していないことになる。

美術品については、県民会館での展示品の入替えや、他の県有施設への所管換えなど、有効に活用することが必要であると考えられる。

(7) 清掃業務委託(結果)

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は清掃業務についてJ社に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容: 日常清掃 定期清掃
- 契約金額: 51,219 千円(税込)、17,191 千円(単年)

清掃業務のうち、一般廃棄物収集運搬処分業務は同社から U 社へ再委託している。同財団からの委託は、県への報告義務が基本協定書に明記されており、年度ごとに報告が行われているが、委託業者から再委託業者への委託に関しては、県への報告は行われていない。

委託業者からの再委託に関する報告は、事業団からの委託に含まれるものと考えべきであり、報告を行う必要がある。

(8) 防災設備保守業務委託(結果・意見)

指定管理者である財団法人岩手県文化振興事業団は防災設備保守業務についてV社に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容: 消火設備保守業務 救助袋設備保守業務 防災設備保守業務
- 契約金額: 10,710 千円(税込)

① 再委託の県への報告義務について(結果)

防災設備保守業務のうち、スプリンクラー設備、泡消化設備、炭酸ガス消火設備および消火器具の設備保守業務は同社から W 社へ、垂直式救助袋および緩降機の設備

保守業務は同社から X 社へ再委託している。同財団からの委託は、県への報告義務が基本協定書に明記されており、年度ごとに報告が行われているが、委託業者から再委託業者への委託に関しては、県への報告は行われていない。

委託業者からの再委託に関する報告は、同財団からの委託に含まれるものと考えべきであり、報告を行う必要がある。

② 委託方法の見直しについて(意見)

平成 17 年度契約においては、消火設備保守業務は W 社、救助袋設備保守業務は X 社、防災設備保守業務は同社とそれぞれ随意契約を行っていた。しかし、平成 18 年度からは上記 3 業務を一本化して 3 社による指名競争入札としている。一方で、落札した同社が他の 2 社へ再委託している。この状態は、どの業者が落札しようとも再委託により結果的に業務が分配され、競争入札が形式化するおそれがある。委託の内容の全ての業務を遂行できる業者を選定する、あるいは業務ごとに競争入札を実施するなど、委託方法を見直すべきである。

(9) 大金庫のダイヤル錠について(意見)

県民会館で使用されている大金庫には鍵およびダイヤル錠が備え付けられている。しかし、ダイヤル錠のナンバーについて前任者との引継ぎが行われず不明となっている。大金庫はダイヤル錠がかかっている状態で引継ぎが行われたため開閉を行うことはできない。そのため、鍵のみを利用し引続き使用しているが、ダイヤル錠についてはガムテープで固定し回らないようにしている。

大金庫の鍵は夜間、警備員に預けられる。しかし大金庫には夜間、公印やおよそ 17 万円の小口現金および通帳等の貴重品が保管される。これらの盗難防止のためにもダイヤル錠も併せて利用する必要があると考えられる。また、誤ってダイヤルを回してしまった場合に開扉までに手数を要し、業務に支障をきたすおそれがある。

したがって、専門業者によりダイヤルナンバーを調べてもらうか、もしくは大金庫の買い替えを検討すべきである。

(10) 領収書の管理について(意見)

県民会館においては施設の貸出やチケットの販売に際して、希望者に領収書を発行している。当該領収書は財団法人岩手県文化振興事業団理事長印が印刷されたものを特注で購入している。そして、購入後に職員が年度および連番を記入している。しかし、複写され残るものについて連番が記入されていなかった。したがって、複写され残っている領収書が網羅的であることを検証できない状況にある。また、事前に年度を記入するため年度終了時に期限切れの領収書が生じる。当該領収書について使用不可の状態にせず保管されていた。さらに、鍵のかからない引出しに保管されていた。

領収書については購入時点で財団法人岩手県文化振興事業団理事長印が印字されており、持ち出されれば、そのまま不正に利用が可能なものである。したがって、複写され残るものについても連番を付し、併せて管理簿を作成し発行したものについては網羅的に把握できるようにする必要がある。また、期限が切れた領収書については穴を開ける等により使用不可の状態にするか、もしくは発行時に年度を記入し期限切れの領収書が生じないようにし、大金庫に保管することが望まれる。

(11) 切手の管理について(意見)

県民会館においては主に請求書の発送を目的として切手を使用している。監査時における保有量は(図表 42)のとおりである。

(図表 42) 監査時点における切手の保有枚数

種類	枚数	金額
10 円切手	189 枚	1,890 円
80 円切手	857 枚	68,560 円
90 円切手	1 枚	90 円
100 円切手	274 枚	27,400 円
120 円切手	40 枚	4,800 円
金額計		102,740 円

切手について管理簿は作成されているが、使用者以外の第三者が定期的に実査を行っていない。また、管理簿について一部、鉛筆により記入が行われていた。保有枚数は比較的多いことから管理は厳重に行うべきであると考えられる。第三者による定期的な実査やインクによる記入は不正の防止に効果的であるため、実施することが望まれる。

6. 岩手県営体育館



【施設の概要】

県営体育館(以下「体育館」という。)は昭和 42 年 6 月に完成し、昭和 45 年開催の第 25 回国民体育大会に活用された。その後は、各種屋内競技スポーツや生涯スポーツ、レクリエーシ

ョンなどに利用されている。

○建物・・・鉄筋コンクリート造 2 階建、アリーナ 1 面、会議室、応接室 2、シャワー室等

○収容人員・・・固定席:1,625 席

○競技機能・・・バスケットボールコート 2 面、バレーボールコート 2 面

バドミントンコート 10 面、ハンドボールコート 1 面

テニスコート 2 面、卓球台 24 面

体操競技(男子 6 種目、女子 4 種目) ほか

(1) 施設の状況

項 目	内 容
所在地	盛岡市青山 2-4-1
所管部署	教育委員会事務局スポーツ健康課
供用開始月日	昭和 42 年 8 月 1 日
設置目的	体育の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。
設置根拠条例	県立体育館条例
主な施設種類	メインアリーナ 1,877 m ²
面積(公有財産表)	敷地面積:13,404 m ² 建物面積:延 6,343 m ²
価格(公有財産表)	土地:使用貸借(無償)(盛岡市) 建物:210 百万円
管理運営方法	平成 17 年度:管理委託 受託者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団
	平成 18 年度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団

	平成 19 年 度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団		
管理委託料	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
	40,718 千円	33,190 千円	36,179 千円
指定管理料	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	35,626 千円	35,524 千円	35,559 千円
供用時間	8 時～21 時		
休館日	毎週水曜日および 12 月 29 日～1 月 3 日		
利用料	次表のとおり		

施設の利用料金

			普通使用料						
			全館貸切使用						区分使用
			8 時から 12 時まで	12 時から 17 時まで	17 時から 21 時まで	8 時から 17 時まで	12 時から 17 時まで	8 時から 21 時まで	1 区分 1 時間 までごとに
入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュアス ポーツに使 用する場合	学生お よび生 徒	2,650 円	4,150 円	5,530 円	6,800 円	9,680 円	12,330 円	480 円
		一般	5,300 円	8,300 円	11,060 円	13,600 円	19,360 円	24,660 円	820 円
	その他の催 しに使用す る場合		26,480 円	41,470 円	55,320 円	67,950 円	96,790 円	123,270 円	2,410 円
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	アマチュアス ポーツに使 用する場合	学生お よび生 徒	5,300 円	8,300 円	11,060 円	13,600 円	19,360 円	24,660 円	680 円
		一般	10,600 円	16,600 円	22,120 円	27,200 円	38,720 円	49,320 円	1,150 円
	その他の催 しに使用す る場合	興行と して行 うもの でない 場合	39,720 円	62,210 円	82,980 円	101,930 円	145,190 円	184,910 円	3,790 円

	興行として行うものである場合	79,440 円	124,420 円	165,960 円	203,860 円	290,380 円	369,820 円	7,240 円
特別使用料	1. 休日使用料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、12 月 29 日から 31 日までの日ならびに 1 月 2 日および 3 日にその他の催しに使用する場合には、普通使用料の額の 2 割に相当する額(100 円未満の端数は切り上げる。)を別に徴収する。							

備考 1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合または営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間1時間につき、8 時前および 21 時後のときは 17 時から 21 時までの、8 時から 12 時までのときは 8 時から 12 時までの、12 時から 17 時までのときは 12 時から 17 時までの、17 時から 21 時までのときは 17 時から 21 時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30 分以上は1時間とし、30 分未満は切り捨てる。

3 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において、毎週 1 回以上、かつ、3 月以上の期間で、休日以外の日の 8 時から 10 時までの間に私用する場合の区分使用に係る利用料金は、その使用に係る利用料金を一括して前納する場合に限り、次の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表 1 に掲げる利用料金の額の次の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

3 月以上 6 月未満	95%
6 月以上 12 月未満	85%
12 月	75%

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源				備考
		一般財源	国庫補助金	県債	その他	
用地費	0	—	—	—	—	無償賃貸
建設費	336	—	—	—	—	施設の沿革から記載。
合計	336	—	—	—	—	財源は不明。

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

ア. 指定管理業務従事者数

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0	0
団体職員	1	3	3
(うち県OB)	(1)	(1)	(2)
(うち県派遣者)	(0)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	2	2	2
合計	3	5	5

イ. 県派遣者数

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	1	0	0

県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
合計	1	0	0

② 人件費

ア. 指定管理業務人件費

(単位:百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0	0
団体職員	5	12	14
(うち県OB)	(5)	(5)	(7)
(うち県派遣者)	(0)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	4	4	5
合計	9	16	19

イ. 県派遣者人件費

(単位:百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	1	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
合計	1	0	0

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

区分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入
利用者数	93,179	8	85,660	8	86,621	8
合計	93,179	8	85,660	8	86,621	8

(5) 収支の状況

(平成 17 年度)【管理委託制度】

(単位:千円)

項目	金額
人件費	6,904
共済費	1,458
賃金(臨時職員)	1,747
需用費	13,896
役務費	357
委託料	10,070
厚生福利費	36
公課費	1,711
委託費合計(①)	36,179
利用料収入 (②)	8,150
雑収入 (③)	79

収入合計(④(②+③))	8,229
県支出人件費 (⑤)	0
県支出修繕費 (⑥)	12,126
収支:県民負担額 (①-④+⑤+⑥)	40,076

(平成 18、19 年度)【指定管理者制度】

(単位:千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
人件費	16,068	18,674
修繕費	2,734	1,824
光熱水費	6,675	7,091
委託費	7,867	8,396
新規事業開発費	0	0
その他	3,670	2,600
指定管理者負担費用合計 (①)	37,014	38,585
指定管理者利用料収入	7,680	7,972
収入合計 (②)	7,680	7,972
指定管理者の収支差額 (③(①-②))	29,334	30,613
県支出指定管理料(④)	35,626	35,524
県利用料収入 (⑤)	0	0

県雑収入 (⑥)	79	77
県支出修繕費等 (⑦)	0	4,396
収支: 県民負担額 (⑧(④-⑤-⑥+⑦))	35,547	39,843
指定管理料と指定管理者 負担の差額(③-④)	△6,292	△4,911

【監査の結果と意見】

(1) 体育館の存在意義について(意見)

体育館は昭和 45 年開催の国民体育大会での使用を考慮して建築費 336,337 千円をかけて昭和 42 年 6 月に開設された施設である。その後、大きな設備投資は行われていない。現在の主な用途は体操、バレーボール、バドミントン、バスケットボール、卓球等の室内競技の大会、部活動の練習、スポーツクラブの練習および年 4 回程度行われるプロレスリングの興行である。その他、指定管理者主催の自主事業として体操教室、スポーツクラブが開催されている。利用率は(図表 43)のとおり時間帯によって上下するものの、全体として概ね 80%程度と良好であり、県民にとって体育振興、健康管理等の面から身近で親しみのある施設となっている。

(2) 午前中の利用率について(意見)

平成 19 年度の施設の利用状況は(図表 43)のとおりである。

(図表 43)平成 19 年度時間帯による施設利用状況

(単位:時間)

	8 時～12 時	12 時～17 時	17 時～21 時	合計
利用可能時間(A)	2,704	3,364	2,484	8,552
利用実績時間(B)	1,948	2,734	2,281	6,963
利用率(C) = (B) ÷ (A)	72.0%	81.2%	91.8%	81.4%

開館時間は 8 時から 21 時までとなっているが 8 時から 12 時までの時間帯の利用率が相対的に低い状況にある。なお、(図表 43)は休日、平日を含めた表である。休日について 8 時から 12 時の時間帯はほとんどが大会利用で貸出されていることから、平日の 8 時から 12 時までの時間帯の利用率は 72%よりも低いと考えられる。

現状、フットサル大会やソフトテニス大会を自主事業で実施することにより、利用者を定着させることで利用率の向上を図っている。しかし、これらの自主事業は、平日夜あるいは土日に主に実施されている。そのため、平日の 8 時から 12 時までの時間帯の利用率の向上には直接結びつかない。

平日の 8 時から 12 時までの時間帯の利用率を向上させるためには、同時間帯に高齢者等を対象にしたスポーツ教室等を開催し、これらの利用者層を新規に増加させ利用促進を図ることが望まれる。なお、このスポーツ教室等は、生涯スポーツの促進にも役に立つものと考えられる。

(3) 給排水設備保守点検業務(結果)

指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は給排水設備保守点検業務についてY社に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容:受水槽から蛇口までの給排水設備の保守点検 貯水槽の清掃 水質検査

- 契約金額:1,501 千円(税込)

当該契約については「一般競争入札に付した場合、不信用不誠実なものが入札に参加するおそれがあり、また、契約上の義務違反があった場合、業務上著しく支障をきたすおそれがある。」ことから随意契約によっている。またその相手先として Y 社を選定している理由として「県の委託契約入札参加資格者で、県営体育施設の給排水管経路に精通し、業務内容を完全に履行できる業者であり、また、過去の履行状況も良好であること。」を挙げている。

しかし、施設が整備されてからかなり経年しているとはいえ、給排水管経路に関する図面も残っていることから、特定の業者でなければ実施できない業務であるとはいえないものと考えられる。今後は競争入札によって委託業者を決定することが必要である。

(4) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

体育館の管理業務に関する基本協定書第16条第2号によれば、「指定管理者は備品台帳を備え、管理の状況を明らかにしておかなければならない」とされている。

しかし、指定管理者は基本協定書締結時の備品管理一覧表を入手しているのみである。また、往査日である平成 20 年 7 月 7 日に管理備品の一部の実査を実施したところ、(図表 44)のような結果となった。

(図表 44) 現物確認と突合結果の不備

物品番号	品名	受入年月日	数量	一覧表と現物の照合結果
407-001116831	応接セット一式	08-03-25	1	○
410-00130726	椅子	11-03-23	1	当該備品が、施設内のどの備品か特定できなかった。
410-00130728	テーブル	11-03-23	1	
404-00055073	オフィスキッチン	50-02-06	1	○

404-00055074	コインロッカー	58-06-28	46	○
404-00055076	親時計	51-03-30	1	○
406-00095953	月間予定表	07-1-25	2	○
410-00130731	プリンター	11-03-23	1	本来体育館にあるべき当該物品が花巻ゴルフ場へ一時貸出されていたため、確認できなかった。また貸出しに関して県への報告も特段行われていない。 ※1
413-00003517	ワイヤレスマイクロホン	13-05-25	1	○
416-00004099	室内競技表示装置	16-07-31	1	○
416-00060678	シューティングタイマー	16-12-10	2	往査日現在、遊休状態。しかしまだ使用できる状態のため、他施設で利用検討中とのこと。
404-00020786	あん馬	03-08-30	1	○
404-00055141	ハンドボールゴール	45-12-23	1	○
404-00055354	バレーボール審判台	58-05-27	2	○
404-00055359	バドミントン用得点板	02-03-31	3	○
404-00055360	バドミントン用得点板	02-03-27	7	○
407-00005119	卓球台	07-06-16	24	○
415-00003598	スポッターマット	15-06-19	2	○

その他、倉庫に保管されているテニス用審判台および、館内保管の天井照明取替用機械に関しては、備品管理一覧表に記載がなかった。さらに、多くの備品について管理

シール等がないため備品管理一覧表と現物を照合するのに手数を要した。

以上のことから、定期的な備品の棚卸しは実施できておらず、備品の管理状況を明らかにしているとはいえない。

備品の取得および処分に応じて適宜備品管理一覧表の更新を行い、管理シール等で備品を管理したうえで備品管理一覧表と現物の照合を少なくとも年に一度実施し、備品の管理を徹底すべきである。

また、(図表 44)の※1について、プリンターが貸出された経緯は、花巻ゴルフ場においてプリンターが不足しているとのことから、体育館で管理しているプリンターを県の許可等を得ることなく一時的に貸し出すに至ったとのことである。

体育館の管理運営に関する基本協定書第3条第3項により、「管理物件を管理運営目的以外に使用してはならない。ただし、県の承認を得た場合はこの限りではない。」と定められている。体育館にあるべきプリンターを他施設へ貸し出すことは管理運営目的以外の使用であるため、県の承認を得る必要がある。しかし県の承認を得ず、貸し出したことの報告も行っていないことから、必要な手続きを実施していないことが判明した。他施設への貸出は、県の承認の得たうえで実施すべきである。

(5) 施設利用の特別減免について(意見)

体育館では以下のような施設利用料の減免措置がある。

「4月1日から翌年3月31日までの間において、毎週1回以上、かつ、3月以上の間で、休日以外の日8時から10時までの間に使用する場合の区分使用に係る利用料金は、その使用に係る利用料金を一括して前納する場合に限り、次の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、(図表 45)に掲げる利用料金の額の次の表の右欄に定める割合に相当する額とする。」

(図表 45) 午前中使用時の減免適用割合

期間	割合
3 月以上 6 月未満	95%
6 月以上 12 月未満	85%
12 月	75%

平成 19 年度の利用状況を確認した結果、適用を受けた施設利用者はゼロであった。8 時から 10 時の利用率が低い時間帯に利用率向上を図る方策を採用したことは評価できるが、特別減免対象者になるためのハードルが高いために減免対象者がいないと考えられる。このように対象者がいないような減免措置を作成しても体育館の利用を促進するという目的に対して効果が低いと考えられる。利用者にとってより利用しやすい減免の規定を設け利用率の向上を図ることが望まれる。

7. 岩手県営スケート場



【施設の概要】

県営スケート場(以下「スケート場」という。)は昭和 47 年 11 月に完成し、昭和 48 年開催の第 28 回国民体育大会冬季大会(スケート)の主会場として活用された。その後も同大会の開

催ほか、冬季スポーツの振興に寄与する施設となっている。

○建物・・・管理・観客席棟：鉄筋コンクリート2階建、収容人員1,660人

○スピードリンク・・・屋外 400m×15m 1面

○アイスホッケーリンク・・・屋外 60m×29m 1面

○フィギュアリンク・・・屋外 60m×29m 1面

○冷凍機・・・ターボ冷凍機4基

○付帯施設・・・食堂、休憩室等

(1) 施設の状況

項目	内容
所在地	盛岡市みたけ5-9-1
所管部署	教育委員会事務局スポーツ健康課
供用開始月日	昭和47年11月1日
設置目的	体育の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。
設置根拠条例	県立スケート場条例
主な施設種類	スピードリンク 1面、アイスホッケーリンク 1面、フィギュアリンク 1面
面積(公有財産表)	敷地面積:29,229 m ² 建物面積:延 3,488 m ²
価格(公有財産表)	土地:1,582 百万円 建物:226 百万円
管理運営方法	平成17年度:管理委託 受託者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団
	平成18年度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団

	平成 19 年 度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団		
管理委託料	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
	78,483 千円	82,484 千円	76,485 千円
指定管理料	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	72,037 千円	70,620 千円	73,081 千円
供用時間	日曜日、休日、12 月 29 日～30 日、1 月 2 日～3 日 10 時～18 時 土曜日 10 時～20 時 上記以外 13 時～20 時		
開場日	開場期間 11 月 1 日～3 月第 1 日曜日		
休館日	毎週月曜日、1 月 1 日および 12 月 31 日		
利用料	次表のとおり		

①個人使用の場合の利用料金

(単位:円)

区 分		小学校児童および 中学校生徒	高等学校生徒およ び学生	一 般
普通利用料金の上限額(1 回につき)		130	300	530
回数利用料金の上限額(6 回につき)		650	1,500	2,650
定期利用料金の 上限額 (1 シーズンにつ き)	競技関係者	2,600	7,600	10,600
	その他の者	5,200	15,200	21,200

附属の設備の 利用料金の上限額	靴(1回につき)	110	260	440
	ロッカー(1回につ き)	100		
	シャワー(1回につ き)	100		

備考1 「競技関係者」とは、規則で定める体育団体に登録している者をいう。

2 幼児に係る利用料金(附属の設備の利用料金を除く。)は、無料とする。

3 幼児に係る靴の利用料金は、小学校児童および中学校生徒に係る靴の利用料金と同額とする。

②貸切使用の場合の利用料金

(単位:円)

区 分		料金を徴収しない場合	料金を徴収する場合
アイスホッケーリンクの利用料 金の上限額(1面につき1時 間までごとに)	土曜日および休日	9,890	19,780
	その他の日	7,420	14,840
スピードリンクの利用料金の 上限額(1時間までごとに)	土曜日および休日	23,850	47,700
	その他の日	19,080	38,160
附属の設備の利用料金の上 限額	放送設備(1時間まで ごとに)	540	1,090
	得点表示盤(1式につ き1時間までごとに)	1,080	2,150
	照明設備	実費を基準として知事が定める額に相当する額	

備考1 靴、ロッカーまたはシャワーの使用をする場合は、これらの使用に係る利用料金は、個人

使用の場合の利用料金と同額とする。

2 「料金を徴収する場合」とは、貸切使用をする者が、入場料、会費若しくはこれらに類する金銭を徴収する場合または営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、12 月 29 日から 31 日までの日ならびに 1 月 2 日および 3 日をいう。

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源				備考
		一般財源	国庫補助金	県債	その他	
用地費	252	—	—	—	—	財源不明
建設費	396	—	—	—	—	施設の沿革から記載
合計	648	—	—	—	—	財源不明

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

ア. 指定管理業務従事者数

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0	0
団体職員	1	2	2
(うち県OB)	(1)	(2)	(2)
(うち県派遣者)	(0)	(0)	(0)

団体臨時・嘱託等	5	6	6
合計	6	8	8

イ. 県派遣者数

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	0	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
合計	0	0	0

② 人件費

ア. 指定管理業務人件費

(単位:百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0	0
団体職員	3	4	4
(うち県OB)	(3)	(4)	(4)
(うち県派遣者)	(0)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	4	4	4
合計	7	8	8

イ. 県派遣者人件費

(単位:百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	0	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
合計	0	0	0

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

区分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入
利用者数	44,512	12	45,116	11	44,989	11
合計	44,512	12	45,116	11	44,989	11

(5) 収支の状況

(平成 17 年度)【管理委託制度】

(単位:千円)

項目	平成 17 年度
人件費	2,780
共済費	824
賃金(臨時職員)	3,211
報償費	210

需用費	41,408
役務費	800
委託料	23,258
使用料等	6
原材料費	370
公課費	3,618
委託費合計(①)	76,485
利用料収入 (②)	12,248
雑収入 (③)	74
収入合計(④(②+③))	12,322
県支出人件費 (⑤)	0
県支出修繕費 (⑥)	52,185
収支: 県民負担額 (①-④+⑤+⑥)	116,348

(平成 18、19 年度)【指定管理者制度】

(単位: 千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
人件費	8,446	8,173
修繕費	7,569	4,847
光熱水費	41,469	39,990
委託費	20,732	20,516
新規事業開発費		

その他	2,531	4,774
指定管理者負担費用合計 (①)	80,747	78,300
指定管理者利用料収入	11,204	10,585
収入合計 (②)	11,204	10,585
指定管理者の収支差額 (③(①-②))	69,543	67,715
県支出指定管理料(④)	72,037	70,620
県利用料収入 (⑤)	0	0
県雑収入 (⑥)	52	49
県支出修繕費等 (⑦)	0	43,910
収支: 県民負担額 (⑧(④-⑤-⑥+⑦))	71,985	114,481
指定管理料と指定管理者 負担の差額(③-④)	△2,494	△2,905

【監査の結果と意見】

(1) スケート場の存在意義(意見)

スケート場は、国民体育大会の会場に使用するために昭和 48 年に設置され、現在まで約 30 年経過している。設立当初は、盛岡市内唯一のスケート施設であったため入場者数についても 10 万人を超過していたが、平成元年に当施設から約 10km 離れた同じ盛岡市内に盛岡市の施設としての盛岡市アイスアリーナがオープンしたことにより、入場者は 5 万人まで落ち込み、(図表 46)のとおりここ数年は、一般入場者数は 2 万人程度で推移している。

(図表 46) 各年度別の一般入場者数の推移

年度	一般入場者数
昭和60年度	79,083人
平成元年度	48,174人
平成5年度	43,346人
平成10年度	26,490人
平成15年度	17,158人
平成19年度	21,787人

スケート場は、日本でも設置箇所が多くない400mの公式試合用スケートリンクを所有しているが、屋外施設であるということから、平成19年度におけるオープン期間は11月1日から3月2日までの約4ヶ月での期間となっている。それ以外のオフ・シーズンの利用は僅かに競技選手のローラースケートの練習があるのみであり、オフ期間の施設の利用はほとんどない状況である。

主たる施設としては、前述した400mのスピードスケートリンクの他にアイスホッケーリンクとフィギュアリンクが各1面設置してある。しかし、フィギュアリンクは盛岡アイスアリーナがあること、また、ホッケーリンクについてはホッケー人口の減少に比例し、両者とも利用率は高い状況ではない。このように利用状況が芳しくない状況においてアイスホッケーリンクおよびフィギュアリンクについては積極的な存在意義は見出せない。一方400mの公式用スケートリンクについては、平成19年度において12月・2月に全日本スケート選手権大会が開催されており、近隣に代替施設が存在しないことから一定の存在意義は認められる。しかし、1年のうち約4ヶ月のみの営業であり、夏季期間は営業をできないこと、また製氷に多額の費用がかかることを鑑みると有効活用の観点から早急に冬季の利用者拡大の施策を採る必要がある。

(2) キッズオンサタデーの開催日と効果について(意見)

スケート場は平成 19 年度から毎週土曜日に小・中学生のスケート振興を目的として、入場料を無料としたキッズオンサタデーが実施されている。なお、キッズオンサタデーは県の提案による冬季スポーツ振興策である。

(図表 47)は平成 19 年度 2 月期の曜日毎の一般入場者数の推移である。

(図表 47)平成 19 年度 2 月期の一般入場者数

曜日	日数	一般入場者数	平均入場者数
月	1	450人	450人
火	3	73人	24人
水	4	126人	32人
木	4	119人	30人
金	5	417人	83人
土	4	827人	206人
日	4	822人	205人

・天候にもよるが概ね土曜日の利用者が一週間のなかで一番多い。(土曜日の人数の内訳にはキッズオンサタデーで利用している小中学生の人数は含まれていない。)

・月曜日は通常休業であるが祭日は開場している。

利用者を増加させるためにこのような企画を立案したことは理解できるが、一週間で一番来場者が多いと想定される土曜日にあえてスケート振興を目的として、当施設を無料開放する理由が希薄に思える。また、無料開放を実施するだけであり、スケート教室等も多くは開催していない現状では来場者数を増加させるには限界があると考えられる。よっ

て来場者数が少ない平日にスケート場を無料開放し、土曜日の来場者数につなげるまたは土曜日に開放するとしても毎週ではなく隔週にする等、土曜日・日曜日にある程度の有料入場者数を確保することによって、多額の維持費を賄うための収入の確保にも努める必要がある。

また、キッズオンサタデーの効果として平成18年度と比較で平成19年度のほうが入場者総数では増加しているが、小中学生利用者数の比較をとると、平成18年度は6,245人、平成19年度は6,175人となっており、僅かではあるが利用者数は減少している。小・中学生の人数を増加するために、無料開放日を設定するだけでなく、利用者増加が見込めるイベントやスケート教室開催等の実施等ソフト面の充実についても検討する必要がある。

(3) 点検等の措置について(意見)

管理運営業務仕様書第9条によれば、「指定管理者は法令により点検等が義務付けられている施設および整備、あるいは安全上、保安上点検等特に必要と認められる施設および設備について、点検等の措置を行うものとする」と記載されているが、第9条第2項第5号の放送設備等保守点検整備業務について監督していなかったものと考えられる。今後は、指定管理者は報告書を適時に作成し、業務実施の履歴を残すことが必要である。また県も施設等を巡回する際には、指定管理者が管理運営業務仕様書にしたがって施設・設備の点検等を実施し、適時に報告書等を作成していることについて確認を実施する必要がある。

(4) 小口現金の管理について(意見)

スケート場で使用されている小口現金の用途および保管額は以下のとおりである。

- 用途
 - ・事業実施において緊急に必要な物品を購入するとき
 - ・修繕材料等少量の資材を購入するとき
 - ・現金でなければ調達できない物品を購入するとき
 - ・事業団一般会計の範囲内での支出であること
- 保管上限額:10 万円

上記の小口現金の管理のためにスケート場では、現金出納帳を作成している。当該現金出納帳には小口現金の使用の都度、摘要および稟議番号が記入される。ただし、使用の都度、実査は行われていない。そのため、月末において施設長が実査を行い現金出納帳残高との照合を行っているとのことであるが、照合証跡が残されていない。照合証跡を残すことは、相互牽制を働かせ不正の防止に有効なものである。したがって、実査を行った際には照合の証跡を残すことが望まれる。

(5) スケート場貸切使用許可申請書の管理について(意見)

「スケート場貸切使用許可申請書」は、団体利用者が施設利用時に記入を行い、使用料金とともに施設に提出するものである。当該スケート場貸切使用許可申請書について未使用の冊数が確認できる管理簿を作成しておらず、また、実査も実施されていなかった。

スケート場貸切使用許可申請書は複写式となっており、1 枚はスケート場貸切使用許可書として施設利用者に渡り領収書の性質を持つものである。したがって、管理は厳重に行うべきであると考えられ、残りの冊数が把握できる管理簿を作成し、定期的に実査をすることが望まれる。

(6) 備品の管理について(意見)

スケート場で管理している主な備品は、棚やテーブル等の物品および製氷機や除雪機等の機器である。これらの備品について備品管理一覧表を作成しているが、これに基づく備品の実査は実施されておらず、また備品現物からは物品番号が確認できる状況になっていない。

スケート場の備品は県民の財産であり、備品現物への物品番号が印字された管理シールを貼付し現物確認を容易にするとともに、定期的に備品の実査を行うことが必要である。

(7) 運営業務委託契約(意見)

指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は、運営業務について Z 社に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容
 - ・リンク清掃
 - ・リンク塗装
 - ・シーズン会場前の準備
 - ・製氷業務
 - ・除排雪業務
 - ・ボイラー運転開始業務
 - ・スケート靴貸出業務
 - ・冷凍機操作業務
 - ・電気操作業務
 - ・シーズン閉場後の整理業務
- 契約金額:13,419 千円(税込)
- 契約期間:平成 19 年 9 月 20 日～平成 20 年 3 月 20 日

① 随意契約の理由について

当該契約について「短期間での特殊車両(製氷機、除雪機)の操作や、ボイラー運転等、熟練した技能が必要であるため、業者が特定される」として随意契約によっている。またその相手先として同社を選定している理由として「県の委託契約入札参加資格者で、業務内容を完全に履行できる業者であり過去に契約実績があること」を挙げている。

しかし、業務内容については一般的なスケート場管理業務であり、同社でなければ実施不可能な業務と言い切れるかは疑問である。また、仮に一部の業務について専門的能力が必要だとしても、すべての業務について同一の業者が実施する必要は認められない。今後は運営業務について業務毎に専門的能力の必要性を検討し、必要に応じて入札を実施することが必要である。

② 予定価格の積算について

運営業務委託契約について、予定価格の積算のうち、スケート靴貸出業務に関する金額は以下のとおりとなっている。

平成 18 年度	平成 19 年度
4,517,630 円(税抜)	4,547,720 円(税抜)

このうち、平成 19 年度の積算内容のうちスケート靴貸出業務については次のとおりの計算としている。

- ・計算条件:一人当たり一日につき 7.25 時間(435 分)の労働時間とし必要日数を算定。一人当たりの 1 日の単価を 5,900 円とする。
- ・一般開場日: $(5 \text{ 人} \times 9\text{h} \times 60 \text{ 分} \times 40 \text{ 日}) \div 435 \text{ 分} = 248.3 \text{ 日}$
- ・体育授業のある日、冬休み: $(5 \text{ 人} \times 12.5\text{h} \times 60 \text{ 分} \times 27 \text{ 日}) \div 435 \text{ 分} = 232.8 \text{ 日}$

・休日、日曜日、土曜日：(5人×10.5h×60分×40日)÷435分=289.7日

・1年間計：248.3日+232.8日+289.7日=770.8日

・積算金額：770.8日×一人当たりの単価は5,900円/日=4,547,720円

ここで、平成19年度実績報告書による実績時間は268日と実績と積算で502.8日の差が生じている。

一人当たりの単価5,900円/日で計算すると、502.8人×5,900円/日=2,966,520円の過大積算が行われていたといえる。

これはスケート靴貸出業務の実績従事人数が積算では1日当たり5人のところ、実際は1日当たり1人から3人であったためである。平成18年度の実績時間についても270時間であり、従事人数も1人から3人であった。スケート靴貸出業務について人数が少ないことによる問題は生じていないとのことから、今後は前年度実績に基づく積算を実施することが必要である。

(8) 清掃業務委託契約における指名競争入札の業者選定について(意見)

指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は清掃業務についてa社に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容：スケート場、管理棟、食堂棟清掃業務
- 契約金額：2,993千円(税込)
- 契約期間：平成19年10月20日～平成20年3月31日

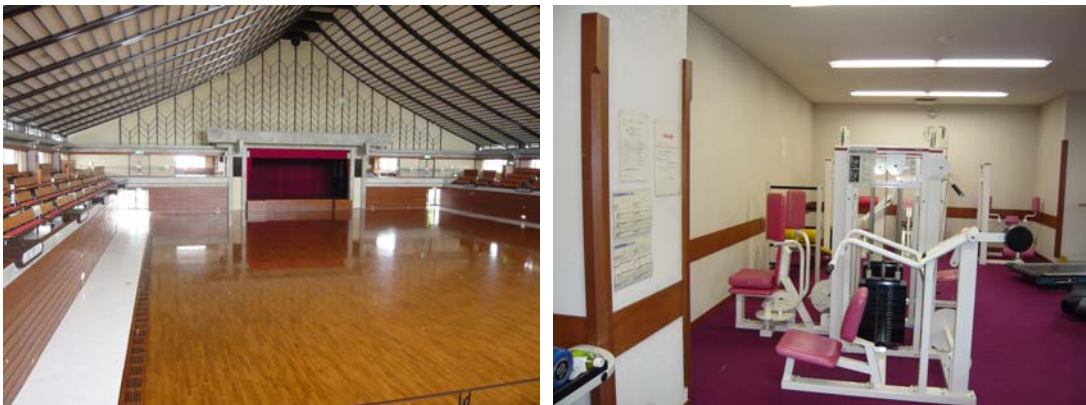
当該契約について「一般競争入札に付した場合、不信用不誠実なものが参加し、業務遂行上著しく支障をきたすおそれがあること」を理由として指名競争入札により業者の選定を行っている。そして、下記の基準により入札参加資格者を選定している。

- 委託契約に係る競争入札参加者名簿のうち、盛岡管内に営業所を有するもの
- 庁舎清掃業務に搭載されているもので過去の実績のあるもの

- 昨年度辞退した業者以外

上記条件を満たす業者のうち、清掃評価、道路公園等実績の有無、過去2年間の県との取引実績額を考慮し、選定された上位9社および前年度に清掃業務を委託した業者の合計10社が入札参加資格者となる。しかし、上位9社および前年度に清掃業務を委託した業者の間には評価ランク上、大きな隔りがある。すなわち、評価上位ランクの業者は指定管理者が本来要求する業務水準よりも高水準の業務仕様に基づく金額で入札している可能性がある。したがって、前年度に清掃業務を委託した業者と同等のランクの業者を入札に参加させれば現状の品質を落とさずに低い金額で契約できる可能性がある。よって、前年度に清掃業務を委託した業者とランクに近い業者を入札に参加させる等、入札参加者の選定方法を検討し直すことが望まれる。

8. 岩手県営武道館



【施設の概要】

岩手県営武道館(以下、「武道館」という。)は、日本武道を保存するとともに、武道の近代化を推進し、県民の体位・体力の向上を図ることを目的に設置され、東北総合体育大会や県大会の柔道・剣道競技会、弓道競技会などを開催している。そのほか、当該施設を活用した生涯スポーツ、レクリエーションなどに利用されている。

- 大道場・・・鉄筋コンクリート造 3 階建、競技面積 1,367 m²
 - (競技機能):柔道・剣道 6 面、バレーボール 2 面、テニス 2 面、卓球 18 面
 - (収容人員):固定席 1,000 席、移動席 2,000 席
 - (付属施設):会議室 4 室、ステージ、トレーニング室
- 柔道場・・・鉄筋コンクリート造平屋建、競技面積 508 m²
 - (競技機能):試合場 2 面
 - (付属施設):更衣室、シャワー室
- 剣道場・・・鉄筋コンクリート造平屋建、競技面積 508 m²
 - (競技機能):試合場 2 面
 - (付属施設):更衣室、シャワー室
- 弓道場・近的場・・・鉄骨コンクリート造平屋建、
 - (競技機能):12 人立ち、観客収容人員 150 人
- 遠的場・・・鉄骨コンクリート造平屋建
 - (競技機能):6 人立ち
- 相撲場・・・鉄骨造平屋建
 - (競技機能):土俵 1 面、屋外練習場、観客収容人員 500 人

(1) 施設の状況

項目	内容
所在地	盛岡市みたけ 3-24-1
所管部署	教育委員会事務局スポーツ健康課
供用開始月日	昭和 61 年 10 月 20 日弓道場、相撲場(平成 2 年 2 月に大道場他)
設置目的	体育の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。
設置根拠条例	武道館条例

主な施設種類	大道場、柔道場、剣道場、弓道場、相撲場		
面積(公有財産表)	敷地面積:18,498 m ² 建物面積:延 7,775 m ²		
価格(公有財産表)	土地:1,084 百万円 建物:1,271 百万円		
管理運営方法	平成 17 年度:管理委託 受託者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団		
	平成 18 年度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団		
	平成 19 年度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団		
委託料	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
	58,452 千円	57,072 千円	63,190 千円
指定管理料	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	48,330 千円	47,371 千円	48,312 千円
供用時間	8 時～21 時		
休館日	毎週水曜日および 12 月 29 日～1 月 3 日		
利用料	次表のとおり		

(単位:円)

区 分			施 設 の 使 用 料 (1 時 間 あ た り)						1区分ごとに	個人使用 一人4時間までごとに		
			貸 切 使 用								区分使用	
			土 曜 日 お よ び 休 日			そ の 他 の 日					1区分ごとに	個人使用 一人4時間までごとに
			入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合			入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合						
			8 時 か ら 12 時 まで	12 時 か ら 17 時 まで	17 時 か ら 21 時 まで	8 時 か ら 12 時 まで	12 時 か ら 17 時 まで	17 時 か ら 21 時 まで				
大 道 場	アマチュ アスポー ツにしよう する場合	小学生児童、 生徒および学 生	(400)	(500)	(830)	(335)	(415)	(695)	貸切使用 の場合の 利用料金 の額の50 パーセント に相当す る額	110		
		一 般	800	1000	1660	670	830	1390		260		
	その他の催しに使用する場 合	一 般	(795)	(1000)	(1660)	(665)	(830)	(1385)		—		
		一 般	1590	2000	3320	1330	1660	2770		—		
柔 道 場 お よ び 剣 道 場	アマチュ アスポー ツにしよう する場合	小学生児童、 生徒および学 生	(200)	(250)	(415)	(170)	(210)	(350)	貸切使用 の場合の 利用料金 の額の50 パーセント に相当す る額	110		
		一 般	400	500	830	340	420	700		260		
	その他の催しに使用する場 合	一 般	(400)	(500)	(830)	(335)	(415)	(695)		—		
		一 般	800	1000	1660	670	830	1390		—		
弓 道 場	近 的 場	小学生児童、 生徒および学 生	(215)	(215)	(430)	(180)	(180)	(360)	貸切使用 の場合の 利用料金 の額の50 パーセント に相当す る額	110		
		一 般	430	430	860	360	360	720		260		
		一 般	(430)	(430)	(860)	(360)	(360)	(715)		—		
	遠 的 場	小学生児童、 生徒および学 生	860	860	1720	720	720	1430		110		
		一 般	4290	5370	8590	3570	4470	7160		260		
		一 般	(110)	(110)	(215)	(90)	(90)	(180)		—		
遠 的 場	小学生児童、 生徒および学 生	220	220	430	180	180	360	110				
	一 般	(215)	(215)	(430)	(180)	(180)	(360)	260				
	一 般	—	—	—	—	—	—	—				

			430	430	860	360	360	720		
		その他の催しに使用する場 合	2150	2690	4300	1790	2240	3580		—
相 撲 場	アマチュ アスポー ツにしよう する場合	小学生児童、 生徒および学 生	(90)	(90)	(180)	(75)	(75)	(150)	110	
			180	180	360	150	150	300		
	一 般	(180)	(180)	(360)	(150)	(150)	(300)	260		
		360	360	720	300	300	600			
		その他の催しに使用する場 合	1780	2150	3580	1490	1790	2980	—	

備考 1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、12 月 29 日から 31 日までの日ならびに 1 月 2 日および 3 日をいう。
- 3 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合または営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 4 貸切使用の場合において、8 時前に使用するとき、またはやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間 1 時間につき、8 時前および 21 時後のときは 17 時から 21 時までの、8 時から 12 時までのときは 8 時から 12 時までの、12 時から 17 時までのときは 12 時から 17 時までの、17 時から 21 時までのときは 17 時から 21 時までの区分の利用料金の額の時間割計算による額を加算した額とする。この場合において、1 時間未満の端数があるときは、30 分以上は 1 時間とし、30 分未満は切り捨てる。
- 5 生徒が学校の管理下において行われる部活動をする目的でその他の日に大道場を貸切使用する場合における利用料金は、1 時間までごとに、8 時から 12 時までにあつては 660 円、12 時から 17 時までにあつては 830 円、17 時から 21 時維持までにあつては 1,380 円とし、区分使用する場合における利用料金は、これらの額の 50 パーセントに相当する額とする。

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源				備考
		一般財源	国庫補助金	県債	その他	
用地費	535	—	—	—	—	財源不明
建設費	3,198	—	—	—	—	施設の沿革から記載
合計	3,733	—	—	—	—	財源不明

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

ア. 指定管理業務従事者数

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0	0
団体職員	3	4	4
(うち県OB)	(1)	(1)	(2)
(うち県派遣者)	(0)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	2	2	2
合計	5	6	6

イ. 県派遣者数

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	0	0	0

県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
合計	0	0	0

② 人件費

ア. 指定管理業務人件費

(単位:百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0	0
団体職員	24	26	24
(うち県OB)	(6)	(4)	(8)
(うち県派遣者)	(0)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	4	4	5
合計	28	30	29

イ. 県派遣者人件費

(単位:百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	0	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
合計	0	0	0

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

区分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入
利用者数	201,978	10	212,107	11	236,894	10
合計	201,978	10	212,107	11	236,894	10

(5) 収支の状況

(平成 17 年度)【委託】

(単位:千円)

項目	平成 17 年度
人件費	22,727
共済費	3,199
賃金(臨時職員)	1,741
交際費	40
需用費	15,116
役務費	416
委託料	16,867
使用料等	25
原材料費	16
負担金等	10
厚生福利費	44

公課費	2,989
委託費合計(①)	63,190
利用料収入(②)	9,712
雑収入(③)	233
収入合計(④(②+③))	9,945
県支出人件費(⑤)	0
県支出修繕費(⑥)	0
収支:県民負担額 (①-④+⑤+⑥)	53,245

(平成 18、19 年度)【指定管理者制度】

(単位:千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
人件費	29,800	28,606
修繕費	2,498	2,412
光熱水費	10,820	10,936
委託費	13,280	13,384
新規事業開発費		
その他	4,572	2,543
指定管理者負担費用合計 (①)	60,970	57,881
指定管理者利用料収入	10,682	9,566
収入合計(②)	10,682	9,566

指定管理者の収支差額 (③(①-②))	50,288	48,315
県支出指定管理料(④)	48,330	47,371
県利用料収入 (⑤)	0	0
県雑収入 (⑥)	233	217
県支出修繕費等 (⑦)	2,468	1,134
収支: 県民負担額 (⑧(④-⑤-⑥+⑦))	50,565	48,288
指定管理料と指定管理者 負担の差額(③-④)	1,958	944

【監査の結果と意見】

(1) 武道館の存在意義(意見)

武道館は、昭和 51 年度に策定された第 4 次教育振興基本計画に調査事業としてもちこまれ、昭和 55 年度「岩手のゴールデンプラン」後期推進計画ならびに昭和 56 年度策定の第 5 次教育振興基本計画において具体的計画が推進され、総工費約 32 億をかけて昭和 61 年 9 月に弓道場・相撲場が完成し、武道館の中心施設となる大道場・柔道場・剣道場が平成 2 年 2 月に完成した。

このように武道館は、県民の武道向上のために主な武道施設を備えた総合施設となっている。柔道や剣道においては早朝稽古等の事業を実行しており、県民の武道振興に一定の効果は認められる。しかし、現在本来的な武道に関連する自主事業も多くはなく、定期的な教室開催等、更なる武道振興策の採用が期待されるところである。また、一部の施設、特に相撲場のように、詳細は後述するが利用状況が芳しくない施設も見受けられ、このような施設の利用状況の向上が課題といえる。

(2) 相撲場の有効利用(意見)

近年の競技人口の減少を反映して、相撲場の平成 19 年度利用実績は大会開催に年 5 回のみである。

このように競技人口が減少し利用状況が芳しくない理由としては、近隣の市町村にも相撲施設が存在していることや、相撲振興のための相撲教室等を開催していないことが挙げられる。武道館はスポーツ振興の役割も担っており、相撲教室等の開催により競技人口減少に歯止めをかけるとともに新規参入者の創出が望まれる。

(3) 早朝の利用状況(意見)

武道館の開館時間は 8 時から 21 時までである。このうち、8 時から 10 時にかけての利用率は道場を中心に低い稼働率で推移している。特に平成 20 年 3 月における当該時間の道場利用者数は 0 人となっている。また、武道館のパンフレットには開館時間が記載されておらず 8 時から開館していることについて利用者に周知徹底されていない可能性がある。

したがって、早朝時間帯に集客力のある武道教室を開催する、または利用料金を下げる等により利用者促進を図ることが必要である。

(4) 更衣室の管理について(意見)

武道館が実施しているアンケートの結果、平成 19 年度の施設利用者から更衣室における金銭の盗難に対して、警備をしっかりしてほしいという要望があった。盗難が発生する理由の一つとしてコインロッカーがリターン式ではないために、利用状況が 1 日に 1 台程度とほとんど利用されていないことが挙げられる。利用料金は 100 円であるが稼働率の低さから勘案すると、主たる利用者である小中学生が負担するには重い金額であるものと考

えられる。管理運營業務仕様書第 19 条 2 項・3 項によれば、金品の盗難・紛争等の事件・事故が発生した場合には原因の究明に努めるとともに、管理運営上改善すべき点については、適切な措置を行うものとする」と記載されている以上、コインロッカーのリターン式への変更や利用者に貴重品の管理を促す旨の案内を行う等適切な措置を講じる必要がある。

(5) 施設の点検について(意見)

管理運營業務仕様書第 16 条によれば、指定管理者は施設点検表により施設の点検を開館期間中は毎日実施するものとなっている。しかし、日々の点検は目視で実施し、実施者が日報に実施の旨を記載するのみで、施設点検表を使用するのは 2 週間に 1 回程度となっている。施設の管理は利用者が安全に施設を利用する最低条件と考えられるので、施設点検表を使用して点検することが望まれる。

(6) 大道場の稼働率について(意見)

武道館の主な施設である大道場の稼働率(団体使用で 8 時から 17 時までの時間帯で 2 時間以上の使用率)は、冬季は概ね 80%程度を維持しているが、夏季は 50%程度である。この原因としては、冬季は雪等の影響で屋外施設が使用不可であるため屋内施設がある当施設においてテニス等の利用があるものの、夏季は他の屋外施設を利用することが多いことが挙げられる。このような状況にもかかわらず夏季の稼働率を高めるような施設利用促進策が採られていない。夏季の施設利用率を高める方策を検討することが望まれる。

(7) 備品管理について(結果)

指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は武道館の管理運営に関す

る基本協定書(以下、「基本協定書」という)第 3 条の規定に基づき県所有の備品の管理を行っている。当該備品は基本協定書の備品管理一覧表に分類、物品番号、規格、数量等が明記されている。

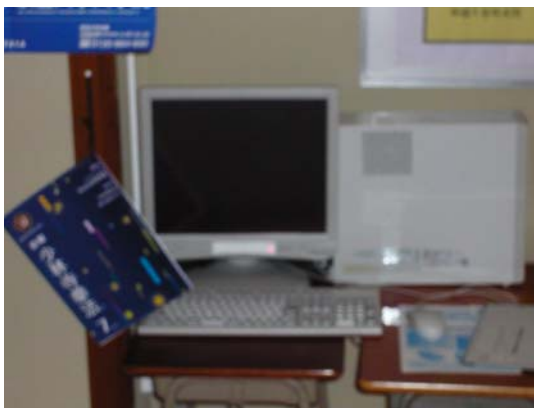
当該備品の適切な管理のためには備品管理一覧表と現物との対応関係が明確になっている必要がある。しかし、現物には物品番号を付した管理シールが貼付されていないことから現物の特定が困難であった。さらに、現物があるがリストには記載のない備品(テレビ等)が存在した。

また、備品管理一覧表上、払出場所(設置場所)がすべて武道館との記載になっている。武道館は大道場、柔道場、剣道場、弓道場、相撲場等があり、具体的設置場所の記載がないことが現物確認を困難にさせている。

再度、備品についてたな卸しを実施し、県と指定管理者との双方の確認のうえで、具体的設置場所を明記した備品管理一覧表を作成し直すとともに、現物には管理シールを貼付し、今後適切に備品を管理していくことが必要である。

(8) 岩手県営体育施設利用予約システム(意見)

財団法人岩手県スポーツ振興事業団では指定管理者となっているスポーツ健康課所管施設である武道館、岩手県営野球場、岩手県営運動公園、体育館の 4 箇所に岩手県営体育施設利用予約システムを設置している。



これは事前登録した団体が、システムを利用して施設の利用予約を行うことができるというものである。システムはレンタルによっており年間利用料として 1,323 千円を要している。しかし、武道館への往査時には当該システムの電源は切られており、電源を入れても容易に起動せず、長期にわたって利用されず放置されている状況にあった。また、施設利用予約はシステムだけではなく施設の窓口でも受付けており、その手軽さからは窓口利用のほうが主流となっている。これは事前登録団体が平成 20 年 8 月末においても 33 団体に留まっていることにも表われている。

このようなシステムについては本当に導入のメリットが管理者、利用者双方にあるのか再検討すべきである。また、その検討の前提としてシステムはいつでも利用可能な状況にしておくことが必要である。

(9) 利用券の管理状況について(意見)

武道館の各施設の利用券は連番管理されており、管理簿が作成されているが、利用券の管理簿と収入金の管理簿である県営武道館使用料明細書との突合がなされていない。また、未使用の利用券について管理簿上枚数が確認できず、実査も行われていない。

不正防止の観点から、利用券の管理簿と県営武道館使用料明細書との突合の実施、および未使用の利用券の実査の実施が望まれる。

(10) 施設使用許可申請書について(意見)

施設使用許可申請書は、団体利用者が施設利用時に記入を行い、使用料金とともに施設に提出するものである。未使用の施設使用許可申請書についての冊数の把握できる管理簿が作成されているが、未使用の施設使用許可申請書について実査が実施されていなかった。

施設使用許可申請書は複写式となっており、1枚は施設使用許可書として施設利用者に渡り領収書の性質を持つものである。したがって、管理は厳重に行うべきであると考えられ、定期的に実査を実施することが望まれる。

(11) 駐車場の利用について(意見)

武道館と隣接している形で財団法人岩手県青少年会館(主な用途としては宿泊施設)(以下「青少年会館」という。)が存在し、青少年会館の利用者が武道館の駐車場を使用している状態にある。武道館と青少年会館の間には賃貸借契約等は特に存在せず、武道館で大きな大会等が開催され、自動車利用来場者が多く集まることが想定される場合には青少年会館に使用を自粛してもらっているのが現状である。無償で当該駐車場を特定の施設に黙示的に使用させることは武道館利用者が使用するという設置主旨から逸脱しており問題となる。今後も使用させる場合には、正式に目的外使用を許可し、一定の料金を徴収する等の方策が望まれる。

9. 岩手県営野球場



【施設の概要】

県営野球場(以下「野球場」という。)は、昭和45年4月に完成し、昭和45年開催の第25回国民体育大会に活用された。その後は、県のメイン球場として、高校野球をはじめ年間数試

合であるがプロ野球の試合にも活用され、本県の野球の振興に寄与するものとなっている。

○野球場・・・両翼 91.5m、中堅 122m

○屋内練習場・・・760m×2 室

○収容人員・・・25,000 人(メインスタンド:3,400 人、内野スタンド:9,062 人、外野 12,538 人)

○トレーニング室・・・コンビネーションマシン一式ほか

(1) 施設の状況

項 目	内 容		
所在地	盛岡市三ツ割 4-9-2		
所管部署	教育委員会事務局スポーツ健康課		
供用開始月日	昭和 45 年 4 月 1 日		
設置目的	体育の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。		
設置根拠条例	県立野球場条例		
主な施設種類	野球場 1 面、屋内練習場 2 室、トレーニング室		
面積(公有財産表)	敷地面積:87,601 m ² 建物面積:延 6,141 m ²		
価格(公有財産表)	土地:6,325 百万円 建物:414 百万円		
管理運営方法	平成 17 年度:管理委託 受託者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団		
	平成 18 年度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団		
	平成 19 年度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団		
委託料	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度

	59,352 千円	60,028 千円	62,563 千円
指定管理料	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	52,786 千円	53,011 千円	48,265 千円
供用時間	8 時～21 時		
休館日	毎週水曜日および 12 月 29 日～1 月 3 日		
利用料	次表のとおり		

① グラウンドおよびスタンドの利用料金

(単位:円)

区分			土曜日および休日以外の日			土曜日および休日		
			8:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	8:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00
入場料 等を徴 収しな い場合	アマチュア 野球に使用 する場合	学生およ び生徒	3,600	4,500	6,400	4,400	5,500	7,600
		一般	7,200	9,000	12,800	8,800	11,000	15,200
	その他の催しに使用する 場合		21,600	27,000	38,400	26,400	33,000	45,600
入場料 等を徴 収する 場合	アマチュア 野球に使用 する場合	学生およ び生徒	10,800	13,500	19,200	13,200	16,500	22,800
		一般	21,600	27,000	38,400	26,400	33,000	45,600
	その他の催しに使用する 場合		1 日までごとに 1 日の最高入場 料の 300 人分に相当する額(そ の額が 454,500 円に満たない場 合は 454,500 円)額(その額が 454,500 円に満たない場合は 454,500 円)			1 日までごとに 1 日の最高入場 料の 400 人分に相当する額(そ の額が 568,300 円に満たない 場合は 568,300 円)		

備考 1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合
または営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収し
ない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、

12月29日から31日までの日ならびに1月2日および3日をいう。

- 3 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合(8時から12時まで、12時から17時まで、17時から21時までのそれぞれの区分を超える場合に限る。)は、その超える時間1時間につき、8時前のときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

② 附属施設の利用料金

(単位:円)

屋内練習場	1時間	学生および生徒	1,500
		一般	3,000
トレーニング室	1回	学生および生徒	150
		一般	300
	6回 (回数利用券)	学生および生徒	750
		一般	1,500
研修室	1時間	学生および生徒	400
		一般	800

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源				備考
		一般財源	国庫補助金	県債	その他	
用地費	96	—	—	—	—	財源不明
建設費	489	—	—	—	—	施設の沿革から記載 財源不明
合計	585	—	—	—	—	

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

ア. 指定管理業務従事者数

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0	0
団体職員	2	3	3
(うち県OB)	(1)	(1)	(1)
(うち県派遣者)	(0)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	2	2	2
合計	4	5	5

イ. 県派遣者数

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	0	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
合計	0	0	0

②人件費

ア. 指定管理業務人件費

(単位:百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0	

団体職員	14	18	18
(うち県OB)	(6)	(5)	(4)
(うち県派遣者)	(0)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	4	5	4
合計	18	23	22

イ. 県派遣者人件費

(単位:円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	0	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
合計	0	0	0

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

区分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入
利用者数	122,195	8	125,518	9	144,212	8
合計	122,195	8	125,518	9	144,212	8

(5) 収支の状況

(平成 17 年度)【管理委託制度】

(単位:千円)

項目	平成 17 年度
人件費	14,110
共済費	2,150
賃金(臨時職員)	1,805
需用費	20,016
役務費	352
委託料	20,411
厚生福利費	36
原材料費	724
公課費	2,959
委託費合計(①)	62,563
利用料収入 (②)	7,574
雑収入 (③)	400
収入合計(④(②+③))	7,974
県支出人件費 (⑤)	
県支出修繕費 (⑥)	4,915
収支:県民負担額 (①-④+⑤+⑥)	59,504

(平成 18、19 年度)【指定管理者制度】

(単位:千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
人件費	22,673	22,324
修繕費	5,342	1,723
光熱水費	15,177	14,955
委託費	19,675	20,219
新規事業開発費	0	0
その他	4,725	3,119
指定管理者負担費用合計 (①)	67,592	62,340
指定管理者利用料収入	8,590	8,294
収入合計 (②)	8,590	8,294
指定管理者の収支差額 (③(①-②))	59,002	54,046
県支出指定管理料(④)	52,786	53,011
県利用料収入 (⑤)	0	0
県雑収入 (⑥)	355	368
県支出修繕費等 (⑦)	0	0
収支:県民負担額 (⑧(④-⑤-⑥+⑦))	52,431	52,463
指定管理料と指定管理者 負担の差額(③-④)	6,216	1,035

【監査の結果と意見】

(1) 野球場の存在意義(意見)

野球場は昭和 45 年に総工費約 5 億 8 千万円をかけて国民体育大会に利用するために建設されたものである。主な施設としては、両翼 91.5m 中堅 122mのプロ野球も開催可能な施設と屋内練習場である。全国高等学校野球選手権大会岩手県予選の決勝は当施設を利用して実施する等県民から広く親しまれており存在意義は十分に感じられる。

また、野球場は建設後 40 年近く経過しており施設の老朽化が他の施設以上に目立つ。利用者の安全を確保するためにも施設の修繕は早急に対処すべき問題である。

(2) 利用料金設定について(意見)

① グラウンド料金と屋内練習場の比較

野球場の屋外グラウンドおよび屋内練習場の学生および生徒の利用料金は(図表 48)のとおりである。

(図表 48) 学生および生徒屋外グラウンドおよび屋内練習場の各時間帯の利用料金

区分	午前(8時～12時)	午後(12時～17時)	夜間(17時～21時)
屋外グラウンド	3,600 円	4,500 円	6,400 円
屋内練習場	1 時間ごとに 1,500 円(各時間共に共通)		

仮に生徒および学生が屋内練習場を 8 時から 12 時まで使用すると 6,000 円の使用料金がかかるが、屋外グラウンドを使用する場合は 3,600 円と両者の間には 2,400 円の差が発生する。確かに屋内練習場は照明施設を使う関係で使用料金が割高になる理由は理解できるが、午前中の時間帯に限定すればグラウンドの方が約 4 割割安になる

根拠は照明代だけでは説明できず不明瞭と考えられる。屋内練習場とグラウンドの諸経費等を勘案して適切な利用料金の設定が必要である。また、屋内練習場について終日利用料金が一定であることは屋外グラウンドが時間帯で料金を変更しているのと整合性が図られていない。よって時間帯による料金体系の見直しを含めた検討が必要である。

② 時間帯による利用料金について

当施設の屋外グラウンドの利用料金は、土曜日、日曜日および休日以外では(図表 49)のとおりである。また、平成 19 年度の屋外グラウンドの各時間帯の利用件数は(図表 50)のとおりである。

(図表 49) 屋外グラウンドの各時間帯の利用料金

区分	午前(8時～12時)	午後(12時～17時)	夜間(17時～21時)
学生および生徒	3,600 円	4,500 円	6,400 円
一般	7,200 円	9,000 円	12,800 円

(図表 50) 平成 19 年度屋外グラウンドの利用件数

月	午前(8時～12時)	午後(12時～17時)	夜間(17時～21時)	合計
4月	2	2	0	4
5月	8	11	1	20
6月	18	19	6	43
7月	20	24	3	47
8月	24	21	6	51
9月	17	18	2	37

10月	17	16	3	36
11月	3	3	0	6
合計	109	114	21	244

(注1)12月から3月は降雪期間であるため利用件数はない

(注2)11時から13時の利用については午前にカウントしている。

(注3)16時から18時までの利用は午後にカウントしている。

屋外グラウンドを利用する際の学生および生徒の利用料金について時間当たり単価を算定すると、8時から17時までは900円であるが、17時以降は1,600円と割高になっている。他の体育施設である体育館や武道館についても、昼間と比較して夜間のほうが利用料金は高い傾向にあるので、金額設定について一定の整合性はあると考えられる。しかし、現状においては夜間の施設利用率は(図表50)に示したように午前・午後と比較をすると相当低くなっている。夜間利用者が少ない理由としては、夜間料金が割高である上に、安くはない照明設備の使用代金を支払うことが原因と考えられる。野球場においても夜間の利用は、ポスター等で宣伝はしているが、利用率を向上させるためにも照明設備料金を考慮した料金体系の見直しを図り、利用率の増加を図るべきである。

(3) プロ野球開催の効果について(意見)

野球場は、プロ野球を開催する球場でもあり、平成19年度は、日本生命セ・パ交流戦東北楽天対東京ヤクルト、パシフィックリーグ公式戦東北楽天対福岡ソフトバンク戦が開催されている。このように当施設でプロ野球を開催している理由は、楽天球団が東北地方唯一の球団であり、県においても楽天球団を支援していくという方針の下、毎年1試合以上東北楽天戦を開催しているものである。また、小・中・高校生の野球振興の一環として

小・中・高校生に減免金額相当以上の入場券を主催者が無料配布することを条件に、球場使用料金(平成 19 年度実績:5,257 千円)を減免している。

このように、県民に対して野球観戦の機会を与えるプロ野球開催の意義は認められる。しかし、プロ野球開催を開催するための維持費用として、プロ野球の開催以外ではほとんど使用されることのない全照明のための電気基本料金が月額で約 90 万円、年額で 1,000 万円程度要している事実もある。プロ野球を開催しない場合には照明レベルを落とすことも可能であり、このように機会費用も含め多額のコストがかかるプロ野球開催について当該コスト以上の経済効果や県民ニーズがあることが必要と考えられるが、県ではその効果については特に検証していない。また、小・中・高校生に無料配布されている入場券についても、どの程度の割合で使用されているかについて県や指定管理者では集計しておらず、また主催者にも報告を求めている。今後は、プロ野球開催がコスト以上の効果を有しているか検証するとともに、県民ニーズについても調査を行いながら誘致を継続していくことが望まれる。

(4) 施設の有効利用について(意見)

野球場には、講習会等に使用可能な研修室が併設されているが、平成 19 年度の利用は 7 月は 13 日間、その他の月は平均 3 日と芳しくない状況である。主な理由としては、野球場利用者は原則として野球を行うことが主な目的であり、研修室を利用するためだけに野球場に足を運ぶことは稀なためであると考えられる。しかし、野球場に研修室があることは、ホームページには掲載されているが県民に周知徹底されているとはいえず、ミーティング等に使用できることをアナウンスし利用率の向上を図り、収入確保に努めるべきである。

(5) 野球場使用許可申請書の管理について(意見)

野球場使用許可申請書は、施設利用者が施設利用時に記入を行い、使用料金とともに施設に提出するものである。当該野球場使用許可申請書について未使用の冊数が確認できる管理簿を作成しておらず、定期的の実査が実施されていなかった。また、当該申請書について施設利用者が利用する医務室のロッカーに鍵を掛けずに保管されていた。

当該申請書は複写式となっており、1枚は施設利用者にわたり領収書の性質を持つものである。したがって、管理は厳重に行うべきであると考えられ、未使用の冊数が確認できる管理簿を作成し定期的の実査を実施することが望まれる。また、施設利用者が立ち入ることのできない場所に保管することが必要である。

(6) スピードガンの貸出について(意見)

野球場では携帯型のスピードガンを一機保有している。当該スピードガンについて施設利用者からの申し出があれば貸出を行っているが、貸出を実施していることを広く公表しておらず利用状況も芳しくない。また、ピッチングマシーンについては利用料金を設定しているがスピードガンは無料で貸出している。

スピードガンについてはニーズが見込まれることから利用料金を設定し、ホームページ等で貸出し実施について周知し利用促進を図ることが望まれる。

(7) 駐車場でのキャッチボールについて(意見)

現状、駐車場でのキャッチボールが容認されている。駐車場の本来の目的は車を駐車することであり、駐車場でのキャッチボールはモラルに反している。また、駐車している車や隣接する施設にボールがぶつかり破損が生じ、または人にぶつかり怪我を負わせるおそれがある。このような場合、県あるいは指定管理者の管理責任が問われかねない。そのため、駐車場でのキャッチボールは禁止し、貼紙等で施設利用者に周知徹底することが

望まれる。



(8) 雨漏りについて(意見)

野球場においては数年前より雨漏りが生じている。しかし、雨漏りについて原因を追究しておらず、対策を検討していない。雨漏りについては放置しておくで施設の老朽化が早まるおそれがあり、また、現状において耐震性等が著しく低下しているおそれもある。

したがって、雨漏りの原因や施設の耐震性等について専門家に調査を依頼し、適切な対策を講ずることが望まれる。





(9) 大金庫のダイヤル錠について(意見)

野球場で使用されている大金庫には現金で収受され、銀行に預け入れるまでの施設使用料および小口現金が保管されている。往査時点においては 2 日分の施設使用料 58,200 円および小口現金 47,646 円が保管されていた。

当該大金庫には鍵穴およびダイヤル錠が備え付けられている。しかし、ダイヤル錠について使用されていなかった。大金庫が備え付けられている事務室は夜間、誰もいない状態になり、また金庫の鍵についても同じ部屋に保管している。したがって、事務室に侵入できれば金庫が開けることができる状態にある。

金庫には現金が保管されていることから、防犯対策は厳重に行うべきであり、ダイヤル錠についても使用することが望まれる。

(10) 野球場スコアボード表示装置設備保守点検業務(意見)

指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は野球場スコアボード表示装置設備保守点検業務についてb社に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容:スコアボードの総合点検、操作点検
- 契約金額:682 千円(税込)

当該業務の予定価格の内容については主として労務費であり、労務単価(電工)に見積所要日数を乗じて積算している。平成 17 年度から 19 年度まで見積所要日数は 41 日

とされており、その金額は(図表 51)のとおりである。

(図表 51) 予定価格の金額

平成 17 年度	553,500 円
平成 18 年度	541,200 円
平成 19 年度	545,300 円

しかしながら、業務完了報告によると作業延べ人数は(図表 52)のとおりであった。

(図表 52) 作業延べ日数

平成 17 年度	延べ 18 人
平成 18 年度	延べ 22 人
平成 19 年度	延べ 22 人

このように実績に比較し積算日数は大幅に過大となっており、仮に実績日数を考慮した積算を行った場合には予定価格は約 30 万円と算定されることになる。積算において過去の実績を反映させることが妥当な積算方法と考えられる。

(11) 野球場清掃業務(意見)

指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は野球場清掃業務について D社に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容:
 - ・床清掃
 - ・壁面、天井、照明器具清掃

- ・窓ガラス、窓枠、ブラインド等清掃
 - ・机、椅子、キャビネット等清掃
 - ・湯沸室、台所、洗面所等清掃
 - ・手すり、扉、ノブ清掃
 - ・金具清掃
 - ・屑かご、灰皿清掃
 - ・車庫、自転車置場清掃
 - ・幹線道路、駐車場清掃
 - ・建物周囲清掃
- 契約金額:7,497 千円(税込)

委託業者は清掃業務の実施内容を作業日報に清掃方法、清掃箇所のマトリックス表に○印をつけ報告し、野球場長が内容を確認後、確認印を押印している。

業務仕様書では壁面清掃は週1回、天井、照明器具清掃は年2回実施することになっている。年間の作業日報を閲覧したが、壁面清掃、天井、照明器具清掃については作業日報において作業実施の形跡が見当たらなかった。

実際には作業は実施されているとのことであるが、事後的に確認は不可能であるし、形式上仕様違反といわざるを得ない。また、作業確認が適切に実施されているとは言い難い状況である。なお、清掃作業の頻度はその清掃方法、清掃箇所により毎日、週1回、月1回、2ヶ月に1回、月2回、年2回および随時まで多岐に渡っており、現状の日々の作業日報では年間通じて仕様通りの業務が履行されているか確認し難い様式となっている。作業内容の月毎や年間の総括表を作成し、容易に履行確認できるような工夫も必要と思われる。

(12) 野球場グラウンド整備業務(意見)

指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は野球場グラウンド整備業務についてZ社に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容:グラウンドの維持管理
- 契約金額:3,307 千円(税込)

当該業務委託契約については随意契約によっている。その理由は、「プロ野球・社会人野球・高校野球等多様な利用者に対応できるグラウンド状態を保つ必要があり、熟練した経験と高度な技術を要し、また競争入札に付した場合、不信用・不誠実な者が参加し、業務に著しく支障をきたすおそれがあるため。」としている。また、Z社を選定している理由としては「県の競争入札資格参加者であり、当野球場開場以来、当該業務を誠実かつ良好に履行し、現場状況等にも精通していること。また当該業務遂行のため経験・技術を十分に持っていること。」としている。

確かに個々の野球場とグラウンドキーパーには相性があり、一定のグラウンドの質を維持するためにはグラウンドキーパーは頻繁に変更するものではないことは理解できる。しかし、グラウンド整備業者は東北地方においても複数あり、岩手県内の他の野球場や東北地方他県の野球場の整備すべてをZ社が行っているわけでもない。相性の関係から業者を変更しないまでも他球場における同様の業務を同業他社がどの程度の金額で実施しているのか、他球場から情報を入手する等により契約金額の妥当性の検証を定期的実施することが望まれる。

10. 岩手県営運動公園



【施設の概要】

県営運動公園(以下「運動公園」という。)は、昭和41年6月に陸上競技場および補助競技場、昭和42年7月にテニスコート、昭和43年10月にラグビー・サッカー場、昭和44年3月に野球場が完成し、昭和45年開催の第25回国民体育大会の主会場として活用された。その後は、児童公園や遊びの森などの施設も整備し、各種スポーツやレクリエーションなど、本県の生涯スポーツの拠点として幅広い年齢層にも利用できる施設となっている。

- 陸上競技場・・・第1種陸上競技場、400m×8コース、全天候、収容人員30,000人
- サブトラック・・・第3種陸上競技場、300m×7コース、一部全天候
- テニスコート・・・オムニコート8面、収容人員1,000人、照明施設有
- サッカー場、ラグビー場・・・各1面、160m×90m、クレー、収容人員4,000人、照明施設有

- 野球場・・・軟式野球場 1 面、クレー、収容人員 4,000 人
- 登はん競技場・・・屋外競技場 1 面、屋内競技場 2 面
- 日本庭園・・・面積 17,000 m²、東屋 2 棟
- 児童遊園・・・面積 3,000 m²、遊具 34 基
- 交通公園・・・視聴覚教育施設交通施設、交通遊具、管理棟

(1) 施設の状況

項目	内容
所在地	盛岡市みたけ 1-10-1
所管部署	教育委員会事務局スポーツ健康課
供用開始月日	昭和 41 年 6 月 1 日
設置目的	体育の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する
設置根拠条例	県立都市公園条例
主な施設種類	陸上競技場、テニスコート、サッカー場・ラグビー場、野球場
面積(公有財産表)	敷地面積:243,737 m ² 建物面積:延 6,496 m ²
価格(公有財産表)	土地:16,238 百万円 建物:292 百万円
管理運営方法	平成 17 年度:管理委託 受託者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団
	平成 18 年度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団
	平成 19 年度:指定管理 指定管理者の名称:財団法人岩手県スポーツ振興事業団

管理委託料	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
	147,478 千円	141,776 千円	138,639 千円
指定管理料	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	76,554 千円	76,748 千円	75,051 千円
供用時間	<p>○陸上競技場等有料施設</p> <p>4月1日～11月30日 6時～21時</p> <p>12月1日～3月31日 6時～17時</p> <p>○日本庭園、ヘルスコース等</p> <p>通年 24 時間開園</p> <p>○交通公園、児童遊園</p> <p>4月1日～10月31日 8時30分～17時</p> <p>11月1日～3月31日 閉園</p>		
休館日	原則なし。		
利用料	次表のとおり。		

施設の利用料金

公園施設名	使用の区分		単位	施設の使用料		
				一般	学生および生徒	
陸上競技場	貸切使用の場合	入場料、会費またはこれらに類する料金	1日までごとに		円	円
				54,350	18,370	
	合	(以下「入場料等」と	半日までご	午前	19,340	6,630

		いう。)を徴収する場合	とに	午後	35,000	11,740
		入場料等を徴収しない場合	1日までごとに		18,370	9,240
			半日までごとに	午前	6,630	3,360
			とに	午後	11,740	5,860
	個人使用の場合		1人1時間までごとに	普通使用(1回につき)	100	50
				回数使用(11回につき)	1,000	500
補助競技場	貸切使用の場合		1時間までごとに		450	200
野球場	貸切使用の場合		1時間までごとに	普通使用(1回につき)	590	300
				回数使用(11回につき)	5,900	3,000
ラグビー場、サッカー場	入場料等を徴収する場合		1日までごとに		9,910	4,020
	入場料等を徴収しない場合		1時間までごとに1面ごとに	普通使用(1回につき)	470	240
			とに	回数使用(11回につき)	4,700	2,400
			1時間までごとに半面ごとに	普通使用(1回につき)	240	120
			とに	回数使用(11回につき)	2,400	1,200

テニスコート	入場料等を徴収する場合	1日までごとに1面ごとに		7,000	3,700
	入場料等を徴収しない場合	1時間まで ごとに1面ご とに	普通使用(1回 につき)	600	300
			回数使用(11 回につき)	6,000	3,000
登はん競技場		1時間まで ごとに1面ご とに	普通使用(1回 につき)	200	100
			回数使用(11 回につき)	2,000	1,000

(2) 初期投資の状況

(単位:百万円)

区分	事業費合計	取得財源				備考
		一般財源	国庫補助金	県債	その他	
用地費	624	—	—	—	—	財産台帳の取得価 格の積上げ 財源不明
建設費	705	—	—	—	—	施設の沿革から記載
合計	1,329	—	—	—	—	財源不明

(3) 施設に係る職員の状況

① 従事職員数

ア. 指定管理業務従事者数

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0	0
団体職員	7	4	4
(うち県OB)	(3)	(3)	(3)
(うち県派遣者)	(0)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	6	4	5
計	13	8	9
県派遣職員	9	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
合計	22	8	9

イ. 県派遣者数

(単位:人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	0	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
合計	0	0	0

② 人件費

ア. 指定管理業務人件費

(単位:百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
団体役員	0	0	0
団体職員	40	13	16
(うち県OB)	(15)	(12)	(11)
(うち県派遣者)	(0)	(0)	(0)
団体臨時・嘱託等	12	8	8
県派遣職員	12	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
合計	64	21	24

イ. 県派遣者人件費

(単位:百万円)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
県派遣職員	0	0	0
県費採用臨時・嘱託等	0	0	0
合計	0	0	0

(4) 施設の利用状況

(単位:人、百万円)

区分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入	利用延人数	利用料 収入
陸上競技場	136,417	2	165,926	2	167,289	2
補助競技場	19,114		23,393		25,763	
野球場	11,695	1	11,905	1	10,713	1
ラグビー場・サッカー場	56,076	2	74,677	2	82,409	2
テニスコート	70,366	9	67,721	8	68,559	8
登はん競技場	4,386		4,244		9,588	1
その他	110,768	(無料)	131,956	(無料)	150,024	(無料)
合 計	408,822	14	479,822	13	514,345	14

(5) 収支の状況

平成 17 年度【管理委託制度】

(単位:千円)

項目	平成 17 年度
人件費	43,940
共済費	12,312
賃金(臨時職員)	7,410
旅費	1,365
需用費	28,981

役務費	2,110
委託料	34,359
使用料等	735
原材料費	646
負担金等	3
厚生福利費	187
公課費	6,591
委託費合計(①)	138,639
利用料収入 (②)	13,506
雑収入 (③)	594
収入合計(④(②+③))	14,100
県支出人件費 (⑤)	65,602
県支出修繕費 (⑥)	47,775
収支:県民負担額 (①-④+⑤+⑥)	237,916

(平成 18、19 年度)【指定管理者制度】

(単位:千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
人件費	20,870	23,539
修繕費	8,647	8,007
光熱水費	12,994	12,639
委託費	28,168	29,437

新規事業開発費		
その他	8,287	10,383
指定管理者負担費用合計 (①)	78,966	84,005
指定管理者利用料収入	12,414	13,457
収入合計 (②)	12,414	13,457
指定管理者の収支差額 (③(①-②))	66,552	70,548
県支出指定管理料(④)	76,554	76,748
県利用料収入 (⑤)	0	0
県雑収入 (⑥)	602	663
県支出修繕費等 (⑦)	0	0
収支: 県民負担額 (⑧(④-⑤-⑥+⑦))	75,952	76,085
指定管理料と指定管理者 負担の差額(③-④)	△10,002	△6,200

【監査の結果と意見】

(1) 運動公園の存在意義(意見)

運動公園は、昭和 45 年の国民体育大会の競技会場として建設されたものであり、主な施設としては、陸上競技場、野球場、ラグビー場、サッカー場、テニスコート、登はん競技場等が併設されている複合施設である。平成 18 年度、19 年度の利用人数、利用日数は(図表 53)および(図表 54)のとおりであり、現状においては野球場以外の施設について

は概ね 60%以上を維持しており、一部の施設においては、積雪等の関係で冬季が使用できないことを鑑みると利用状況は概ね良好であるといえる。

(図表 53) 平成 19 年度、平成 18 年度の利用者数

施設名	利用者数			施設利用料		
	平成 19 年度	平成 18 年度	増減率	平成 19 年度	平成 18 年度	増減率
	人	人	%	円	円	%
陸上競技場	167,289	165,926	100.8	2,120,750	1,717,015	123.5
補助競技場	25,763	23,393	110.1	281,960	242,430	116.3
野球場	10,713	11,905	90.0	407,525	386,445	105.5
ラグビー場・サッカー場	82,409	74,677	110.4	1,746,530	1,855,620	94.1
テニスコート	68,559	67,721	101.2	8,054,800	7,863,070	102.4
登はん競技場	9,588	4,244	225.9	761,660	275,360	276.6
交通公園	59,607	43,674	136.5	—	—	—
一般利用者	90,417	88,282	102.4	84,200	74,390	113.2
合計	514,345	479,822	107.2	13,457,425	12,414,330	108.4

(図表 54) 平成 19 年度利用日数対開園日数

競技場名	開園日数 (A)	利用日数 (B)	利用件数	利用者数	利用率 (B) / (A)	利用料金 (円)
陸上競技場	299	234	619	167,289	78.3	2,120,750
補助競技場	366	265	410	25,763	72.4	281,960
野球場	366	180	271	10,713	49.2	407,525
ラグビー場	366	243	525	39,504	66.4	1,746,530
サッカー場	366	238	517	42,905	65.0	
テニスコート	284	279	6,865	68,559	98.2	8,054,800
登はん競技場	366	357	1,383	9,588	97.5	761,660
交通公園	178	162	—	59,607	91.0	—
あそびの森	366	267	—	9,882	73.0	—
団体利用	366	38	39	3,999	10.4	84,200
個人利用	366	363	—	76,536	99.2	—
合計	3,689	2,626	10,629	514,345	71.2	13,457,425

平成 19 年度の利用率について、平成 18 年度と比較し、顕著な変動はない。冬季に積雪によりかなりの日数で利用ができない状況となる岩手県の季節的な要因を考慮すると現状の利用率は十分評価できるが、野球場 49.2%(平成 18 年度 48.3%)、ラグビー場 66.4%(平成 18 年度 72.1%)、サッカー場 65.0%(平成 18 年度 66.3%)が、中では低い利用率となっている。野球場の利用者数が、大きく減少している原因として、土日等大会利用のキャンセルがあったことによると分析しているが、キャンセル待ち利用者の確保等その補充の方法等検討することが必要である。

(2) 交通公園指導業務委託契約(意見)

指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は交通公園指導業務についてc社団に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容:
 - ・実地指導業務
 - ・交通安全教室の開催業務
 - ・普及啓発資料の作成業務
 - ・交通安全相談業務
 - ・利用促進活動業務
 - ・施設等の管理業務
- 契約金額:4,839 千円(税込)

① 随意契約の理由について

当該契約については「交通安全指導という特殊な業務内容であり業務を遂行できるものが特定されていること。また、相手方は公益性の高い団体であり競争入札に適さないこと。」から随意契約によっており、またその相手先としてc社団を選定している理由として「当該業務は交通安全に関する知識および交通道德ならびに交通安全技能を習

得させることを目的としており、これらの業務運営のためには専門の指導員が必要であり、選定業者以外に当該業務を実施できるものがないこと」を挙げている。

しかし、主な対象は幼稚園児、小学生に対するものであり、内容についても一般的な交通社会常識に関する内容のものとなっており、同社団でなければ実施不可能な業務と言い切れるか疑問がある。また、仮に専門的能力が必要だとする場合、今後は同社団における実施者が保有する特殊能力について詳細に検討することが必要と考えられる。

② 業務の実施確認について

当該業務内容は前述のとおりであるが、毎月の業務実施報告書は定形の雛形に基づいており、委託内容のうち何をいつ実施したかについては記載されていない。特に「普及啓発資料の作成業務」については資料が作成された形跡もない。

また、業務仕様書によれば4月から10月までおよび11月以降の金曜日は交通公園勤務とし、それ以外については同社団において業務を行っても差し支えないものとされており、物理的に指定管理者の管理下でないことも多いことから日々の業務内容について確認できる報告様式とすることが必要と考えられる。

③ 予定価格の積算について

積算内容のうち人件費については次のとおりの計算としている。

主任指導員:1日あたり単価×25日×12ヶ月

指導員:1日あたり単価×25日×7ヶ月

なお、1日あたり単価については主任指導員については指定管理者における臨時的任用職員の取り扱いに関する最高単価、指導員については同最低単価を用いている。

ここで主任指導員の計算期間については12ヶ月とされ、年間通しての人件費として積算している。しかし、②に記載のとおり4月から10月までおよび11月以降の金曜日

は交通公園勤務とし、それ以外については同社団において業務を行っても差し支えないものとされていること、また、同社団勤務の場合、その本来業務と交通公園指導業務の内容は極めて類似しており、明確な区分ができるかについては疑問な点があることを勘案すれば、過大な積算がなされているとも考えられる。

今後は、①業務実績に基づき精算する、あるいは②仕様書で業務内容を明確に定義し、これに必要と考えられる時間分についての積算を行う等の方法によることが望まれる。

(3) 給排水設備保守点検業務(結果)

指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は給排水設備保守点検業務についてY社に委託している。その内容は次のとおりである。

- 業務内容：
 - ・受水槽から蛇口までの給排水設備の保守点検
 - ・貯水槽の清掃
 - ・水質検査
- 契約金額:1,501 千円(税込)

当該契約については「一般競争入札に付した場合、不信用不誠実なものが入札に参加する恐れがあり、また、契約上の義務違反があった場合、業務上著しく支障をきたす恐れがある。」ことから随意契約によっており、またその相手先として Y 社を選定している理由として「県の委託契約入札参加資格者で、県営体育施設の給排水管経路に精通し、業務内容を完全に履行できる業者であり、また、過去の履行状況も良好であること」を挙げている。

しかし、施設が整備されてからかなり経年しているとはいえ給排水管経路に関する図面も残っていることから特定の業者でなければ実施できない業務であるとはいえないものと

考える。今後は競争入札によることが必要である。

(4) 物品の管理不備(結果)

指定管理業務に関する基本協定書により、指定管理者である財団法人岩手県スポーツ振興事業団は県に帰属する物品について、適切に管理する責任を有している。しかし、同財団は指定管理者基本協定書締結時において、物品の実査を行ったのみで、その後、定期的な実査を行っていない。

また、当運動公園への往査日において、指定管理者基本協定書に添付されている備品管理一覧表から任意に 19 件のサンプルを抽出し現物確認を実施した結果、(図表 55)のような不備が認められた。

(図表 55) 現物確認と突合の結果

物品番号	品名	数量	現物確認の可否	検出事項
404-00019502	OAテーブル	1	○	検出事項なし
404-00020343	ビジネスキッチン	1	○	検出事項なし
404-00048169	電動穿孔機	1	○	現品の確認はできたものの、長期間未使用の状態であった。
410-00126992	小型貨物自動車1600c c	1	○	検出事項なし
405-00041824	サッカーゴール	1	○	検出事項なし
406-00008433	テニス用審判台	8	○	検出事項なし
407-00046621	ユニカール(サンラッキ	5	×	現品が特定できな

	一)			かった。
409-00111247	登はんボードパネル	1	○	検出事項なし
411-00002391	男子用やり	1	○	検出事項なし
411-00002419	吸水ローラー	2	×	備品管理一覧表には2つとの記載がなされているが、実際は3つあった。
411-00002885	サッカーゴール	1	○	検出事項なし
411-00047661	ハンマー7.26kg	2	○	検出事項なし
413-00119234	走り高跳び用・上面マット	1	○	検出事項なし
416-00037526	棒高跳用上面マット	1	○	検出事項なし
404-00050212	衝立	3	×	備品管理一覧表には3つとの記載がなされているが、現物は2つしか確認できなかった。
404-00050214	帽子掛	1	○	検出事項なし
404-00050384	棒高跳用マット	2	○	検出事項なし
404-00050606	ゴーカート	35	×	備品管理一覧表には35台との記載がなされている

				が、現物は30台しか確認できなかった。
404-00050620	シート	1	○	検出事項なし

19 件の現物確認手続の結果、現物と備品管理一覧表との数量に相違があったものが3件であった。さらに、現品を特定することができなかったものが1件あった。また、備品管理一覧表は指定管理者基本協定書を締結した平成18年3月時点における備品のみを記載したものであるが、それ以後の増減については反映されていない。これらのことから、備品管理を行うに当たって、備品管理一覧表が管理台帳として機能しているとは言い難い。

物品が県有資産であることに鑑みれば、現物の状況把握、網羅的な管理台帳の作成は、資産管理上非常に重要であり、より厳格な管理が求められるものである。管理すべき資産を網羅した管理台帳が存在していない現状を考えると、早急に物品の一斉確認を実施し、管理台帳を作成の上、その後定期的に現物の確認およびそれに伴う備品管理台帳の更新を実施していくべきである。

また、指定管理者基本協定書には、物品の実査を行うべきとの条項がない。物品の定期的な実査を行うのは、「善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない」との規定から当然のことであるが、改めて基本協定書に記載を行い、業務の明確化を図るべきである。

(5) 小口現金の管理について(意見)

運動公園で使用されている小口現金の用途および保管額は以下のとおりである。

- 用途

- 事業実施において緊急に必要な物品を購入するとき
- 修繕材料等少量の資材を購入するとき
- 現金でなければ調達できない物品を購入するとき
- 事業団一般会計の範囲内での支出であること

- 保管額

10 万円

運動公園では、上記の小口現金の管理のために現金出納帳を作成している。当該現金出納帳には小口現金の使用の度に摘要が記載されるが、使用者の署名または押印が行われていない。また、月末において施設長が実査を行い帳簿残高との照合を行っているとのことであるが、照合証跡が残されていない。これらが適切に行われることは相互牽制を働かせ不正の防止に有効なものである。したがって、現金出納帳に使用者の署名または押印を行い、また、実査を行った際には証跡を残すことが望まれる。

(6) 有料公園施設使用申込書の管理について(意見)

有料公園施設使用申込書は、施設利用者が施設利用時に記入を行い、使用料金とともに施設に提出するものである。当該有料公園施設使用申込書について未使用の冊数が確認できる管理簿を作成しておらず、また、実査も実施されていなかった。

有料公園施設使用申込書は複写式となっており、1枚は施設利用者にわたり領収書の性質を持つものである。したがって、管理は厳重に行うべきであると考えられ、未使用の冊数が確認できる管理簿の作成および定期的の実査を実施することが望まれる。

以 上

(別紙1)管理運営状況 評価シート

様式例

管理運営状況 評価シート【平成 年度】

(評価日 年 月 日)

1 施設の概要

施設名	
所在地 電話・FAX HP・電子メール	
設置根拠	条例
設置目的	(設置: 年 月 日)
施設概要	敷地面積、建物面積、主な施設、利用定員等
施設所管課	岩手県 課 (電話 019-629- 内線()、メールアドレス @pref.iwate.jp)

2 指定管理者

指定管理者名	
指定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日(年間)
連絡先	

3 指定管理者が行う業務等

業務内容(主なもの)			
職員配置、管理体制	〇〇名(常勤換算〇〇名) (年 月 日現在)	組織図	
	(内訳) 正職員〇名、非常勤・パート職員〇名、 他社等からの派遣〇名、その他〇名		
利用料金			
開館時間		休館日	

4 施設の利用状況

(単位:)

(利用者数、稼働率等)	前期間 平均	指定管理期間				備考
		年度	年度	年度	期間平均	
第1四半期						
第2四半期						
第3四半期						
第4四半期						
年間計(実績)						
年間計(計画)						

5 収支の状況

(単位:千円)

区分	前期間 平均	指定管理期間				備考
		年度	年度	年度	期間平均	
収入	利用料金収入					
	県委託料					
	自主事業収入					
	小計					
支出	人件費					
	維持管理費					

	事業費						
	自主事業費						
	小計						
収支差額							

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見(満足度等)の把握方法

把握方法		実施 主体	
------	--	----------	--

(2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	苦情 件、要望 件、その他 件		
主な苦情、要望等		対応状況	
①			
②			
③			
その他利用者からの積極的な評価等			

7 業務点検・評価(※)

(1) 業務の履行状況

項目	事業計画、県が求める水準	実績(指定管理者の自己評価)	評価指標
運営業務			
施設の利用状況			
事業の実施状況			
施設の維持管理状況			
記録等の整理・保管			
自主事業、提案内容の実施状況			
(施設所管課評価) ・成果のあった点 ・改善を要する点			

(2) 運営体制等

項目	事業計画、県が求める水準	実績(指定管理者の自己評価)	評価指標
職員の配置体制			
苦情、要望対応体制			
危機管理体制(事故、緊急時の対応)			
コンプライアンスの取組み、個人情報の取扱い			
県、関係機関等との連携体制			
(施設所管課評価) ・成果のあった点 ・改善を要する点			

(3) サービスの質

項目	事業計画、県が求める水準	実績(指定管理者の自己評価)	評価指標
運営業務			

利用者サービス			
利用者アンケート等			
(施設所管課評価)			
<ul style="list-style-type: none"> ・成果のあった点 ・改善を要する点 			

(4) サービス提供の安定性、継続性

項目	事業計画、県が求める水準	実績(指定管理者の自己評価)	評価指標
事業収支			
指定管理者の経営状況			
(施設所管課評価)			
<ul style="list-style-type: none"> ・成果のあった点 ・改善を要する点 			

※(注1) 県記載欄:「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」

指定管理者記載欄:「実績(自己評価)」

(注2) 評価指標

A: 協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績(効果)があり、優れた管理がなされている。

B: 概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績(効果)があり、適切な管理が行われている。

C: 一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。

D: 協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

(1) 指定管理者の自己評価

① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項

② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項

③ 県に対する要望、意見等

(2) 県による評価等

① 指定管理者の運営状況について

② 県の対応状況について(自己評価)

③ 次期指定管理者選定時における検討課題等

9 改善状況等

改善を要すると評価された項目(C、D評価の項目について)

改善状況

(指定管理者から県への報告年月日：年 月 日)

改善状況の確認

(再評価年月日 年 月 日)

(別紙2)アイーナ料金表

アイーナホール							
区分		9時から12時 まで	13時から17 時まで	17時30分 から21時30分 まで	9時から17時 まで	13時から21 時30分まで	9時から21時 30分まで
		円	円	円	円	円	円
入場料を徴収しない場合	土および休日	13,000	22,000	27,000	35,000	49,000	62,000
	その他の日	10,000	18,000	22,000	28,000	40,000	50,000
1,000円未満の入場料を徴 収する場合	土および休日	19,000	31,000	39,000	50,000	70,000	89,000
	その他の日	15,000	26,000	32,000	41,000	58,000	73,000
1,000円以上3,000円未満 の入場料を徴収する場合	土および休日	25,000	40,000	51,000	65,000	91,000	116,000
	その他の日	20,000	33,000	42,000	53,000	75,000	95,000
3,000円以上5,000円未満 の入場料を徴収する場合	土および休日	33,000	54,000	68,000	87,000	122,000	155,000
	その他の日	27,000	45,000	56,000	72,000	101,000	128,000
5,000円以上の入場料を徴 収する場合	土および休日	42,000	68,000	85,000	110,000	153,000	195,000
	その他の日	34,000	56,000	70,000	90,000	126,000	160,000
シャワー室 704		400	600	600	1,000	1,200	1,600
シャワー室 705		400	600	600	1,000	1,200	1,600
シャワー室 706		400	600	600	1,000	1,200	1,600
リハーサル室		3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
ミーティングルーム 707		1,200	1,600	2,400	2,800	4,000	5,200
ミーティングルーム 708		700	900	1,300	1,600	2,200	2,900
控室 709		600	700	900	1,300	1,600	2,200
控室 710		2,100	2,800	3,400	4,900	6,200	8,300
控室 711		1,400	1,900	2,200	3,300	4,100	5,500
控室 712		700	900	1,200	1,600	2,100	2,800
控室 713		700	900	1,200	1,600	2,100	2,800

ギャラリーアイーナ							
区分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30 分から21 時30分ま で	9時から 17時まで	13時から 21時30 分まで	9時から 21時30 分まで
		円	円	円	円	円	円
展示室1	入場料を 徴収しな い場合	900	1,300	1,900	2,200	3,200	4,100
	1,000円 未満の入 場料を徴 収する場 合	1,400	2,000	2,800	3,400	4,800	6,200
	1,000円 以上の入 場料を徴 収する場 合	1,900	2,700	3,800	4,600	6,500	8,400
展示室2	入場料を 徴収しな い場合	2,100	3,100	4,300	5,200	7,400	9,500
	1,000円 未満の入 場料を徴 収する場 合	3,200	4,600	6,400	7,800	11,000	14,200
	1,000円 以上の入 場料を徴 収する場 合	4,300	6,200	8,600	10,500	14,800	19,100
展示室3	入場料を 徴収しな い場合	2,700	3,900	5,500	6,600	9,400	12,100

1,000 円 未満の入 場料を徴 収する場 合	4,000	6,000	8,200	10,000	14,200	18,200
1,000 円 以上の入 場料を徴 収する場 合	5,500	8,000	11,000	13,500	19,000	24,500

会議室・研修室(5・6階)						
区分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
	円	円	円	円	円	円
会議室 501	6,300	8,500	12,000	14,800	20,500	26,800
(A・B 一体利用)						
会議室 501(A)	3,200	4,300	6,000	7,500	10,300	13,500
会議室 601	900	1,300	1,800	2,200	3,100	4,000
会議室 602	2,500	3,300	4,800	5,800	8,100	10,600
会議室 603	800	1,000	1,500	1,800	2,500	3,300
会議室 604	800	1,000	1,500	1,800	2,500	3,300

会議室 605	1,200	1,500	2,200	2,700	3,700	4,900
和 室 606	600	800	1,200	1,400	2,000	2,600
和 室 607	600	800	1,200	1,400	2,000	2,600
和 室 608	600	800	1,200	1,400	2,000	2,600
調理実習室	6,400	8,700	12,200	15,100	20,900	27,300
世代間交流室	10,900	14,600	20,400	25,500	35,000	45,900
スタジオ・調整室	3,700	5,000	6,900	8,700	11,900	15,600
練習スタジオ	800	1,200	1,600	2,000	2,800	3,600

会議室・研修室(7・8階)						
区分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30 分から21 時30分ま で	9時から 17時まで	13時から 21時30 分まで	9時から 21時30 分まで
	円	円	円	円	円	円
会議室 701	3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
会議室 702	3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
会議室 703	3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
会議室 801(特別)	4,600	6,200	8,700	10,800	14,900	19,500
会議室 802	3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
会議室 803	10,600	14,200	19,900	24,800	34,100	44,700
会議室 804	18,300	24,400	34,300	42,700	58,700	77,000
(A・B 一体利用)						

	会議室	9,200	12,200	17,200	21,400	29,400	38,600
	804(A)						
	会議室	9,200	12,200	17,200	21,400	29,400	38,600
	804(B)						
会議室 805		1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
会議室 806		1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
会議室 807		1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
会議室 808		1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
会議室 809(和室)		1,900	2,500	3,600	4,400	6,100	8,000
研修室 810		3,200	4,300	6,100	7,500	10,400	13,600
研修室 811		3,100	4,200	5,800	7,300	10,000	13,100
研修室 812		10,800	14,400	20,100	25,200	34,500	45,300
研修室 813		1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
研修室 814		1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
研修室 815		1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
研修室 816		1,400	1,900	2,700	3,300	4,600	6,000
研修室 817		1,900	2,500	3,600	4,400	6,100	8,000

イベント広場	
区分	1 時間当たり
	円
屋外広場 A	700
屋外広場 B	1,570

屋外広場 C	680
屋外広場 D	790
屋外広場 E	1,010
県民プラザ A	690
県民プラザ B	780
県民プラザ C	780
県民プラザ D	970
アイーナスタジオ	620

付属備品					
区 分			単位	利用料金の上限 額	備 考
				(1回につき)/円	
ホール	照明設 備	第1スポットライト	1式	2,580	
		第2スポットライト	1式	3,310	
		第3スポットライト	1式	3,310	
		第4スポットライト	1式	3,310	
		第5スポットライト	1式	3,480	
		第6スポットライト	1式	1,480	
		第7スポットライト	1式	1,130	
		第8スポットライト	1式	1,130	
		カラーフィルター	1式	190	
		クセノンフォロースポットライト	1式	1,160	
		プロジェクタースポットライト	1式	200	
		ディスクマシーン	1式	340	

		スライドキャリアマスク	1式	110	
		ダブルマシン	1式	200	
		リニアエフェクト	1式	280	
		パターンアダプタ	1式	40	
		ミラーボール(丸変速型)	1式	100	
		ミラーボール(楕円変速型)	1式	130	
		波エフェクト	1個	70	
		ステージスポットライト	1個	210	1kw
		ステージスポットライト	1個	190	0.5kw
		エリプソイダルスポット	1式	60	
		ストリップライト	1台	90	
		スモークマシーン	1式	200	
	映像設備	高輝度プロジェクター	1台	13,350	
		書画カメラ	1台	780	
		移動型液晶プロジェクター	1台	2,930	
	舞台設備	水引幕	1枚	560	
		源氏幕	1対	350	
		引割幕	1対	1,820	
		袖幕	1枚	390	
		一文字幕(H4.550)	1対	840	
		一文字幕(H3.220)	1枚	600	
		バック幕	1対	1,660	
		ダメ黒幕	1対	630	
		平台	1台	150	
		箱足	1個	10	
		箱階段	1台	220	
		電動昇降式演台	1台	1,030	
		花台	1台	190	

		司会者台	1式	840	
		金屏風	1双	2,360	
		白屏風	1双	2,360	
		旗パネル	1枚	260	
		地絣(W18.000)	1枚	990	
		地絣(W6.000)	1枚	200	
		展示パネル	1式	1,070	
		ホワイトボード	1台	60	
		プログラムスタンド	1台	120	
		パンチカーペット	1巻	250	
		仮設ステージ	1式	870	
		ミーティングチェア	1台	20	
		ピアノ	1台	13,570	
		指揮者台	1台	140	
		指揮者用譜面台	1台	70	
		譜面台	1台	70	
	その他	同時通訳装置	1式	16,470	
		国際会議用テーブル	1式	13,070	
展示室		展示台(H850)	1台	130	
		展示台(H900)	1台	250	
		展示台(H1,050)	1台	310	
		展示台(H1,200)	1台	330	
		簡易式展示パネル(3連)	1台	310	
		簡易式展示パネル(4連)	1台	400	
		簡易式展示パネル(5連)	1台	500	
		昇降式自立パネル	1台	720	
		床面照明器具	1台	30	
		スポットライト	1台	20	
		可動カウンター	1台	80	
		椅子	1台	20	
スタジ オ・調整		ドラムセット	1式	680	
		ギターアンプセット	1台	690	

室	ベースアンプセット	1台	590	
	電子ピアノ	1台	290	
	シンセサイザー	1台	240	
	譜面台	1台	10	
	丸椅子(楽器演奏用)	1脚	10	
	スピーカーパワーアンプセット	1台	880	
	ダイナミックマイクロホン	1本	60	WM-D15 0SW
	ダイナミックマイクロホン	1本	30	SM58
	コンデンサーマイクロホン	1本	110	
	マイクスタンド(ブーム式)	1台	50	
	マイクスタンド	1台	50	
	ステレオヘッドホン	1台	30	
その他	ピアノ	1台	5,030	リハーサル室
	簡易スピーカーシステム	1台	210	
	放送設備	1式	1,360	
	CD/MD ラジカセ	1台	120	
	ビデオ一体型/DVD プレーヤー	1台	70	
	スクリーン	1台	140	
	固定型プロジェクター(会議室 804 用)	1台	5,830	
	移動型プロジェクター(大会議室用)(小中会議室用)	1台	650	
	移動型プロジェクター(小中会議室用)	1台	330	
	書画カメラ(大会議室用)	1台	460	
	書画カメラ(小中会議室用)	1台	260	
	プロジェクター・書画カメラ台	1台	160	
	ノートパソコン	1台	320	
	茶道具	1式	620	
	展示パネル	1枚	110	
	金屏風	1双	700	
	折りたたみテーブル	1台	20	
スタッキングテーブル	1台	90		

	ステージ	1台	560	
	持込機器に係る電気使用	1kw までごと	120	

備考

①9時から12時まで、13時から17時までまたは17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時までまたは13時から21時30分までの場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3回使用したものとす。

②ホールの照明設備のうち、第1スポットライトから第8スポットライトの利用料金については、1列使用の場合は無料とし、2列以上使用の場合は上記の金額とする。